

改訂案	現 行
<p>【風水害等対策編 P 3～P 9】</p> <p>第1章 総論</p> <p>第1節 計画の主旨（省略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ・新居浜市防災会議条例 P1 ・新居浜市防災会議委員 P3 ・新居浜市災害対策本部条例 P4 ・愛媛県防災対策基本条例 <u>P7</u> ・新居浜市国土強靱化地域計画（資料編）重要業績指標（KPI）一 覧 <u>P851</u></p> </div> <p>第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 新居浜市</p> <p>(1)～(8)（省略）</p> <p>(9) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、<u>難病患者</u>、妊産婦、乳幼児、<u>アレルギー等の慢性疾患を有する者</u>、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進</p> <p>(10)～(19) 省略</p> <p>2 愛媛県</p> <p>(1)～(18) 省略</p> <p>(19) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との災害応急対策の連絡調整</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1) <u>中国四国管区警察局四国警察支局</u> <u>ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること</u> <u>イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</u> <u>ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること</u></p>	<p>【風水害等対策編 P 3～P 7】</p> <p>第1章 総論</p> <p>第1節 計画の主旨（省略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ・新居浜市防災会議条例 P1 ・新居浜市防災会議委員 P3 ・新居浜市災害対策本部条例 P4 ・愛媛県防災対策基本条例 <u>P5</u> ・新居浜市国土強靱化地域計画（資料編）重要業績指標（KPI）一 覧 <u>P850</u></p> </div> <p>第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 新居浜市</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、<u>妊産婦</u>、乳幼児、<u>外国人</u>（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進</p> <p>(10)～(19) 省略</p> <p>2 愛媛県</p> <p>(1)～(18) 省略</p> <p>(19) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等__の災害応急対策の連絡調整</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1) <u>中国四国農政局松山地域センター</u> <u>ア～キ（6）中国四国農政局へ移動</u></p>

エ 管区内各警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する
こと

オ 警察通信の確保及び統制に関すること

カ 警報の伝達に関すること

(2) 四国総合通信局

ア 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備の
ための調整並びに電波の統制監理に関すること

イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信
の運用監理に関すること

ウ 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること

エ 災害時における通信機器の供給の確保に関すること

オ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び
協議に関すること

(3) 四国財務局（松山財務事務所）

災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に
関すること

(4) 中国四国厚生局（四国厚生支局）

独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整に関すること

(5) 愛媛労働局

ア 事業場における風水害等による労働災害防止対策の周知及び指導に関す
ること

イ 事業場等の被災状況の把握に関すること

(6) 中国四国農政局

ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める
措置に関すること

イ 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること

ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関

(2) 愛媛森林管理署

ア～エ（7）四国森林管理局愛媛森林管理署へ移動

(1) に記述

すること

エ 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること

オ 防災に関する情報の収集及び報告に関すること

カ 災害時の食料の供給に関すること

キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること

(7) 四国森林管理局愛媛森林管理署

ア 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施

イ 国有林の整備保全

ウ 災害応急対策用木材（国有林）の供給

エ 民有林における災害時の応急対策等

(8) 四国経済産業局

ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること

イ 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること

ウ 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関する
こと

(9) 中国経済産業局

電気の供給の確保に必要な指導に関すること

(10) 中国四国産業保安監督部（四国支部）

ア 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に
関すること

イ 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害
の応急対応に関すること

ウ 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関するこ
と

(11) 四国地方整備局（松山河川国道事務所、四国山地砂防事務所、松山港湾・
空港整備事務所）（本文省略）

ア～イ（省略）

ウ 所掌に係る災害復旧事業に関すること

(2) に記述

(3) 四国地方整備局（松山河川国道事務所、_____松山港湾・
空港整備事務所）（本文省略）

ア～イ（省略）

ウ 公共土木施設の災害復旧についての指導に関すること。

エ～カ（省略）

(12) 四国運輸局（愛媛運輸支局）

ア 陸上輸送に関すること

(ア) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること

(イ) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関する
こと

イ 海上輸送に関すること

(ア) 非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並
びに緊急海上輸送体制の確立に関すること

(イ) 旅客航路事業者の行う地震災害応急対策の実施指導に関すること

(13) 大阪航空局（松山空港事務所）

ア 空港（航空保安施設等を含む。）及び航空機の保安に関すること

イ 災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保に関すること

(14) 国土地理院四国地方測量部

ア 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・
協力

イ 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力

ウ 地理情報システム活用の支援・協力

エ 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点
の復旧測量、地図の修正測量の実施

オ 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測
量法に基づく実施計画書への技術的助言

カ 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

(15) 大阪管区气象台（松山地方气象台）

ア～オ（省略）

(16) 第六管区海上保安本部（今治海上保安部）

ア～ソ（省略）

(17) 中国四国地方環境事務所

ア 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染
状況の情報収集及び提供

エ～カ（省略）

(4) 大阪管区气象台（松山地方气象台）

ア～オ（省略）

(5) 第六管区海上保安本部（今治海上保安部）

ア～ソ（省略）

イ 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達

ウ 家庭動物の保護等に係る支援に関すること

(18) 中国四国防衛局

災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整

4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）

(1) ～ (4) (省略)

(5) _____ 人員及び物資の緊急輸送に関すること

(6) ～ (7) (省略)

5 指定公共機関

(1) (省略)

(2) 日本銀行（松山支店）

ア 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節に関すること

イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること

ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること

エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること

オ 各種措置の広報に関すること

(3) 日本赤十字社（愛媛県支部）

ア～エ (省略)

(4) 日本放送協会（松山放送局）

ア (省略)

イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること

ウ～エ (省略)

(5) 西日本高速道路株式会社（四国支社）（本文省略）

(6) 独立行政法人水資源機構（池田総合管理所）

機構ダム（新宮ダム、富郷ダム）の保全及び災害復旧に関すること

(7) 電源開発株式会社（西日本支店）、電源開発送変電ネットワーク株式会社

4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）（省略）

(1) ～ (4) (省略)

(5) 通信支援、人員及び物資の緊急輸送に関すること

(6) ～ (7) (省略)

5 指定公共機関

(1) (省略)

(2) 日本赤十字社（愛媛県支部）

ア～エ (省略)

(3) 日本放送協会（松山放送局）

ア (省略)

イ 地震情報及びその他地震に関する情報の正確、迅速な提供による市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。

ウ～エ (省略)

(4) 西日本高速道路株式会社（四国支社）（本文省略）

(岡山送変電事業所)

電力施設の保全及び復旧に関すること

(8) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）

ア～エ（省略）

(9) 西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア～オ（省略）

(10) 日本通運株式会社（四国支店新居浜営業課）、福山通運株式会社（新居浜営業所）、佐川急便株式会社（新居浜営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）

（本文省略）

(11) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社（新居浜支社）

ア～エ（省略）

(12) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

（本文省略）

(13) イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート

ア～イ（省略）

6 指定地方公共機関

(1) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会

救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。

(2) ～ (4)（省略）

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理

(1) 一般社団法人新居浜医師会（本文省略）

(2) 社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会（本文省略）

(3) 新居浜商工会議所 ～ (12) 社会福祉施設等管理者（省略）

8 市民 ～ 9 事業者（省略）

(5) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）

ア～エ（省略）

(6) 西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア～オ（省略）

(7) 日本通運株式会社（新居浜支店）、福山通運株式会社（新居浜営業所）、佐川急便株式会社（新居浜店）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）

（本文省略）

(8) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社（新居浜支社）

ア～エ（省略）

(9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

（本文省略）

(10) イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート

ア～イ（省略）

6 指定地方公共機関

(1) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会

救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。

(2) ～ (4)（省略）

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理

(1) 新居浜医師会（本文省略）

(2) 新居浜市社会福祉協議会（本文省略）

(3) 新居浜商工会議所 ～ (12) 社会福祉施設等管理者（省略）

8 市民 ～ 9 事業者（省略）

【風水害等対策編 P10～P17】

第1章 総論

第3節 新居浜市の概況

- 1 自然的条件（省略）
- 2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、令和5年12月31日現在（住民基本台帳）114,070人であり、緩やかな減少傾向が続いているが、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が徐々にではあるが進んでいることがうかがえる。

また、65歳以上の高齢者の人口及び人口割合は、令和5年12月31日現在で37,206人、32.6%となっており、出生率の低下と相まって、本市でも少子高齢化の流れが続いている。

住民基本台帳人口 (各年12月末現在)

	S52 (最多人口)	S60	H7	H17	H27	R2	R5
人 口	<u>136,362</u>	134,532	131,164	126,936	122,347	117,846	<u>114,070</u>
世 帯 数	<u>44,354</u>	46,306	50,185	54,181	57,144	57,740	<u>57,550</u>
1世帯当人員	<u>3.08</u>	2.90	2.61	2.34	2.14	2.04	<u>1.98</u>

(2) (省略)

(3) 交通

ア 道路

本市には、高規格幹線道路1路線、国道1路線、主要地方道4路線、一般県道9路線、市道1,160路線が走っている。四国縦貫自動車道は、四国を東西に結ぶ高規格幹線道路として、また市中央部を東西に横切る一般国道11号、臨海部を東西に通る主要地方道壬生川新居浜野田線、及び中心部を南北に走り別子山地域へ向かう主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線は、広域幹線道路としての役割を担っている。

イ～ウ (省略)

3 建物状況

本市の建物は、全体の74%が木造建物である。また、全体の51%が昭和56年5

【風水害等対策編 P8～P15】

第1章 総論

第3節 新居浜市の概況

- 1 自然的条件（省略）
- 2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、令和2年12月31日現在（住民基本台帳）117,846人であり、緩やかな減少傾向が続いているが、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が徐々にではあるが進んでいることがうかがえる。

また、65歳以上の高齢者の人口及び人口割合は、令和2年12月31日現在で37,997人、32.2%となっており、出生率の低下と相まって、本市でも少子高齢化の流れが続いている。

住民基本台帳人口 (各年12月末現在)

	S40	S50	S60	H7	H17	H27	R2
人 口	135,875	134,704	134,532	131,164	126,936	122,347	117,846
世 帯 数	35,056	43,456	46,306	50,185	54,181	57,144	57,740
1世帯当人員	3.88	3.10	2.90	2.61	2.34	2.14	2.04

(2) (省略)

(3) 交通

ア 道路

本市には、高規格幹線道路1路線、国道1路線、主要地方道4路線、一般県道9路線、市道1,127路線が走っている。四国縦貫自動車道は、四国を東西に結ぶ高規格幹線道路として、また、市中央部を東西に横切る一般国道11号、臨海部を東西に通る主要地方道壬生川新居浜野田線、及び中心部を南北に走り別子山地域へむかう主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線は、広域幹線道路としての役割を担っている。

イ～ウ (省略)

3 建物状況

新居浜市の建物は、全体の74%が木造建物である。また、全体の54%が昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建物である。建物用途別では、全

月31日以前の旧耐震基準で建築された建物である。建物用途別では、全体の76%が住宅である。

建物構造別棟数 (R6.1.1 現在)

構造	木造	非木造	合計	うち S56 年以前建築
				棟数
構成比率	74%	26%	100%	51%

建物用途別棟数

建物用途	住宅	商業	工業	その他	合計
棟数	56,191	3,875	6,296	7,642	74,004
構成比率	76%	5%	9%	10%	100%

4 過去の災害履歴 (省略)

資料編 ・ 災害履歴一覧表 [P838](#)

【風水害等対策編 P18～P22】

第2章 災害予防対策

第1節 気象予警報等の伝達

1 定義

(1) 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報をいう。

(2) 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報をいう。

(3) 注意報

体の76%が住宅である。

建物構造別棟数 (R2.4.1 現在)

構造	木造	非木造	合計	うち S56 年以前建築
				棟数
構成比率	74%	26%	100%	54%

建物用途別棟数

建物用途	住宅	商業	工業	その他	合計
棟数	56,177	3,867	6,299	7,803	74,146
構成比率	76%	5%	8%	11%	100%

4 過去の災害履歴 (省略)

資料編 ・ 災害履歴一覧表 [P837](#)

【風水害等対策編 P16～20】

第2章 災害予防対策

第1節 気象予警報等の伝達

1 定義

(1) 特別警報

特別警報とは、気象業務法に基づき大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮、が特に異常であることによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行うために、松山地方気象台が発表する予報をいう。

(2) 警報

警報とは、気象業務法に基づき、大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告するため、松山地方気象台が発表する予報をいう。

(3) 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報をいう。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

早期注意情報とは、5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表するものをいう。

(5) 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表するものをいう。

(6) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、県と松山地方気象台から共同で発表するものをいう。

(7) 洪水予報（省略）

(8) 水防警報

水防警報とは、水防法第16条_____の規定に基づき、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について、洪水、津波又は高潮等によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。本市では、知事が水防警報を行う河川について指定されている。

資料編 水防警報 P213

知事の行う水防警報の対象とする基準水位観測所及び水防警報の通知等（表削除）

(9)（省略）

(10) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第22条の規定に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達されるものをいう。

注意報とは、気象業務法に基づき、大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮等によって災害の起こるおそれがある場合に注意を促すため、松山地方気象台が発表する予報をいう。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

早期注意情報とは、5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で松山地方気象台が発表するものをいう。

(5) 気象情報

気象情報とは、予警報の利用価値を高め、防災対策への支援をより効率的にするために、気象現象の推移や観測成果、防災上の注意事項等を具体的に周知することが必要であるときに気象庁が発表するものをいう。

(6) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、県と松山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表するものをいう。

(7) 洪水予報（省略）

(8) 水防警報

水防警報とは、水防法第16条第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮等によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。本市では、知事が水防警報を行う河川について指定されている。

知事の行う水防警報の対象とする基準水位観測所及び水防警報の通知等（表省略）

(9)（省略）

(10) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第22条の規定に基づき、松山地方気象台長が気象の状況が火災の予防上必要であると認めるとき、知事に通報するものをいう。

(11) (省略)

(12) 5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報

ア (省略)

イ 警戒レベル相当情報

警戒レベル相当情報とは、住民等が行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルとを関連付けるものをいう。

2 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

(1) 種類及び発表基準 (本文省略)

資料編 ・警報・注意報の発表一覧表 P58

・警戒レベルと住民等のとるべき行動について P854

(2) 細分区域

災害が起こると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、警報・注意報を市町単位で発表する。

警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表する。

この場合、区域名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示する。

東予 東予東部 ～ 四国中央市、新居浜市、西条市の地域

東予西部 ～ 今治市、上島町の地域

中予 ～ 松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の地域

南予 南予北部 ～ 大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町の地域

南予南部 ～ 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の地域

(3) 伝達系統

特別警報、警報、注意報の伝達系統は、資料編のとおりである。

(11) (省略)

(12) 5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報

ア (省略)

イ 警戒レベル相当情報

警戒レベル相当情報とは、警戒レベルに対応して、住民等が行動をとる際の判断に参考となる情報をいう。

2 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

(1) 種類及び発表基準 (本文省略)

資料編 ・特別警報、警報、注意報の発表基準 P41

・水防警報 P203

・警戒レベルと住民等のとるべき行動について P853

(2) 細分区域

災害が起こると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、警報・注意報を市町ごとに基準を設け、単位を市町及び沿岸の海域に細分して発表される。

この場合、市町名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示される。

東予 東予東部 ～ 四国中央市、新居浜市、西条市の地域

東予西部 ～ 今治市、越智郡の地域

中予 ～ 松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡、伊予郡の地域

南予 南予北部 ～ 大洲市、八幡浜市、西予市、喜多郡、西宇和郡の地域

南予南部 ～ 宇和島市、北宇和郡、南宇和郡の地域

なお、大雨、洪水、高潮の警報・注意報は、各市町を対象区域として発表する。

(3) 伝達系統

気象等特別警報、警報、注意報の伝達系統は、資料編のとおりである。

3 気象情報の種類及び伝達系統

(1) 種類

ア (省略)

イ 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。

(ア) (省略)

(イ) 特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されるもの

(ウ) 顕著な大雨や記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの

(エ) 少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を呼びかけたり、解説したりするためのもの。

ウ 気象情報の対象となる現象別の種類

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、*¹ 記録的短時間大雨情報、*² 竜巻注意情報、*³ 顕著な大雨に関する気象情報などがある。

※1 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に発表する。愛媛県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときに発表する。

※2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から概ね1時間である。

※3 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯によ

3 気象情報の種類及び伝達系統

(1) 種類

ア (省略)

イ 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる

(ア) (省略)

(イ) 特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意点を解説するもの

(ウ) _____ 記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの

(エ) 少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を喚起又は解説するためのもの。

ウ 気象情報の対象となる現象別の種類

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、*¹ 記録的短時間大雨情報、*² 竜巻注意情報 _____ などがある。

※1 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。具体的には、100mm以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表する。

※2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から____1時間である。

り非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。この情報は警戒レベル相当情報を補足するものとなり、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(2) 伝達系統 (省略)

4 土砂災害警戒情報の発表・伝達 (本文省略)

資料編 ・警戒レベルと住民等のとるべき行動について [P854](#)

(1) 発表基準

大雨警報 (土砂災害) 発表中において、降雨の実況と重ね2時間先までの気象庁の降雨予測を含ませた指数が基準に達したとき、市町ごとに発表する。

(2) 解除基準

降雨の実況に基づく指標が基準を下回り、かつ降雨予測を合わせた指標が短時間で再び超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除する。

5 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

(1) 火災気象通報

この通報は消防法第22条の規定により行う通報である。火災の予防上危険であると認められた時は気象台長 _____ が、その状況を知事に通報するものである。

通報を受けた知事は、直ちにこれを市町長に通報しなければならない。

火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらか若しくは同時に発表又は発表される見込みの場合である。

資料編 ・愛媛県と松山地方気象台との火災気象通報に関する実施要領 [P72](#)

(2) 火災警報 (本文省略)

(ア) ~ (イ) (省略)

(ウ) 火災警報発令時の火の使用制限

新居浜市火災予防条例 ([昭和37年条例第4号](#)) [29条の規定](#)により、次のとおり使用制限するものとする。

((ア)) ~ ((キ)) (省略)

(2) 伝達系統 (省略)

4 土砂災害警戒情報の発表・伝達 (本文省略)

資料編 ・警戒レベルと住民等のとるべき行動について [P853](#)

(1) 発表基準

大雨警報 (土砂災害) 発表中において、気象庁が作成する60分間積算雨量と土壌雨量指数が土砂災害警戒情報発表基準を超過すると予想された場合に、市町ごとに発表する。

(2) 解除基準

60分間積算雨量と土壌雨量指数が発表基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除する。

5 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

(1) 火災気象通報

この通報は消防法第22条の規定により行う通報である。火災の予防上危険であると認められた時は気象台長 及び測候所長 が、その状況を知事に通報するものである。

通報を受けた知事は、直ちにこれを市町長に通報しなければならない。

火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらか若しくは同時に発表又は発表される見込みの場合である。

資料編 ・愛媛県と松山地方気象台との火災気象通報に関する実施要領 [P60](#)

(2) 火災警報 (本文省略)

(ア) ~ (イ) (省略)

(ウ) 火災警報発令時の火の使用制限

新居浜市火災予防条例 _____ により、次のとおり使用制限するものとする。

((ア)) ~ ((キ)) (省略)

6 雨量情報及び水位情報の収集

(1) 雨量情報

雨量情報の収集方法については、気象庁、県及び市の設置する雨量計により情報の収集を行う_____。

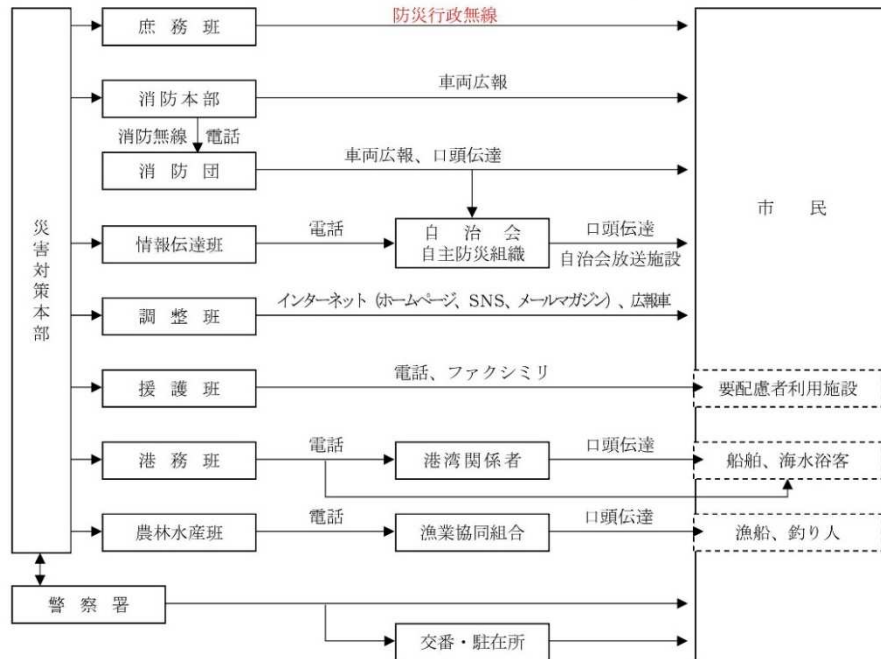
(2) 水位情報 (省略)

7 伝達体制

(1) 気象予警報等の収集伝達系統

松山地方気象台等から発せられる気象注意報、警報等の収集、伝達は、「新居浜市水防計画」に定められているとおり、消防職員又は危機管理課職員が受領し、これを直ちに消防長及び危機管理監に報告する。

防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能)による伝達系統



(2) 異常現象発見の際の手続

ア～イ (省略)

6 雨量情報及び水位情報の収集

(1) 雨量情報

雨量情報の収集方法については、気象庁、県及び市の設置する雨量計により情報の収集を行うとともに、住民自らも簡易雨量測定器等を用い雨量情報の収集に努めるものとする。

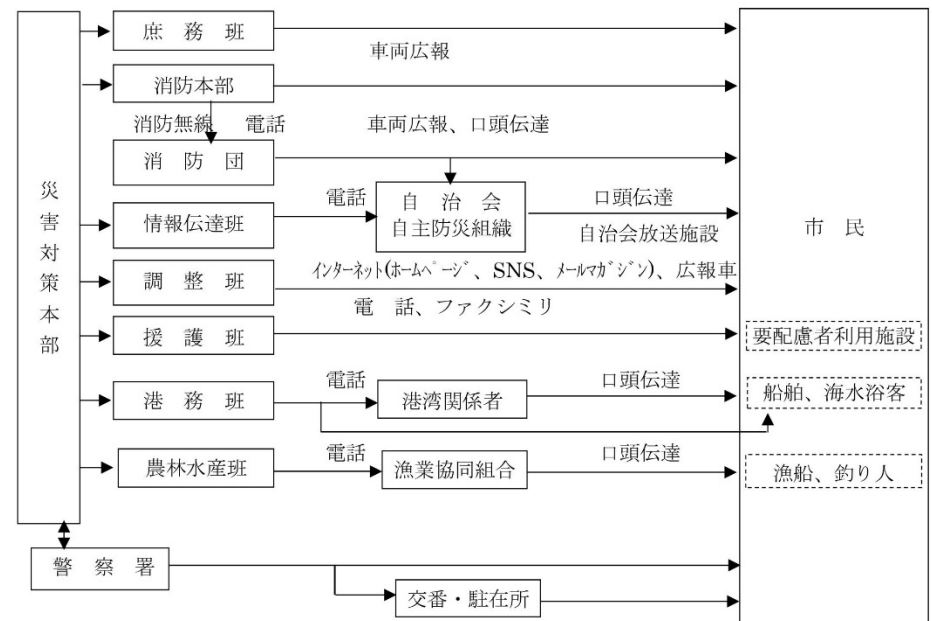
(2) 水位情報 (省略)

7 伝達体制

(1) 気象予警報等の収集伝達系統

松山地方気象台等から発せられる気象注意報、警報等の収集、伝達は、「新居浜市水防計画」に定められているとおり、_____危機管理__職員が受領し、直ちに消防長_____に報告する。

防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能)による伝達系統



(2) 異常現象発見の際の手続

ア～イ (省略)

ウ 上記ア及びイにより通報を受けた本部長（市長）は、直ちに次の機関に通報する。

（ア）～（ウ）省略

8 緊急伝達方法（省略）

【風水害等対策編 P 2 3～P 2 6】

第2章 災害予防対策

第2節 防災思想・知識の普及（本文省略）

1 市職員に対する教育（本文省略）

（1）～（3）（省略）

（4）警戒レベル等の内容及び避難情報が発令された場合に住民等がとるべき行動に関する知識

（5）～（9）（省略）

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校長は、前記第1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」（県教育委員会編）、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省編）等を参考にして、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。

（1）関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、風水害等に関する基礎知識を修得させるほか、警戒レベル等の内容及び発表又は避難情報が発令された場合にとるべき行動、風水害等発生時の対策（防災訓練等による避難場所、避難経路の確認等）の周知徹底を

ウ 上記（1）及び（2）により通報を受けた本部長（市長）は、直ちに次の機関に通報する。

（ア）～（ウ）省略

8 緊急伝達方法（省略）

【風水害等対策編 P 2 1～P 2 4】

第2章 災害予防対策

第2節 防災思想・知識の普及（本文省略）

1 市職員に対する教育（本文省略）

（1）～（3）（省略）

（4）警戒レベル等の内容及び避難指示等が発令された場合に住民等がとるべき行動に関する知識

（5）～（9）（省略）

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校長は、前記第1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実

を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」（県教育委員会編）、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省編）等を参考にして、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。

（1）関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、風水害等に関する基礎知識を修得させるほか、警戒レベル等の内容及び発表又は避難指示等が発令された場合にとるべき行動、風水害等発生時の対策（防災訓練等による避難場所、避難経路の確認等）の周知徹底を

を図る。

(2)～(5) (省略)

3 市民に対する防災知識の普及

災害時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、消防本部、防災士、自主防災組織、自治会等と連携し市民防災力の醸成を図るとともに、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動など防災に関する知識の普及・啓発を図る。避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知徹底に努める。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア)～(イ) 省略

(ウ) 警戒レベル等が発令された場合にとるべき行動に関する知識

(エ)～(ク) 省略

(ケ) 高潮浸水想定区域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識

(コ)～(テ) 省略

イ 啓発の方法 (省略)

(2) 社会教育を通じた啓発

市及び教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発を図り、各団体の構成員がそ

を図る。

(2)～(5) (省略)

3 市民に対する防災知識の普及

災害時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、消防本部、防災士、自主防災組織、自治会等と連携し市民防災力の醸成を図ると共に、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動など防災に関する知識の普及・啓発を図る。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知徹底に努める。

その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア)～(イ) 省略

(ウ) 警報等の発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動に関する知識

(エ)～(ク) 省略

(ケ) 高潮危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識

(コ)～(テ) 省略

イ 啓発の方法 (省略)

(2) 社会教育を通じた啓発

市及び教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発を図り、各団体の構成員がそ

それぞれの立場から地域の____防災に寄与する意識を高める。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。

ア～イ（省略）

(3)～(6)（省略）

4 関係機関の活動（省略）

5 普及の際の留意点

(1) 防災マップ等の活用

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。

防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫や、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて施す。

また、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

防災マップ等の配布____に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。

それぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。

ア～イ（省略）

(3)～(6)（省略）

4 関係機関の活動（省略）

5 普及の際の留意点

(1) 防災マップ等の活用

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。

防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫や、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて施す。

また、防災マップの作成に当たっては、____災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、気象防災アドバイザー等の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(4) 防災と福祉の連携等（省略）

【風水害等対策編 P 2 7～P 3 2】

第2章 災害予防対策

第3節 自主防災組織の活動（本文省略）

1 市民の果たすべき役割（本部省略）

(1) 平常時の実施事項

ア～イ（省略）

ウ 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。

エ 分散避難の観点から、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の様々な避難先及び避難経路等の検討を事前に行っておく。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

_____過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の_____持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

_____住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、気象防災アドバイザー等の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(4) 防災と福祉の連携等（省略）

【風水害等対策編 P 2 5～P 3 0】

第2章 災害予防対策

第3節 自主防災組織の活動（本文省略）

1 市民の果たすべき役割（本文省略）

(1) 平常時の実施事項

ア～イ（省略）

ウ 地域の危険箇所や_____避難場所、____避難所、避難経路、避難方法、家族等との連絡方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。

エ 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。

オ～ク（省略）

ケ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備しておく。

コ（省略）

サ（削除）

サ 家族で災害時の役割分担及び安否確認等の連絡方法を決めておく。

シ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。

ス 隣近所と災害時の協力について話し合う。

セ 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。

ソ 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員及び消防団等の協力団体や個人に対して、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

(2) 災害時等の実施事項

ア～ケ 省略

コ 家屋が被災した際は、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなどし、生活の再建に資する。

2 自主防災組織の育成強化（本文省略）

(1) 組織の編成単位（本文省略）

ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるため、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

イ～ウ 省略

(2) 組織づくり（本文省略）

ア 自治会長等を対象にリーダー養成のため防災士の養成に努めるとともに、

オ～ク（省略）

ケ _____ 飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄をするとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常持出し用）。また、自動車へのこまめな満タン給油を行い、動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物との同行避難や_____避難所での飼養について準備をしておく。

コ（省略）

サ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等を確認しておく。

シ 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。

ス ラジオ等の情報収集の手段を確保する。

セ 隣近所と災害時の協力について話し合う。

ソ 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。

タ 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員及び消防団等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

(2) 災害時等の実施事項

ア～ケ 省略

コ 家屋が被災した際は、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなどし、生活の再建に資する。

2 自主防災組織の育成強化（本文省略）

(1) 組織の編成単位（本文省略）

ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

イ～ウ 省略

(2) 組織づくり（本文省略）

ア 自治会長等を対象にリーダー養成のため防災士の養成に努めるとともに、

技能向上のため防災士フォローアップ研修等を実施する。また、市民の防災士資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。その際、女性の参画促進に努める。

また、新居浜防災士ネットワークにより、各防災士間の連携や防災対策等についての協議、自主防災組織の一層の育成促進による地域防災力の強化及び底上げを図る。

さらに、地域の自主防災組織などの防災訓練で、図上訓練の指導等を経験できるようにするなどスキルアップできる環境づくりを進める。

イ～エ 省略

オ 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、性別による役割の固定や偏りがおきかないよう配慮したうえで、誰が何を受け持つかを明確にし、お互いの役割や関係を体系づけておく。

また、自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めるところによるが、一般的には、次のような組織編成が考えられる。

自主防災組織と役割（図省略）

資料編 ・自治会自主防災組織設置会則（案） [P263](#)

3 地域における自主防災組織の果たすべき役割（本文省略）

(1)～(7) 省略

(8) 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害時ににおいて市から地区連絡員の派遣を受けたときに校区内の各公民館又は交流センターに連絡員を配置し、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

ア～ウ（省略）

(9)～(10) 省略

4 市の活動

(1) 自主防災組織づくりの推進

技能向上のため防災士フォローアップ研修等を実施するとともに、防災士の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。その際、女性の参画促進に努める。

また、新居浜防災士ネットワークにより、各防災士間の連携や防災対策等についての協議、自主防災組織の一層の_____促進による地域防災力の強化及び底上げを図る。

さらに、地域の自主防災組織などの防災訓練で、図上訓練の指導等を経験できるようにするなどスキルアップできる環境づくりを進める。

イ～エ 省略

オ 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、性別による役割の固定や偏りがおきかないよう配慮した上で、誰が何を受け持つかを明確にし、しっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。

また、自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めるところによるが、一般的には、次のような組織編成が考えられる。

自主防災組織と役割（図省略）

資料編 ・自治会自主防災組織設置会則（案） [P253](#)

3 地域における自主防災組織の果たすべき役割（本文省略）

(1)～(7) 省略

(8) 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害時に_____地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

ア～ウ（省略）

(9)～(10) 省略

4 市の活動

(1) 自主防災組織づくりの推進

市は、県の協力を得て、全ての自治会での自主防災組織の結成を推進する。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(2)～(3)省略

5 自主防災組織と消防団等との連携（省略）

6 事業所等における自主防災組織

(1) 自主防災活動（省略）

(2) 浸水想定区域内の活動（本文省略）

ア 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。

作成した計画及び自衛水防組織等の構成員について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

イ 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及

市は、県の協力を得て、全ての自治会で自主防災組織が結成できるように推進する。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(2)～(3)省略

5 自主防災組織と消防団等との連携（省略）

6 事業所等における自主防災組織

(1) 自主防災活動（省略）

(2) 浸水想定区域内の活動（本文省略）

ア 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下道・地下駐車場等地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する地下空間施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定多数かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。以下「地下空間等」という。）の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した計画及び自衛水防組織等の構成員について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下空間等と連続する施設であって、当該地下空間等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

イ 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた高齢者等の要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び

び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

ウ（省略）

7 地域における自主防災活動の推進

（1）地区防災計画（省略）

（2）地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、本地域防災計画において、各地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

8 地域と学校との連携（省略）

【風水害等対策編 P 3 3～P 3 4】

第2章 災害予防対策

第4節 事業者の防災対策

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

市は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

1 事業者の果たすべき役割（本文省略）

（1）平常時の実施事項

ア～イ（省略）

ウ 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努めるとともに、燃

自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

ウ（省略）

7 地域における自主防災活動の推進

（1）地区防災計画（省略）

（2）地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、本地域防災計画において、当該市の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

8 地域と学校との連携（省略）

【風水害等対策編 P 3 1～P 3 2】

第2章 災害予防対策

第4節 事業者の防災対策

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

市及び県は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

1 事業者の果たすべき役割（本文省略）

（1）平常時の実施事項

ア～イ（省略）

ウ 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努めるとともに、燃

料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施する。

エ～ソ（省略）

(2) 災害時の実施事項（省略）

2 市の活動

(1) 防災意識の啓発

市は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、市に協力する。

また、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

3 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援（省略）

【風水害等対策編 P 3 5】

第2章 災害予防対策

第5節 ボランティアによる防災活動

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティアコーディネーター等の養成や地域のNPO・ボランティア等のネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

1 災害救援ボランティアの養成・登録等（本文省略）

(1)～(3) 省略

(4) ボランティア団体相互間の連絡体制等ネットワーク化の推進

ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等を提供し、NPO・ボランティア等及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）相互間の連絡体制の構築を図るなど、活動環境の整備を図る。

(5) 省略

料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保方の事業継続上の取り組みを継続的に実施する。

エ～ソ（省略）

(2) 災害時の実施事項（省略）

2 市の活動

(1) 防災意識の啓発

市は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、市町に協力する。

また、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

3 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援（省略）

【風水害等対策編 P 3 3】

第2章 災害予防対策

第5節 ボランティアによる防災活動

大規模な災害時に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティアコーディネーター等の養成や地域のNPO・ボランティア等のネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

1 災害救援ボランティアの養成・登録等（本文省略）

(1)～(3) 省略

(4) ボランティア団体相互間の連絡体制等ネットワーク化の推進

ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や訓練、交流の機会を提供し、NPO・ボランティア等及び中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）相互間の連絡体制の構築を図るとともに、活動環境の整備を図る。

(5) 省略

2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保（省略）

- 2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保（省略）
- 3 ボランティアの果たすべき役割（省略）

【風水害等対策編 P36～P37】

第2章 災害予防対策

第6節 防災訓練の実施

災害時において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、本地域防災計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるように、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施する。

その際、自衛隊、今治海上保安部など国の機関の協力を得るとともに、学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むほか、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努めるほか、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

なお、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

- 1 防災訓練の実施責務又は協力（省略）
- 2 防災訓練の種別
- (1) 訓練の種別

- 3 ボランティアの果たすべき役割（省略）

【風水害等対策編 P34】

第2章 災害予防対策

第6節 防災訓練の実施

災害時において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、本地域防災計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるように、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施する。

その際、自衛隊、今治海上保安部など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む。

など実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努めるほか、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

さらに、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

- 1 防災訓練の実施責務又は協力（省略）
- 2 防災訓練の種別
- (1) 訓練の種別

市及び各防災関係機関が実施する訓練は、次のとおりとする。

訓練の種類別	時期	訓練内容	参加機関
総合防災訓練 (校区・地区単位)	毎年	風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した訓練	市、消防署、消防団、自主防災組織、住民
消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	〃
災害図上訓練	毎年	災害時における連絡体制、初動体制の確認や危険箇所、避難場所、避難所の確認	市、消防団、自主防災組織、住民
水防訓練	毎年	各種水防工法の実施訓練	市、消防署、消防団及び関係機関
非常参集訓練	毎年	災害関係課、災害担当者又は全職員の非常招集	〃
教養訓練	随時	防災活動上必要な教養訓練	県、県警、市
消防団教養訓練	随時	水防法、消防法、災害対策基本法、その他教養訓練、ポンプ操法、山岳遭難救助、火災防 ^火 ぎ	消防団
危険物等防災訓練	随時	危険物、高圧ガス等、災害防止訓練	県、県警、消防署、関係事業所
通信連絡訓練	随時	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送信	市、消防署、消防団、関係機関
避難訓練	随時	幼稚園児、保育園児、小・中学校児童・生徒及び住民等の集団避難訓練	園児・児童・生徒、住民、自主防災組織、市、消防署、消防団
災害救助訓練	随時	住民のほか要配慮者の救助訓練	自主防災組織、住民、社会福祉施設等職員、入居者、市

3 訓練の時期 (省略)

4 訓練の方法 (省略)

【風水害等対策編 P 3 8】

第2章 災害予防対策

第7節 業務継続計画の策定 (本文省略)

1 業務継続計画の概要 (省略)

2 市の業務継続計画

市は、災害応急活動を行いつつ、それ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。このため、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策

市及び各防災関係機関が実施する訓練は、次のとおりとする。

訓練の種類別	時期	訓練内容	機関
総合防災訓練	毎年	風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した訓練	市、消防署、消防団、自主防災組織、住民
消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	〃
災害図上訓練	毎年	災害時における連絡体制、初動体制の確認や危険箇所、避難場所、避難所の確認	市、消防団、自主防災組織、住民
水防訓練	毎年	各種水防工法の実施訓練	市、消防署、消防団及び関係機関
非常参集訓練	毎年	災害関係課、災害担当者又は全職員の非常招集	〃
教養訓練	随時	防災活動上必要な教養訓練	県、県警、市
消防団教養訓練	随時	水防法、消防法、災害対策基本法、その他教養訓練、ポンプ操法、山岳遭難救助、火災防 ^火 ぎ	消防団
危険物等防災訓練	随時	危険物、高圧ガス等、災害防止訓練	県、県警、消防署、関係事業所
通信連絡訓練	随時	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送信	市、消防署、消防団、関係機関
避難訓練	随時	幼稚園児、保育園児、小・中学校児童・生徒及び住民等の集団避難訓練	園児・児童・生徒、住民、自主防災組織、市、消防署、消防団
災害救助訓練	随時	住民のほか要配慮者の救助訓練	自主防災組織、住民、社会福祉施設等職員、入居者、市

3 訓練の時期 (省略)

4 訓練の方法 (省略)

【風水害等対策編 P 3 5】

第2章 災害予防対策

第7節 業務継続計画の策定 (本文省略)

1 業務継続計画の概要 (省略)

2 市の業務継続計画

市は、災害応急活動_____及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、_____災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計

定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

【風水害等対策編 P 39～44】

第2章 災害予防対策

第8節 避難対策

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

なお、市の避難計画の作成に当たっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに指定避難所に必要な設備、資機材の配備・職員の確保を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定める。また、避難について、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

県は、市に対し、避難情報の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

さらに、市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した全ての被災者について、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努める。

市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体

画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

【風水害等対策編 P 36～40】

第2章 災害予防対策

第8節 避難対策

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

なお、_____避難計画の作成に当たっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに指定避難所に必要な設備、資機材の配備・職員の確保を図る。また、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する_____

_____特に、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

さらに、市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した全ての被災者について、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努める。

間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

また、市は県とともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

また、市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、平常時から、場所や収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとするとともに、本地域防災計画に定めるほか、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、これらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、

また、市は県とともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（本文省略）

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害_____等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、

_____本地域防災計画に定める_____、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、これらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平常時から、指定避難所の場所収容人数等について、

関係地域住民に周知を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

さらに、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、社会福祉施設への緊急入所等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違いにも配慮するほか、ペットの同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

加えて、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等の確認をしておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機管理課と福祉部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の定義（省略）
- (2) 指定基準

指定緊急避難場所及び指定避難所の基準

指定緊急避難場所	指定避難所
<p>ア 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。</p> <p>イ 被災が想定されない安全区域内に立地していること。</p> <p>ウ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。</p> <p>エ 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受入れできるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につきおおむね0.5㎡以上を目安とし、施設については延床面積、オープンスペースについては敷地面積のそれぞれ半分を有効面積として算出する。</p> <p>オ 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。</p> <p>なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じて、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。</p> <p>また、想定を超える避難者数を収容する場所を確保するため、必要に応じて、近隣市町の協力を得て設置することも考慮する。</p>	<p>ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は、1名につきおおむね2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。</p> <p>イ 速やかに避難者等を受入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。</p> <p>ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。</p> <p>エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段が整備されていること。</u></p> <p>オ なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に受入れできること。</p> <p>なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

- (3) 福祉避難所の指定

関係地域住民に周知を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

さらに、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、社会福祉施設への緊急入所等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

加えて、感染症対策のため、平常時から、_____感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機管理課と福祉部が連携して、必要な措置について検討する_____。

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の定義（省略）
- (2) 指定基準

指定緊急避難場所及び指定避難所の基準

指定緊急避難場所	指定避難所
<p>ア 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。</p> <p>イ 被災が想定されない安全区域内に立地していること。</p> <p>ウ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。</p> <p>エ 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受入れできるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき概ね0.5㎡以上を目安とし、施設については延床面積、オープンスペースについては敷地面積のそれぞれ半分を有効面積として算出する。</p> <p>オ 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。</p> <p>なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。</p> <p>また、想定を超える避難者数を収容する場所を確保するため、必要に応じて、近隣市町の協力を得て設置することも考慮する。</p>	<p>ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は、1名につき概ね2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。</p> <p>イ 速やかに避難者等を受入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。</p> <p>ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。</p> <p>エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。<u>_____</u></p> <p>オ なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に受入れできること。</p> <p>なお、学校を_____避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>また、指定避難所として指定する場合には、指定避難所管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から危機管理課と福祉部が連携して、必要な措置について検討する。</p>

- (3) 福祉避難所の指定

災害時に、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、市内の社会福祉施設と連携し、必要な期間受入れるための二次的な避難所である福祉避難所として速やかに開設できるよう指定を行うほか、必要な設備の整備やヘルパー、福祉ボランティア等の協力体制の確立を図る。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

また、この公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった場合に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

資料編 ・ 緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 [P73](#)
・ 福祉避難所の指定一覧 [P76](#)

2 避難路の指定（省略）

3 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底

市は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他円滑な避難のための立退きを確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること等について、日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

災害時に、指定避難所内の一般避難スペースでのケアが困難な要配慮者については、市内の社会福祉施設と連携し、必要な期間受入れるための二次的な避難所である福祉避難所として速やかに開設できるよう指定を行うほか、必要な設備の整備やヘルパー、福祉ボランティア等の協力体制の確立を図る。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

また、この公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

資料編 ・ 緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 [P61、64、66](#)
・ 福祉避難所の指定一覧 [P62、65、68](#)

2 避難路の指定（省略）

3 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底

市は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害情報システムと連携した県でのスマートフォン向け避難支援アプリ「ひめシェルター」及び「市公式ライン」を活用し、災害時の避難を円滑にす

4 指定避難所の設備及び資機材の配備

市は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮のうえ、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。さらに、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースの整備等を進める。

(1) ～ (3) (省略)

(4) ガス施設

- (5) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (6) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (7) 給水用機材 (貯水槽、給水タンク)、井戸
- (8) 救護施設及び医療資機材
- (9) 物資の集積所
- (10) 仮設の小屋又はテント
- (11) 仮設トイレ、マンホールトイレ (公共下水道供用開始区域内)、携帯トイレ、簡易トイレ
- (12) 防疫用資機材
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) 非常電源
- (16) 日用品
- (17) 備蓄食料 (アレルギー対応を含む。) 及び飲料水
- (18) その他粉ミルク (アレルギー対応を含む。)、または液体ミルク、哺乳瓶や紙おむつ、生理用品、尿取りパッド (男性用・女性用) マスク、消毒液、段

る。

4 指定避難所の設備及び資機材の配備

市は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮のうえ、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ____避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくとともに、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

避難所として指定した学校等の建築物にお

いて、備蓄のためのスペースの整備等を進める。

(1) ～ (3) (省略)

- (4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護施設及び医療資機材
- (8) 物資の集積場所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 仮設トイレ、マンホールトイレ (公共下水道供用開始区域内)、携帯トイレ、簡易トイレ
- (11) 防疫用資機材
- (12) 清掃用資機材
- (13) 工具類
- (14) 非常電源
- (15) 日用品
- (16) 備蓄食料_____及び飲料水
- (17) その他液体ミルク _____ ・粉ミルク、 _____ 紙おむつ、生理用品、 _____ マスク、消毒液、段

ボールベッド、パーティション等

5 避難計画の作成

市は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の協力も得ながら避難体制の確立を図る。

また、計画作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害の態様及び地域の特性を踏まえるとともに、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まることが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

(避難計画作成時の留意事項) (省略)

6 避難情報発令に関するマニュアルの策定

国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、的確に避難情報の発令を行うため、次の事項に留意して「避難情報発令に関するマニュアル」を作成する。

なお、作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害種別毎のリスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知徹底を図る。

(1) 対象とする災害

洪水、土砂災害等の災害種別毎に、過去の災害や想定される災害を調査し、避難情報等を発令する対象とする災害を特定

(2) 避難情報発令の対象とする区域 (本文省略)

(3) 避難情報発令の客観的な判断基準

避難情報発令の判断基準については、資料編に掲載の「避難情報発令の判断基準」のとおりとする。

ア～イ (省略)

ウ 国又は県に避難情報発令について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定

(4) 避難情報発令の伝達方法

ア～ウ (省略)

(5) その他留意すべき災害特性

ア～イ (省略)

ボールベッド、パーティション等

5 避難計画の作成

市は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の協力も得ながら避難体制の確立を図る。

また、計画作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえるとともに、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

(避難計画作成時の留意事項) (省略)

6 避難指示に関するマニュアルの策定 (本文省略)

国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、的確に避難指示等を行うため、次の事項に留意して「避難指示」に関するマニュアル」を作成する。

なお、作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害種別毎のリスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知徹底を図る。

(1) 対象とする災害

洪水、土砂災害等の災害事象ごとに、住民が避難行動をとる必要がある地域を特定

(2) 避難指示等の対象とする区域 (本文省略)

(3) 避難指示等の客観的な判断基準

避難指示等の判断基準については、資料編に掲載の「避難指示等の判断基準」のとおりとする。

ア～イ (省略)

ウ 国又は県に避難指示等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定

(4) 避難指示等の伝達方法

ア～ウ (省略)

(5) その他留意すべき災害特性

ア～イ (省略)

ウ 安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すこと。

資料編 ・ 避難情報発令の判断基準 P16

- 7 防災上重要な施設の管理者の留意事項（省略）
- 8 避難マニュアルの作成支援（省略）
- 9 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、誰もが避難所の設置や運営のノウハウを理解できるような分かりやすいマニュアルを避難所ごとに作成するよう取り組む。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、[専門家、NPO、ボランティア等と定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。](#)

なお、動物同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

- 10 災害時におけるペットの救護対策（本文省略）
 - (1)～(5)（省略）
 - (6) 県等に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供
 - (7)（省略）
 - (8) 県等が行う動物救護活動への連携、協力、支援要請
 - (9)（省略）

- 11 広域避難者の受入体制の整備

原子力災害等の大規模な災害が発生した場合、市は、県内市町又は都道府県域を越える被災者の広域避難の受入に係る手続を円滑に行うための体制を整備する。

ウ 安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すこと。

資料編 ・ 避難情報発令の判断基準 P14

- 7 防災上重要な施設の管理者の留意事項（省略）
- 8 避難マニュアルの作成支援（省略）
- 9 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、誰もが避難所の設置や運営のノウハウを理解できるような分かりやすいマニュアルを避難所ごとに作成するよう取り組む。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、[適宜適切な見直しを図るよう努める。](#)

なお、動物の同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

- 10 災害時におけるペットの救護対策（本文省略）
 - (1)～(5)（省略）
 - (6) 県等に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供
 - (7)（省略）
 - (8) 県等に行う動物救護活動への連携、協力、支援要請
 - (9)（省略）

- 11 広域避難者の受入体制の整備

原子力災害等の大規模な災害が発生した場合、市は、県内市町又は都道府県域を越える被災者の広域避難の受入に係る手続を円滑に行うための体制を整備する。

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、万が一、四国電力株式会社伊方発電所における原子力災害発生時、県内市町は、県の指導の下に広域避難を実施することとされている。

市は、「愛媛県広域避難計画」に基づき、県の指導の下、原子力災害時における広域避難体制（受入れを含む。）の整備に努める。

【風水害等対策編 P 4 5～4 6】

第2章 災害予防対策

第9節 緊急物資確保対策

市は、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、平素から食料、生活物資、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの物資を各避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

なお、備蓄を行うに当たって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じて、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（県物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

市は、物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め情

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、万が一、四国電力株式会社伊方発電所において、原子力災害時、県内市町は、県の指導のもと広域避難を実施することとされている。

市は、「愛媛県広域避難計画」に基づき、県の指導のもと、原子力災害時における広域避難体制（受入れを含む。）の整備に努める。

【風水害等対策編 P 4 1～4 2】

第2章 災害予防対策

第9節 緊急物資確保対策

市は、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、平素から食料、生活物資、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの物資を各避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

なお、備蓄を行うに当たって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（県物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

また、物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必

報共有を図り、相互に協力するよう努める。また、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めることとする。

1 食料及び生活必需品等の確保

(1) (省略)

(2) 食料及び生活必需品の確保・供給計画の策定

市は、災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から食料及び生活必需品等の確保について次の措置を行う。

ア～ケ (省略)

(3) (省略)

2 飲料水等の確保 (省略)

3 物資供給体制の整備 (本文省略)

(1) 市の活動

ア～エ (省略)

オ 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する災害発生前の緊急通行車両の事前確認制度の積極的な活用の推進

カ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、
_____ 備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調
達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努
める。

1 食料及び生活必需品等の確保

(1) (省略)

(2) 食料及び生活必需品の確保・供給計画の策定

市は、災害が発生した場合、緊急に必要な食料及び生活必需品を適切に確保・供給するため、次の措置を行う。

ア～ケ (省略)

(3) (省略)

2 飲料水等の確保 (省略)

3 物資供給体制の整備 (本文省略)

(1) 市の活動

ア～エ (省略)

オ 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する _____
_____ の緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

第2章 災害予防対策

第10節 医療救護対策

災害発生後、迅速かつ多面的に、被災者のメンタルヘルスも考慮した医療救護活動が実施できるよう、新居浜・西条圏域災害医療対策会議等を活用しながら、あらかじめ医師会や愛媛県災害医療コーディネーター、保健所など関係機関との協力体制を確立し、必要な体制を整備する。

1 実施方針

(1) 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。市は、新居浜市医師会及び市内医療機関の協力を得て実施するが、市だけでは対応が困難な場合は、隣接市、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。

(2) (省略)

(3) 市は、自然災害や大規模事故の発生に備え、県が策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、保険医療活動チーム、救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。

(4) (省略)

2 災害医療コーディネーターの設置

(1)～(2) (省略)

(3) 県及び災害医療コーディネーターは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や保険医療活動チームの受入れ・派遣方針等についてあらかじめ検討を行う。

災害医療コーディネーターの設置一覧 (省略)

3 初期医療体制の整備

(1) 市における初期医療体制の確立

災害発生後の電話や道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、災害医療コーディネーター、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、市内医療機関及び愛媛県医師会に協力を要請し、次のとおり初期医療体制の確立を図る。

第2章 災害予防対策

第10節 医療救護対策

災害発生後、迅速かつ多面的に、被災者のメンタルヘルスを考慮した医療救護活動が実施できるよう、新居浜・西条圏域災害医療対策会議等を活用しながら、予め医師会や愛媛県災害医療コーディネーター、保健所など関係機関との協力体制を確立し、必要な体制を整備する。

1 実施方針

(1) 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。市は新居浜市医師会及び市内医療機関の協力を得て実施するものとするが、市だけでは対応が困難な場合は、隣接市、県、_____その他の関係機関の応援を得て行う。

(2) (省略)

(3) 市は、自然災害や大規模事故の発生に備え、県が策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、_____救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。

(4) (省略)

2 災害医療コーディネーターの設置

(1)～(2) (省略)

(3) 県及び災害医療コーディネーターは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等についてあらかじめ検討を行う。

災害医療コーディネーターの設置一覧 (省略)

3 初期医療体制の整備

(1) 市における初期医療体制の確立

災害発生後の電話や道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、災害医療コーディネーター、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、市内医療機関及び愛媛県医師会に協力を要請し、_____初期医療体制の確立を図る。

ア～オ（省略）

(2) 救護班の種類及び編成（本文省略）

ア 救護班の種類（省略）

イ 救護班の編成

救護班の編成単位は、おおむね医師1～2名、保健師、看護師4～5名、事務職員（自動車運転手を含む。）1～2名とする。ただし、愛媛県歯科医師会会員による救護班にあっては、おおむね歯科医師1名、歯科衛生士1名、事務職員1名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体が別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、招集連絡方法を定めておく。

4 後方医療機関

(1)（省略）

（表中）

救護診療所：旧町村の区域で病院がなく、かつ、公立の診療所がある場合に
1箇所程度選定

災害拠点病院：二次医療圏ごとに1箇所（松山圏域にあっては2箇所）指定

災害基幹拠点病院：県内に1箇所指定

(2)～(5)（省略）

資料編 ・病院、診療所等一覧表 [P119](#)
・救護班の編成と収容施設一覧表（県指定病院） [P128](#)

5 災害情報の収集・連絡体制の整備 ～ 10 救急救護体制の確保（省略）

資料編 ・愛媛県広域災害・救急医療情報システムの運営に関する覚書 [P305](#)
・救急救命処置に伴う広域的指示体制に関する覚書 [P301](#)

【風水害等対策編 P50】

ア～オ（省略）

(2) 救護班の種類及び編成（本文省略）

ア 救護班の種類（省略）

イ 救護班の編成

救護班の編成単位は、概ね医師1～2名、保健師、看護師4～5名、事務職員（自動車運転手を含む。）1～2名とする。 _____

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体が別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、招集連絡方法を定めておく。

4 後方医療機関

(1)（省略）

（表中）

救護診療所：旧町村の区域で病院がなく、かつ、公立の診療所がある場合に
1か所程度選定

災害拠点病院：二次医療圏ごとに1か所（松山圏域にあっては2か所）指定

災害基幹拠点病院：県内に1か所指定

(2)～(5)（省略）

資料編 ・病院、診療所等一覧表 [P104](#)
・救護班の編成と収容施設一覧表（県指定病院） [P110](#)

5 災害情報の収集・連絡体制の整備 ～ 10 救急救護体制の確保（省略）

資料編 ・愛媛県広域災害・救急医療情報システムの運営に関する覚書 [P409](#)
・救急救命処置に伴う広域的指示体制に関する覚書 [P700](#)

【風水害等対策編 P46】

第2章 災害予防対策

第11節 防疫・衛生体制の整備（本文省略）

1 実施体制

（1）班の編成

防疫については、知事又は西条保健所長の指示、指導により実施する。実施に当たっては、福祉部救護班、市民環境部環境衛生班を編成して行うものとし、人員が不足する場合は、臨時に作業員を雇い上げ、又は隣接市町、県へ応援要請を行う。

（2）～（3）（省略）

2 防疫用薬品等の調達（省略）

3 住民への指導（省略）

【風水害等対策編 P 5 0】

第2章 災害予防対策

第12節 保険衛生活動体制の整備（省略）

【風水害等対策編 P 5 1】

第2章 災害予防対策

第13節 孤立地区対策（本文省略）

1 孤立予想地域の事前把握（省略）

2 孤立の危険性に関する住民への周知（省略）

3 通信設備等の整備

外部との通信手段を確保するため、防災行政無線の整備、消防無線や衛星携帯電話の配備、西日本電信電話株式会社による特設公衆電話の事前設置及び通信設備等の非常用電源の確保に努める。

4 緊急救出手段の整備（省略）

5 集団避難の検討（省略）

6 食料等の備蓄の推進（省略）

第2章 災害予防対策

第11節 防疫・衛生体制の整備（本文省略）

1 実施体制

（1）班の編成

防疫については、知事又は西条保健所長の指示、指導により実施する。実施に当たっては、福祉部救護班、市民環境部環境衛生班を編成して行うものとし、人員が不足する場合は、臨時に作業員を雇い上げ、又は隣接市町、県へ応援要請を行う。

（2）～（3）（省略）

2 防疫用薬品等の調達（省略）

3 住民への指導（省略）

【風水害等対策編 P 4 6】

第2章 災害予防対策

第12節 保険衛生活動体制の整備（省略）

【風水害等対策編 P 4 7】

第2章 災害予防対策

第13節 孤立地区対策（本文省略）

1 孤立予想地域の事前把握（省略）

2 孤立の危険性に関する住民への周知（省略）

3 通信設備等の整備

外部との通信手段を確保するため、市防災行政無線の整備、消防無線や衛星携帯電話の配備に努めるとともに、通信設備等の非常用電源の確保に努める。

4 緊急救出手段の整備（省略）

5 集団避難の検討（省略）

6 食料等の備蓄の推進（省略）

【風水害等対策編 P 5 2～P 5 4】

第 2 章 災害予防対策

第 14 節 要配慮者の支援対策

市及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア、国際交流協会等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、危機管理課と福祉部等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。特に、市は障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を務めるとともに、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるよう、多様な手段による緊急の通報体制の整備にも努める。

また、計画等の策定にあたっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げ、社会福祉施設への緊急入所等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮する。

1 避難行動要支援者の避難支援

市は、本地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

本地域防災計画に基づき、市民環境部、福祉部など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

また、市民環境部や福祉部など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の

【風水害等対策編 P 4 8～5 0】

第 2 章 災害予防対策

第 14 節 要配慮者の支援対策

市及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア、国際交流協会等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、危機管理課と福祉部等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。

また、計画等の策定にあたっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げ、社会福祉施設への緊急入所等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮する。

1 避難行動要支援者の避難支援

市は、本地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

本地域防災計画に基づき、市民環境部、福祉部など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

また、市民環境部や福祉部など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員、地域住民_____等の

避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、地域特有の課題に留意した上で個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、市は被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

また、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

加えて、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

さらに、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、

避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、_____個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、_____多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

加えて、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

さらに、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、

両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

なお、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに避難生活に特別の配慮を要する病弱者等の要配慮者のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

(表の削除)

- ア 介護保険の要介護度が3以上の方
- イ 身体障がい程度が1級、2級の方
- ウ 精神障がい程度が1級、2級の方
- エ 知的障がい程度がA判定の方
- オ 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- カ 特定医療費(指定難病)受給者証を所持している方
- キ 小児特定慢性疾患医療受給者証を所持している方
- ク その他、災害時等において特に支援を要する方

(2)～(5) (省略)

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

本編第2章第8節「避難対策」に定めた「避難情報等の発令基準」において、避難情報の発令を、災害時に適時適切に発令し、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難行動を行うことができるよう努める。

また、緊急かつ着実な避難情報の発令が伝達されるよう、多様な手段(防災行政無線、緊急速報メール、市広報車、消防団による広報、電話、FAX、携帯電話、市公式ホームページ、コミュニティFM 新居浜FM78.0、市公式LINEアカウント等)を活用して情報伝達を行う。

(7) 避難支援等関係者の安全確保 (省略)

両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

なお、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに避難生活に特別の配慮を要する病弱者等の要配慮者のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

(表)

(2)～(5) (省略)

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

本編第2章第8節「避難対策」に定めた「避難指示等の発令基準」において、避難指示等を、災害時に適時適切に発令し、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難行動を行うことができるよう努める。

また、緊急かつ着実な避難指示等が伝達されるよう、多様な手段(防災行政無線、緊急速報メール、市広報車、消防団による広報、電話、FAX、携帯電話、市____ホームページ、防災ラジオ、コミュニティFM____、市公式ライン等)を活用して情報伝達を行う。

(7) 避難支援等関係者の安全確保 (省略)

資料編 ・ 緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 [P73](#)
・ 福祉避難所の指定状況 [P76](#)

2 福祉避難所の整備 ～ 6 地域住民の活動（省略）

7 社会福祉等施設管理者の活動

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

(2) ～ (5) (省略)

8 外国人及び市外からの来訪者への対策

地理不案内な外国人及び市外からの来訪者の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難所案内板等については、地図及びローマ字併記とするよう、検討する。

また、広報活動について、英語、中国語、韓国語等でも実施することを検討する。

【風水害等対策編 P 5 5～P 5 6】

第2章 災害予防対策

第15節 広域的な応援体制の整備（本文省略）

1 消防相互応援体制の整備

(1) 県内の消防応援

知事、県内の全市町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

(2) 緊急消防援助応援（省略）

2 全県的な防災相互応援体制の整備

資料編 ・ 緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 [P61、64、67](#)
・ 福祉避難所の指定状況 [P62、65、69](#)

2～ 6 地域住民の活動（省略）

7 社会福祉等施設管理者の活動

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、_____市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

(2) ～ (5) (省略)

8 外国人及び市外からの来訪者への対策

地理不案内な外国人及び市外からの来訪者の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難所案内板等については、地図及びローマ字併記とするよう、検討する。

また、広報活動について、英語、中国語、ハングル等でも実施することを検討する。

【風水害等対策編 P 5 1～P 5 2】

第2章 災害予防対策

第15節 広域的な応援体制の整備（本文省略）

1 消防相互応援体制の整備

(1) 県内の消防応援

_____県内の全市町長及び消防機関は、災害発生時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図るために、「愛媛県消防広域相互応援協定書」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定書」を締結している。

協定の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」及び「愛媛県水防計画」に定めるところによる。

(2) 緊急消防援助応援（省略）

2 全県的な防災相互応援体制の整備

消防以外の分野において、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域応援協定を締結するよう努めるとともに、具体的な運用を定めたマニュアルを整備する。

また、平成31年2月に県・市町連携により構築された人的な相互応援体制(県内市町間のカウンターパート方式)について更なる関係性を構築することにより実効性の確保に努める。

3 広域応援体制の整備(省略) ～ 5 民間団体等との協力体制の確立(省略)

6 受援計画の策定(本文省略)

(1)～(2)(省略)

(3) _____ 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮しつつ、支援を行う他自治体等の職員の執務スペースの確保を行う。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

7 協定の充実等 ～ 8 近隣の市町等との協力体制(省略)

資料編 ・ 協定一覧表 [P42](#)

【風水害等対策編 P57】

第2章 災害予防対策

第16節 資材・機材等の点検整備(省略)

【風水害等対策編 P58～P59】

第2章 災害予防対策

第17節 情報通信システムの整備

災害時における情報通信の重要性に鑑み、平素から大規模災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ正確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの更なる高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最

消防以外の分野において、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域応援協定を締結するよう努めるとともに、具体的な運用を定めたマニュアルを整備する。

3 広域応援体制の整備(省略) ～ 5 民間団体等との協力体制の確立(省略)

6 受援計画の策定(省略)

(1)～(2)(省略)

(3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮しつつ、支援を行う他自治体等の職員の執務スペースを確保_____

7 協定の充実等 ～ 8 近隣の市町等との協力体制(省略)

資料編 ・ 協定一覧表 [P31](#)

【風水害等対策編 P53】

第2章 災害予防対策

第16節 資材・機材等の点検整備(省略)

【風水害等対策編 P54～P55】

第2章 災害予防対策

第17節 情報通信システムの整備

災害時における情報通信の重要性に鑑み、平素から大規模災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ正確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの更なる高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最

新の情報通信関連技術を導入し、情報収集・連絡体制の整備に努める。

特に、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、デジタル技術の活用に取り組むものとする。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討を進めるとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

1 市の通信施設等の現状

本市において利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

(1) (省略)

(2) 防災行政無線（同報系）

(3) IP無線

(4) 消防通信指令システム（消防無線・現場映像伝送システム、Net119緊急通報システム）

(5) 市公式ホームページ

(6) 一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む。）

(7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

(8) コミュニティFM 新居浜78.0

(9) 市メールマガジン、緊急速報メール、市公式LINEアカウント、市公式Facebook、市公式X（旧Twitter）アカウント

2 情報収集・連絡体制の整備

大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段による情報収集・連絡体制について、次のとおり整備に努める。また、通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

(1) ～ (10) (省略)

新の情報通信関連技術を導入し、情報収集・連絡体制の整備に努める。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討を進めるとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が派生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

1 市の通信施設__の現状

本市において利用可能な通信施設__は、次のとおりである。

(1) (省略)

(2) 市防災行政無線（移動系・同報系）

(3) 消防通信指令システム（消防無線・現場映像伝送システム、Net119緊急通報システム）

(4) 市ホームページ

(5) 一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む。）

(6) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

(7)

(8) 市メールマガジン、市ツイッター、市フェイスブック、市スマートフォンアプリ、市LINE

2 情報収集・連絡体制の整備

大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段による情報収集・連絡体制について、次のとおり整備に努める。

(1) ～ (10) (省略)

3 通信施設の整備 ～ 10 各種情報システムデータのバックアップ保管
(省略)

【風水害等対策編 P60～P62】

第2章 災害予防対策

第18節 ライフライン災害予防対策 (本文省略)

1 水道施設 (省略)

2 下水道施設

(1) 下水道管理者の活動

安全で安心なまちづくりのため、市街地において、浸水防除を図り、雨水の排除のほか貯留・浸透などの流水抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を図るとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努める。

また、豪雨の発生が予想される場合には、事前に施設状況及び対応手順を確認し、操作マニュアルに従ってポンプ場等の適切な操作を行える体制を整備及び人材養成を行う。

なお、下水道BCPについても随時更新や見直しを行い、災害時に行動できる体制を整備する。

(2)～(3) (省略)

3 工業用水道施設 (省略)

4 電力施設

災害被害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

(1)～(5) (省略)

5 ガス施設 ～ 6 電信電話施設 (省略)

7 廃棄物処理施設

(1) 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

3 通信施設の整備 ～ 10 各種情報システムデータのバックアップ保管
(省略)

【風水害等対策編 P56～P58】

第2章 災害予防対策

第18節 ライフライン災害予防対策 (本文省略)

1 水道施設 (省略)

2 下水道施設

(1) 下水道管理者の活動

安全で安心なまちづくりのため、市街地において、浸水防除を図り、雨水の排除のほか貯留・浸透などの流水抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を図るとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努める。

また、豪雨の発生が予想される場合には、事前に施設状況及び対応手順を確認し、操作マニュアルに従ってポンプ場等の適切な操作を行える体制を整備する。

なお、下水道BCPについても随時更新や見直しを行い、災害時に行動できる体制を整備する。

(2)～(3) (省略)

3 工業用水道施設 (省略)

4 電力施設

災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

(1)～(5) (省略)

5 ガス施設 ～ 6 電信電話施設 (省略)

7 廃棄物処理施設

(1) 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

【風水害等対策編 P 6 3～P6 6】

第2章 災害予防対策

第19節 公共土木施設等の災害予防対策

港湾、海岸、漁港、農地、農林業施設、道路等の各種公共土木施設等については、災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

1 港湾施設、海岸保全施設

本市の港湾施設は、海陸輸送の結節点及び経済流通の拠点として、また、災害時における避難や救援物資の運搬等に利用できる重要な役割を持つ施設である。

また、海岸保全施設は津波・高潮・波浪等の災害、海岸侵食などから背後の人命や財産を保護する重要な役割をもつ施設である。

このため、暴風、高潮等の風水害が発生した場合の被害の拡大防止と、既存施設の安全性を把握するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき緊急性の高い箇所から計画的に港湾施設、海岸保全施設の防災対策や老朽化対策等を実施する。

なお、港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進する。

加えて、災害時において緊急物資及び要員等の防災活動拠点となる新居浜港では、岸壁、避難緑地等の整備を図るとともに、適切な維持管理に務める。

また、近年の高波被害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進し、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化する。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

【風水害等対策編 P 5 9～P6 1】

第2章 災害予防対策

第19節 公共土木施設等の災害予防対策

港湾、海岸、漁港、農地、農林業施設等の各種公共土木施設等については、災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

1 港湾施設、海岸保全施設

本市の港湾施設は、海陸輸送の結節点及び経済流通の拠点として、また、災害時における避難や救援物資の運搬等に利用できる重要な役割をもつ施設である。

また、海岸保全施設は津波・高潮・波浪等の災害、海岸侵食などから背後の人命や財産を保護する重要な役割をもつ施設である。

このため、暴風、高潮等の風水害が発生した場合の被害の拡大防止と、既存施設の安全性を把握するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき緊急性の高い箇所から計画的に港湾施設、海岸保全施設の防災対策や老朽化対策等を実施する。

なお、港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進する。

加えて、災害時において緊急物資及び要員等の防災活動拠点となる新居浜港では、岸壁、避難緑地等の整備を図るとともに、適切な維持管理に務める。

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進すると共に、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化する。

壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工の設置を検討する。

2 漁港施設（省略）

3 農地・農業施設（本文省略）

(1)（省略）

(2) 農業用施設

集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、県単独土地改良事業等により基盤整備及び農地防災施設の整備を行う。

(3)～(4)（省略）

4 建築物災害対策

(1) 防災活動拠点の整備等（省略）

ア 防災活動拠点の指定（本文及び表省略）

資料編 ・ 緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 [P73](#)
・ 福祉避難所の指定一覧 [P76](#)
・ 備蓄物資・資機材一覧表 [P110](#)

イ 防災活動拠点の整備

(ア) 耐震化の推進（省略）

(イ) 設備等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に市の防災活動拠点等に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽、マンホールトイレの設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

(ウ) 連絡手段の構築（省略）

(2) 災害危険区域などの建築物への措置（本文省略）

ア～ウ（省略）

エ 県の助言等に従って、土砂災害危険箇所情報の周知を図るとともに、避難方法、指定緊急避難場所などの警戒避難体制の整備を推進する。

オ（本文省略）

(ア)（省略）

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防

2 漁港施設（省略）

3 農地・農業施設（本文省略）

(1)（省略）

(2) 農業用施設

集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、県単独土地改良事業等により基盤整備

を行う。

また、ため池等整備事業、湛水防除事業等の防災事業を行う。

(3)～(4)（省略）

4 建築物災害対策

(1) 防災活動拠点の整備等（省略）

ア 防災活動拠点の指定（本文及び表省略）

資料編 ・ 緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 [P61、64、67](#)
・ 福祉避難所の指定一覧 [P62、65、69](#)
・ 備蓄物資・資機材一覧表 [P98](#)

イ 防災活動拠点の整備

(ア) 耐震化の推進（省略）

(イ) 設備等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に災害対策活動拠点及び避難拠点等に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽、マンホールトイレの設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

(ウ) 連絡手段の構築（省略）

(2) 災害危険区域などの建築物への措置（本文省略）

ア～ウ（省略）

エ 県の助言等に従って、土砂災害危険箇所情報の周知を図るとともに、避難方法、 避難場所などの警戒避難体制の整備を推進する。

オ（本文省略）

(ア)（省略）

(イ) 要配慮者に関わる施設等（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主と

災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。)

(ウ) (省略)

カ ~ サ (省略)

シ 市民環境部、建設部の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

ス 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく市内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象で違反がある不法盛土等については、速やかに監督処分を行うとともに、規制区域指定前に着手している危険盛土等については、改善命令等の行政処分による災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

セ 市は、市街地の火災延焼を防止するため、老朽住宅密集市街地等防災上危険な市街地において、既成市街地の面的な整備を推進し、都市防災不燃化を促進する。

ソ 市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

タ 市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

5 道路施設

各道路管理者は、道路施設等の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策や通行規制措置等を行うほか、道路施設の長寿命化対策を行い、風水害等に対する安全性の確保を図る。

また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

して防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう。)

(ウ) (省略)

カ ~ サ (省略)

シ 市民環境部、建設部の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。 _____

_____ 評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

ス 市は、市街地の火災延焼を防止するため、老朽住宅密集市街地等防災上危険な市街地において、既成市街地の面的な整備を推進し、都市防災不燃化を促進する。

セ 市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

ソ 市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

さらに、発災後の道路の障害物除去等による応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、新居浜市建設業協同組合等と協定を締結し、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧等の計画を立案するものとする。

(1) 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的を実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

(2) 道路施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

(3) 道路の冠水事故防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の維持管理等に努める。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策に努めるものとする。

(4) 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

(5) 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化修繕計画を作成・実施により、その適切な維持管理に努める。

6 文化財施設

1 風水害や火災等による文化財への被害を予防するため、また被害を最小限にとどめるため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、新居浜市長は、所有者

等に対して適切な指導助言を行う。

ア 文化財及び文化財が収蔵されている建築物の補強工事の実施

イ 文化財の所在場所の確認、文化財台帳の作成、情報の共有化

ウ 日常の点検及び部分的・応急的な補修の実施

エ 避難方法・避難場所の設定

オ 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

カ 文化財防火デー（1月26日）や文化財保護週間（11月1日～7日）等に合わせた防災訓練の実施

2 平成30年に策定した「えひめ文化財防災マニュアル」や令和2年に策定した「愛媛県文化財保存活用大綱」に基づき、愛媛大学法文学部、愛媛資料ネット、県建築士会、愛媛県博物館協会等からなるえひめ文化財等防災ネットワーク等と連携し、平常時には文化財情報の収集、共有、文化財防災訓練等の実施、非常時には被災情報の収集や被災文化財の救済活動等を行う。文化財防災に関して国立文化財機構文化財防災センターと連携し、情報共有する。

【風水害等対策編 P67～P70】

第2章 災害予防対策

第20節 水害・高潮災害予防対策（本文省略）

1 重要水防区域（省略）

資料編 ・重要水防区域一覧表 [P211](#)

2 治水対策

洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

国領川に係る浸水想定区域（平成28年5月13日県指定）及び渦井川に係る浸水想定区域（令和2年6月5日県指定）並びに東川・尻無川・王子川に係る浸水想定区域（令和5年5月30日県指定）について、本地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難

【風水害等対策編 P62～P64】

第2章 災害予防対策

第20節 水害・高潮災害予防対策

1 重要水防区域（省略）

資料編 ・重要水防区域一覧表 [P201](#)

2 治水対策

洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

国領川にかかる浸水想定区域（平成28年5月13日県指定）及び渦井川にかかる浸水想定区域（令和2年6月5日県指定）_____について、本地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難_____

場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第 15 条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を本地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

市長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

(1) (省略)

(2) 要配慮者利用施設 (社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう。) (以下、省略)

3 ダム管理者のダム等の操作 ～ 7 建築物の安全性の確保 (省略)

8 道路、橋梁の維持管理及び道路災害の防止 (省略)

資料編 ・ 災害時において危険が予想される道路一覧表 [P245](#)

9 砂防対策

本市南部は、四国山脈を背景に急峻な山岳地帯となっているため、河川は流路が短く急流のため荒廃が進んでおり大雨により発生する土石流や急傾斜地のがけ崩れ等、土砂災害の未然防止に努める必要がある。

このため、土石流等の発生が予想される土砂災害危険箇所を重点的に、市は警戒避難体制の確立等を推進し、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を県に要請する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を県に要請するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の土砂災害対策の整備を県に要請する。

(1) ハード対策

土砂災害警戒区域のうち、次に掲げるものについて重点的に事業 (ハード対

その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第 15 条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を本地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

市長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

(1) (省略)

(2) 要配慮者に関わる施設等 (社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう。) (以下、省略)

3 ダム管理者のダム等の操作 ～ 7 建築物の安全性の確保 (省略)

8 道路、橋梁の維持管理及び道路災害の防止 (省略)

資料編 ・ 災害時において危険が予想される道路一覧表 [P245](#)

9 砂防対策

本市南部は、四国山脈を背景に急峻な山岳地帯となっているため、河川は急流が多く、土石流危険渓流を多数有している。

このため、土石流等の発生が予想される土砂災害危険箇所を重点的に、県に必要な土砂災害対策の実施を要請するとともに、市は警戒避難体制の確立等を推進し、集中豪雨により発生する土石流による土砂災害の未然防止に努める。

(1) ハード対策

土砂災害危険箇所のうち、次に掲げるものについて重点的に事業 (ハード対

策)を展開するよう、県に要請する。

ア 保全人家 30 戸以上

イ 高齢者福祉施設・幼稚園等の要配慮者利用施設が存在する箇所

ウ 広域的な幹線道路、鉄道等重要交通網が存在する箇所

エ 災害時に重要となる緊急輸送道路をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する箇所

オ 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する箇所

以上のほか、その他の箇所であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応するよう県に働きかける。

(2) ソフト対策 (本文省略)

ア ~ イ (省略)

ウ 指定された土砂災害警戒区域内の危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を推進する。

エ (省略)

資料編 ・ 土砂災害 (特別) 警戒区域一覧表 P217

10 高潮対策

高潮による災害は、主として台風が本市の西側を通過し、満潮と重なる場合に発生しやすいが、危険区域の実態を調査し、改修の必要性がある箇所から海岸保全事業により堤防・護岸のかさ上げ等を海岸管理者に要請していく。

また、台風接近時等においては、海岸堤防等の決壊を防ぎ、風浪等による被害を未然に防止するため、警戒監視を行うとともに、施設の被災状況を調査し、県に報告する。

(1) 市の活動

浸水想定区域の指定を受けた本市は、本市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必

策)を展開するよう、県に要請する。

ア 保全人家 30 戸以上の土砂災害危険箇所

イ 高齢者福祉施設・幼稚園等の要配慮者に関わる施設等が存在する土砂災害危険箇所

ウ 広域的な幹線道路、鉄道等重要交通網が存在する土砂災害危険箇所

エ 災害時に重要となる緊急輸送道路をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する土砂災害危険箇所

オ 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する土砂災害危険箇所

以上のほか、その他の箇所であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応するよう県に働きかける。

(2) ソフト対策 (本文省略)

ア ~ イ (省略)

ウ 指定された土砂災害警戒区域内の危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を推進する。

エ (省略)

資料編 ・ 土砂災害 (特別) 警戒区域一覧表 P208

10 高潮対策

高潮による災害は、主として台風が本市の西側を通過し、満潮と重なる場合に発生しやすいが、危険区域の実態を調査し、改修の必要性がある箇所から海岸保全事業により堤防・護岸のかさ上げ等を海岸管理者に要請していく。

また、台風時及び台風通過後等においては、海岸堤防等の決壊を防ぎ、風浪等による被害を未然に防止するため、警戒監視を行うとともに、施設の被災状況を調査し、県に報告する。

要な事項を定めるとともに、水防法第 15 条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

ア 地下空間等

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）

ウ 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市町が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

(2) 海岸保全施設の整備促進

海岸管理者は、高潮及び波浪により浸水被害が生じるおそれのある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画等に基づき、海岸保全施設の整備推進に努め、高潮浸水被害から市民の生命と財産を守る。

なお、海岸保全施設の整備方針については、愛媛県、新居浜港務局、市（下水道課、農林水産課_____）間で連絡、調整を図る。

11 小型船舶の事前避難対策（省略）

【風水害等対策編 P 7 1～P 7 2】

第 2 章 災害予防対策

第 21 節 地盤災害予防対策（本文省略）

1 危険地域の現状把握（省略）

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 資料編 | ・山地災害危険箇所一覧表 P230 |
| | ・土砂災害（特別）警戒区域一覧表 P216 |
| | ・砂防指定地一覧表 P252 |

(1) 海岸保全施設の整備促進

海岸管理者は、高潮及び波浪により被害が生じるおそれのある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画等に基づき、海岸保全施設の整備促進に努める。

なお、海岸保全施設の整備方針については、愛媛県、新居浜港務局、市（下水道建設課、農林水産課、農地整備課）間で連絡、調整を図る。

11 小型船舶の事前避難対策（省略）

【風水害等対策編 P 6 5～P 6 6】

第 2 章 災害予防対策

第 21 節 地盤災害予防対策（本文省略）

1 危険地域の現状把握（省略）

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 資料編 | ・山地災害危険箇所一覧表 P221 |
| | ・土砂災害（特別）警戒区域一覧表 P208 |
| | ・砂防指定地一覧表 P242 |

2 土砂災害対策

(1)～(3) (省略)

(4) 崩壊防止工事の実施

個人の財産は個人が守ることが原則であり、このため防災工事を施行することも本来、個人の責任であるが、特別の条件下のものは国庫補助等により崩壊防止工事が実施できるため、関係団体等との連携を密にし、実施の促進を図る。

3 土砂災害警戒区域指定時における警戒避難体制の整備

(1) 市の活動 (省略)

(2) 伝達の方法

市は、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

土砂災害警戒区域内に主として高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合は、本地域防災計画において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、本編第2章第1節「気象予警報等の伝達」及び本編第3章第5節「広報活動」による方法で、土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を伝達する。

なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、早めの自主避難に備えた受入体制を整備するほか、真に切迫した場合は、生命を守る最低限の行動として垂直避難の選択も考慮する。

資料編 ・ 要配慮者利用施設一覧 P89

4 農地保全 ～ 5 治山事業の実施 (省略)

【風水害等対策編 P73】

第2章 災害予防対策

第22節 海上災害予防対策 (省略)

2 土砂災害対策

(1)～(3) (省略)

(4) 崩壊防止工事の実施

個人の財産は個人が守ることが原則であり、このため防災工事を施行することも本来、個人の責任であるが、特別の条件下のものは国庫補助等により崩壊防止工事が実施できるので、関係団体等との連携を密にし、実施の促進を図る。

3 土砂災害警戒区域指定時における警戒避難体制の整備

(1) 市の活動 (省略)

(2) 伝達の方法

市は、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

土砂災害警戒区域内に主として高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合は、本地域防災計画において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、本編第2章第1節「気象予警報等の伝達」及び本編第3章第5節「広報活動」による方法で、土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を伝達する。

なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、早めの自主避難に備えた受入体制を整備するほか、真に切迫した場合は、生命を守る最低限の行動として垂直避難の選択も考慮する。

資料編 ・ 要配慮者利用施設一覧 P79

4 農地保全 ～ 5 治山事業の実施 (省略)

【風水害等対策編 P67】

第2章 災害予防対策

第22節 海上災害予防対策 (省略)

【風水害等対策編 P 7 4】

第 2 章 災害予防対策

第 23 節 鉄道施設災害予防対策

鉄道事業者は、鉄道施設災害を防止するため、災害時の防災体制の確立を図るとともに、施設等の災害予防措置を推進し、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

1 防災体制の確立

災害時における社員の動員計画、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部等の運営について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

2 施設等の整備

災害等が予想される施設等については、あらかじめ把握しておき、風雨雪時の警戒等を重点的に行うとともに、危険箇所等の改良工事等を実施するなど、各施設の安全性確保に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

3 異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

【風水害等対策編 P 7 5】

第 2 章 災害予防対策

第 24 節 危険物等予防対策（省略）

資料編 ・ 危険物製造所等設置許可数 P195

【風水害等対策編 P 7 6～P 7 7】

第 2 章 災害予防対策

第 25 節 火災予防対策（本文省略）

1 防火思想の普及 ～ 5 船舶の防火対策（省略）

【風水害等対策編】（新設）

Blank lines for new content.

【風水害等対策編 P 6 8】

第 2 章 災害予防対策

第 23 節 危険物等予防対策（省略）

資料編 ・ 危険物製造所等設置許可数 P184

【風水害等対策編 P 6 9～P 7 0】

第 2 章 災害予防対策

第 24 節 火災予防対策（本文省略）

1 防火思想の普及 ～ 5 船舶の防火対策（省略）

6 消防力の拡充強化

適正な消防力を確保するため、消防力の整備指針、消防水利の基準及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成 25 年法律第 110 号)に基づき、消防職員、消防団員の人員確保や消防施設の整備を図るとともに、消防施設強化促進法(昭和 28 年法律第 87 号)等による施設補助により拡充強化、消防力の機動化、防災情報機器等の高度化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努める。また、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(1) 消防施設等の整備

ア 消防本部は、消防庁舎、消防署所、消防ポンプ自動車、化学消防自動車等の消防施設・車両等の維持更新・機能強化を図るとともに、救助工作車、高規格救急自動車等の車両及び応急処置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努め、救急救助業務の高度化を推進する。

また、消防通信指令システムをはじめとする消防救急デジタル無線システムや各情報通信システムの機能維持と安定稼働を図る。なお、消防署所の適切な配置や施設・設備の近代化、計画的な更新等を推進し、消防体制の強化を図るとともに、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等にあつては、災害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、防災・減災対策等の観点から移転整備に努める。

イ～ウ(省略)

(2) 消防水利の整備 ～ (3) 消防団員の育成(省略)

資料編 ・ 消防機械器具保有数(車両等)、消防機械器具保有数(消防器具)

P164、P165

・ 消防団の消防設備 P172

・ 管轄別消防水利施設数 P178

・ 耐震性貯水槽の整備一覧表 P179

・ 自然水利等一覧表 P180

6 消防力の拡充強化

適正な消防力を確保するため、消防力の整備指針、消防水利の基準及び消防団 _____ 等充実強化法に基づき、消防職員、消防団員の人員確保や消防施設の整備を図るとともに、消防施設強化促進法 _____ 等による施設補助により拡充強化、消防力の機動化、防災情報機器等の高度化 _____ 行い、有事即応体制の確立を図る。

(1) 消防施設等の整備

ア 消防本部は、消防庁舎、 _____ 消防ポンプ自動車、化学消防自動車等の消防施設・車両等の維持更新・機能強化を図るとともに、救助工作車、高規格救急自動車等の車両及び応急処置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努め、救急救助業務の高度化を推進する。

また、消防通信指令システムをはじめとする消防救急デジタル無線システムや各情報通信システムの機能維持と安定稼働を図る。 _____

イ～ウ(省略)

(2) 水防水利の整備 ～ (3) 消防団員の育成(省略)

資料編 ・ 消防機械器具保有数(車両等)、消防機械器具保有数(消防器具)

P153、P154

・ 消防団の消防設備 P161

・ 管轄別消防水利施設数 P167

・ 耐震性貯水槽の整備一覧表 P168

・ 自然水利等一覧表 P170

【風水害等対策編 P 7 8】

第 2 章 災害予防対策

第 26 節 林野火災予防対策（省略）

資料編 ・ 県空中消火資機材保有数（新居浜市保管） P196

【風水害等対策編 P 7 9～8 1】

第 2 章 災害予防対策

第 27 節 災害復旧・復興への備え（本文省略）

1 平常時からの備え（本文省略）

- (1) 民間事業者等との協定締結の推進（省略）
- (2) 人材確保体制の整備（省略）

(3) 防災行動計画の作成

国、県、他市町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(4) 安否不明者の氏名公表等

市は、県が行う発災時の安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

2 複合災害への備え（本文省略）

- (1)（省略）
- (2) 訓練の実施

市をはじめ防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結

【風水害等対策編 P 7 1】

第 2 章 災害予防対策

第 25 節 林野火災予防対策（省略）

資料編 ・ 県空中消火資機材保有数（新居浜市保管） P185

【風水害等対策編 P 7 2～7 3】

第 2 章 災害予防対策

第 26 節 災害復旧・復興への備え

1 平常時からの備え（本文省略）

- (1) 民間事業者等との協定締結の推進（省略）
- (2) 人材確保体制の整備（省略）

2 複合災害への備え（本文省略）

- (1)（省略）
- (2) 訓練の実施

市をはじめ防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結

果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

3 災害廃棄物の発生への対応

市は、県とともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

また、市は県とともに、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、県、市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

また、市及び県は、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) や災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や受援体制の確立に努めるものとする。

加えて、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応のため、自然災害により発生した災害廃棄物 (避難所ごみ等を含む) の処理について、新居浜市災害廃棄物処理計画を作成する。

4 各種データの整備保全 ～ 7 罹災証明書の交付体制の整備 (省略)

【風水害等対策編 P 8 2～P 8 3】

第3章 災害応急対策

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、崖崩れの発生、道路・橋梁の損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害に遭うこととなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。

果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

3 災害廃棄物の発生への対応

市は、県とともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

また、市は県とともに、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、県、市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

加えて、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応のため、自然災害により発生した災害廃棄物 (避難所ごみ等を含む) の処理について、新居浜市災害廃棄物処理計画を作成する。

4 各種データの整備保全 ～ 7 罹災証明書の交付体制の整備 (省略)

【風水害等対策編 P 7 4～P 7 5】

第3章 災害応急対策

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、崖崩れの発生、道路・橋梁の損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害に遭うこととなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。

このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、市、県及び関係機関は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

また、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

第1節 各機関応急措置の概要（本文省略）

1 市のとるべき措置

（応急対策の分担省略）

（1）～（6）（省略）

（7）指定避難所の設置・運営

（8）～（15）（省略）

2 県のとるべき措置（省略）

3 市民のとるべき措置

（1）～（3）（省略）

（4）安全地域への避難（高齢者、障がい者、幼児、傷病人等要配慮者を優先）

4 関係機関のとるべき措置（省略）

【風水害等対策編 P 8 4～P 9 7】

第3章 災害応急対策

第2節 防災組織及び編成

災害時、市、県及び防災関係機関は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

また、災害現場で活動する各班等においても、感染症対策のため、職員の健康管理 _____ 等を徹底する。

1 活動体制の区分及び設置基準（本文省略）

このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、市 _____ は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防ぎよ又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、当該計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

また、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

第1節 各機関応急措置の概要（本文省略）

1 市のとるべき措置

（応急対策の分担省略）

（1）～（6）（省略）

（7）指定避難所の開設・運営

（8）～（15）（省略）

2 県のとるべき措置（省略）

3 市民のとるべき措置

（1）～（3）（省略）

（4）安全地域への避難（高齢者、障がい者、幼児、傷病人等要配慮者を優先）

4 関係機関のとるべき措置（省略）

【風水害等対策編 P 7 6～P 8 9】

第3章 災害応急対策

第2節 防災組織及び編成

災害時、市 _____ は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

また、災害現場で活動する各班等においても、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用 _____ 等を徹底する。

1 活動体制の区分及び設置基準（本文省略）

表 1-1 活動体制区分及び設置基準

体制区分	設置基準	組織区分	配備区分	配備及び活動体制の基準
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市を除く東予東部に水防に関する警報*が発表されたとき。 2 その他災害警備のため副市長（風水害に該当しないときは市長）が必要と認めたとき。 	水防警戒本部	事前配備	表 1-2 のとおり
特別警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の各号のいずれかに該当する場合。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市に水防に関する警報が発表されたとき。 (2) 水防警報が発表されたとき。 (3) 市域に局地的災害が発生するおそれのあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。 	災害警戒本部	第 1 配備	表 1-3 のとおり
非常体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の各号のいずれかに該当する場合。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民の生命、身体に危害を及ぼす局地的災害が発生したとき。 (2) 市域の広範囲にわたる災害が発生するおそれのあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。 	災害対策本部	第 2 配備	表 1-4 のとおり
特別非常体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域の広範囲にわたって大規模災害が発生したとき。 2 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。 3 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。 	災害対策本部	第 3 配備	表 1-5 のとおり

※ 水防に関する警報とは、大雨・洪水・高潮警報をいう。

- 2 動員及び参集（省略）
- 3 職員の配置及び報告（省略）

資料編 ・ 様式 I 市様式3 職員参集表 P785

4 職員の服務

- (1) 省略
- (2) 勤務時間外における遵守事項
 - ア～イ（省略）

ウ 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装を着用し、できる限り食料品等を携行する

表 1-1 活動体制区分及び設置基準

体制区分	設置基準	組織区分	配備区分	配備及び活動体制の基準
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> (1) 新居浜市を除く東予東部に水防に関する警報が発表されたとき。 (2) その他災害警備のため消防長（風水害に該当しないときは市長）が必要と認めたとき。 	水防警戒本部	事前配備	表 1-2 のとおり
特別警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> (1) 次の各号のいずれかに該当する場合。 <ol style="list-style-type: none"> ア 本市に水防に関する警報が発表されたとき。 イ 水防警報が発表されたとき。 ウ 市域に局地的災害が発生するおそれのあるとき。 (2) その他必要により市長が当該配備を指令するとき。 	災害警戒本部	第 1 配備	表 1-3 のとおり
非常体制	<ol style="list-style-type: none"> (1) 次の各号のいずれかに該当する場合。 <ol style="list-style-type: none"> ア 市民の生命、身体に危害を及ぼす局地的災害が発生したとき。 イ 市域の広範囲にわたる災害が発生するおそれのあるとき。 (2) その他必要により市長が当該配備を指令するとき。 	災害対策本部	第 2 配備	表 1-4 のとおり
特別非常体制	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市域の広範囲にわたって大規模災害が発生したとき。 (2) 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。 (3) その他必要により市長が当該配備を指令するとき。 	災害対策本部	第 3 配備	表 1-5 のとおり

※ 水防に関する警報とは、大雨・洪水・高潮警報をいう。

- 2 動員及び参集（省略）
- 3 職員の配置及び報告（省略）

資料編 ・ 様式 I 職員参集表 P783

4 職員の服務

- (1) 省略
- (2) 勤務時間外における遵守事項
 - ア～イ（省略）

ウ 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装を着用し、できる限り食料品等を携行する ものとする。

_____。
エ～オ（省略）

資料編 ・ 警報、注意報の発表一覧表 P58
・ 水防警報 P213

5 各部の配備動員計画（省略）

資料編 ・ 様式 I 市様式4 配備区分別配備人員名簿 P786

6 警戒体制（省略）

7 特別警戒体制

第1 配備

表1-3 第1 配備の時期及び活動体制の基準

項目	内 容
配備時期	1 特別警戒体制の設置基準となったとき。
配備の内容	1 警戒体制を強化し、情報の収集連絡及び初期の応急対策活動に対処できる体制とする。 2 災害警戒本部を設置する。
配備人員	1 災害警戒本部から指示された各班の所属職員のうち管理職以上の職員のほか必要とする人員を配備する。 2 その他の消防職員は、勤務のなかで配備する。
活動内容	1 災害関連情報の収集、整理、伝達 2 災害に対する警戒及び活動 3 災害対策本部設置に備える情報連絡体制の確立

8 非常体制 ～ 9 特別非常体制（省略）

10 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置（本文省略）

ア 設置基準

(ア) 次の各号のいずれかに該当する場合

- a 本市に水防に関する警報が発表されたとき。
- b 水防警報が発表されたとき。
- c 市域に局地的災害が発生するおそれのあるとき。

(イ) その他必要により市長が当該配備を指令するとき。

イ 廃止基準

エ～オ（省略）

資料編 ・ 特別警報、警報、注意報の発表基準 P41
・ 水防警報 P203

5 各部の配備動員計画（省略）

資料編 ・ 様式 I _____ 配備区分別配備人員名簿 P784

6 警戒体制（省略）

7 特別警戒体制

第1 配備

表1-3 第1 配備の時期及び活動体制の基準

項目	内 容
配備時期	1 特別警戒体制の設置基準となったとき。
配備の内容	1 警戒体制を強化し、情報の収集連絡及び初期の応急対策活動に対処できる体制とする。 2 災害警戒本部を設置する。
配備人員	1 災害警戒本部から指示された各班の所属職員のうち管理職以上の職員のほか必要とする人員を配備する。 2 その他の消防職員は、勤務のなかで配備する。
活動内容	1 災害関連情報の収集、整理、伝達 2 災害の_____警戒及び活動 3 災害対策本部設置に備える情報連絡体制の確立

8 非常体制 ～ 9 特別非常体制（省略）

10 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置（本文省略）

ア 設置基準

(ア) 次の各号のいずれかに該当する場合

- a 本市に気象業務法に基づく警報（波浪、高潮及び大雪警報を除く。）が発表されたとき。
- b 市内の河川又は海岸に水防警報が発表されたとき。
- c 市域に局地的災害が発生するおそれのあるとき。

(イ) その他状況により市長が必要と認めたとき。

イ 廃止基準

(ア)～(イ) 省略

(ウ) 本市の水防に関する警報が注意報に切り替わり、かつ、災害の発生するおそれなくなったとき。

(2) 災害警戒本部の組織 (省略)

11 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置 (本文省略)

ア 災害対策本部の設置基準

(ア) (省略)

(イ) その他必要により市長が当該配備を指令するとき。

イ～ウ (省略)

エ 災害対策本部の設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合は、市長は直ちに、次の表のとおり電話その他適当な方法により通知する。

(2) 災害対策本部の組織

ア 組織の構成

(ア)～(イ) 省略

(ウ) _____災害の発生するおそれなくなったとき。

(2) 災害警戒本部の組織 (省略)

11 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置 (本文省略)

ア 災害対策本部の設置基準

(ア) (省略)

(イ) その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

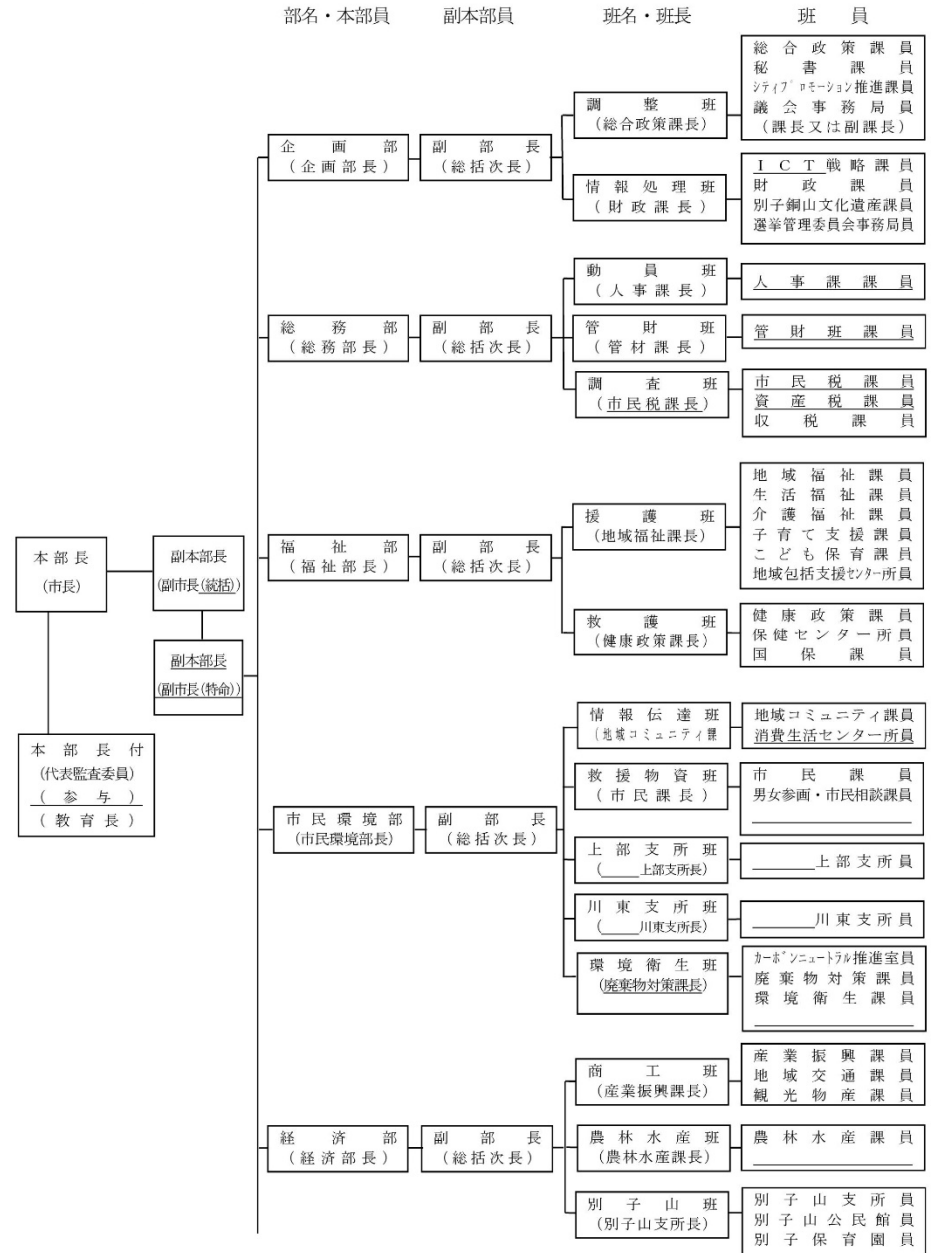
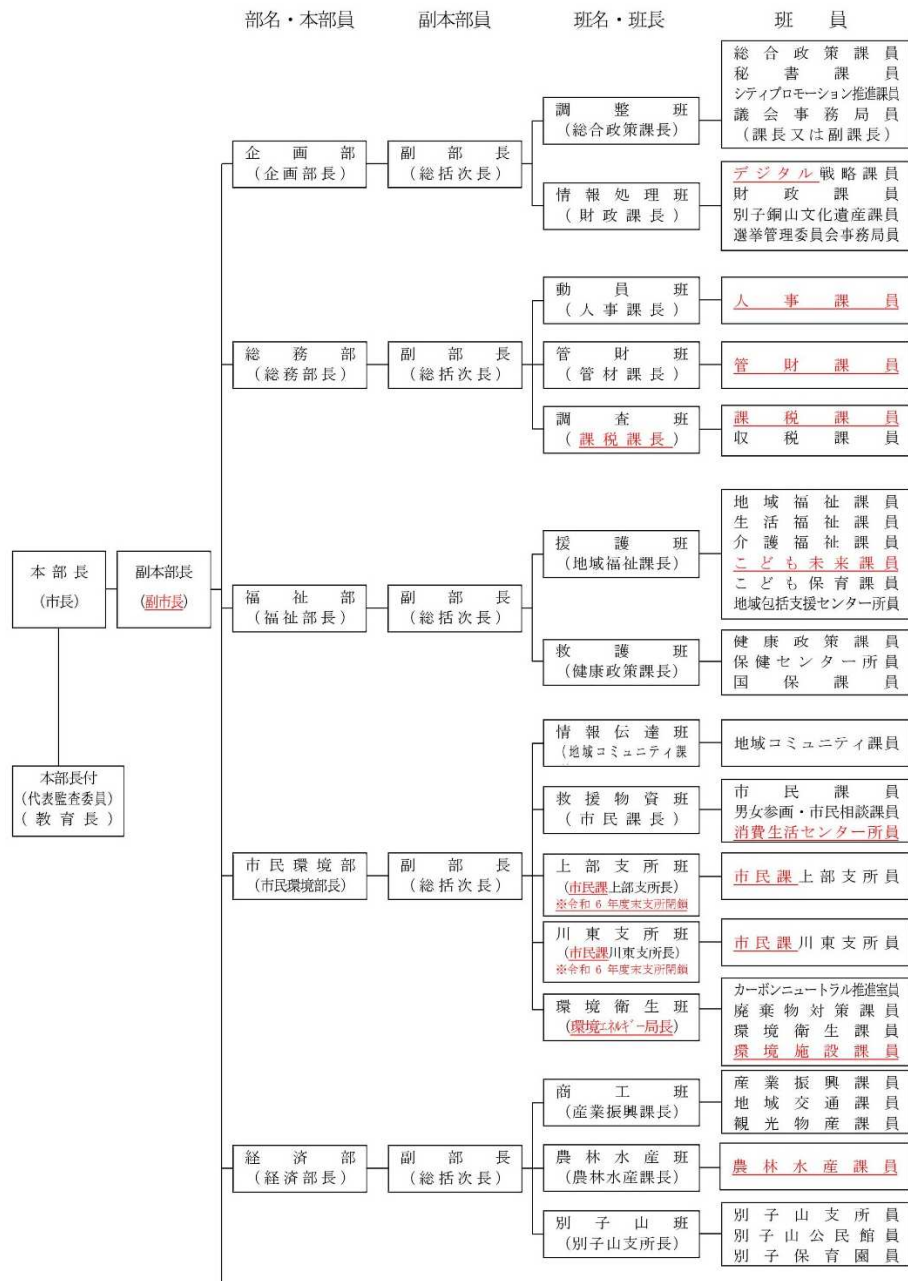
イ～ウ (省略)

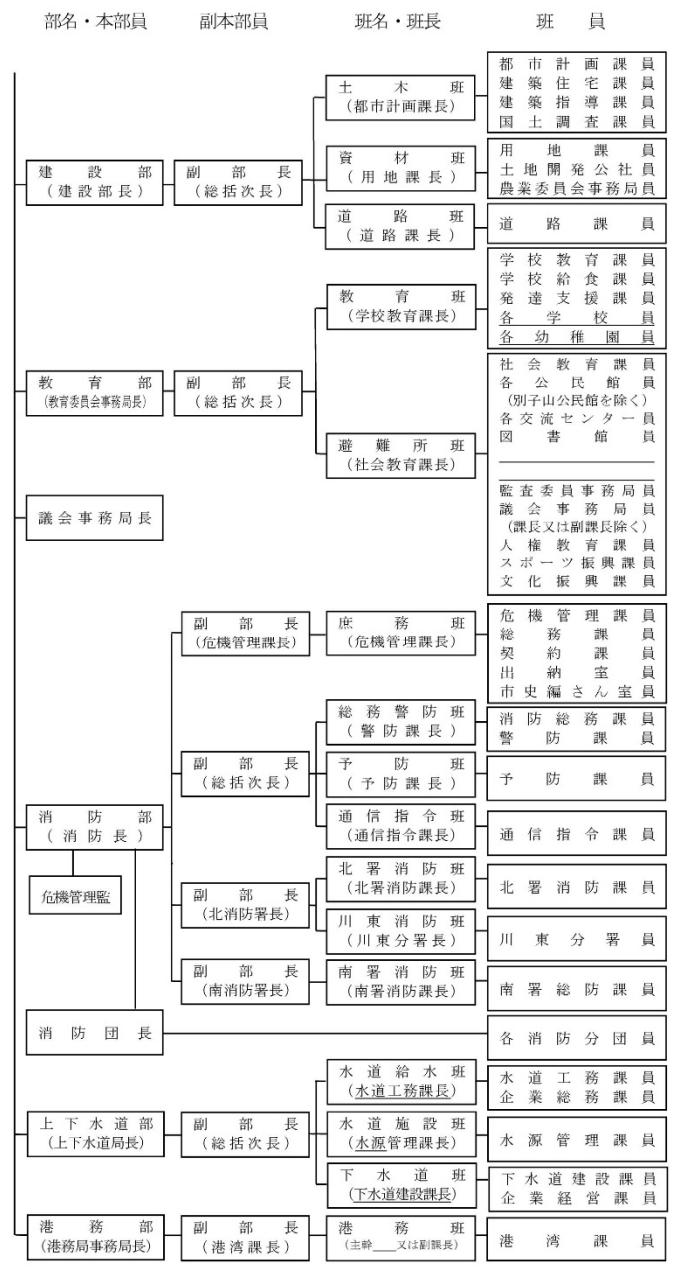
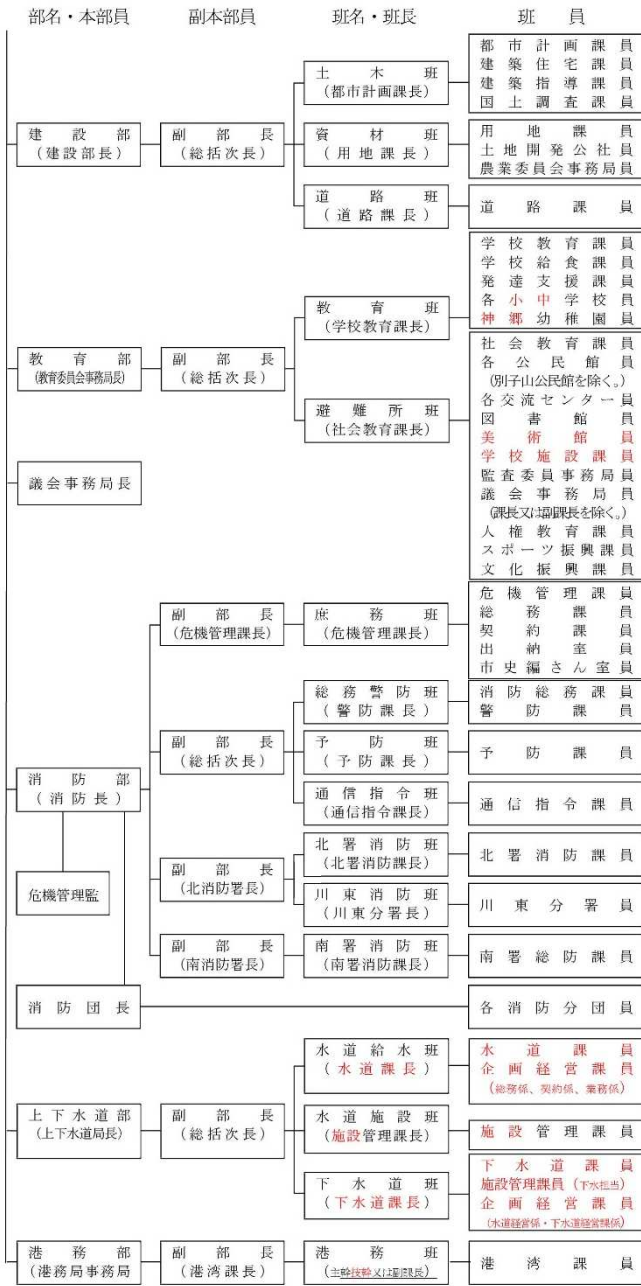
エ 災害対策本部の設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合は、消防長は直ちに、次の表のとおり電話その他適当な方法により通知する。

(2) 災害対策本部の組織

ア 組織の構成





イ 本部の編成及び分掌事務

部名	部長	副課長	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
企画部	企画部長	企画部総括次長	調整班 (総政策課長)	総政策課 秘書課 防災時の推進課 議会事務局 (課長又は副課長)	1 報道機関及び関係機関等との連絡調整及び発表に関する こと。 2 本部長の特命に関する こと。 3 災害の広報に関する こと（自治会及び自主防災組織への 伝達を除く。） 4 被災写真に関する こと。 5 議会との連絡、調整に関する こと。
			情報処理班 (財政課長)	デジタル戦略課 財政課 別子銅山文化遺産課 選挙管理委員会	1 災害情報の受付及び処理に関する こと。 2 災害情報の整理・記録に関する こと。 3 情報システムの被災調査及び応急復旧に関する こと。
総務部	総務部長	総務部総括次長	動員班 (人事課長)	人事課	1 職員の非常招集その他勤務に関する こと。 2 各部の動員要請に関する こと。 3 災害派遣職員の受入れに関する こと。
			管財班 (管財課長)	管財課	1 市有財産の被害調査、応急復旧に関する こと。 2 車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実 施に関する こと。
			調査班 (課税課長)	課税課 収税課	1 被害調査、その他災害情報の収集に関する こと。 2 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関する こと。 3 資材班の応援に関する こと。
福祉部	福祉部長	福祉部総括次長	援護班 (地域福祉課長)	地域福祉課 生活福祉課 介護福祉課 こども未来課 こども保育課 (市立保育園 を含む。) 地域防災センター	1 要配慮者の総合的支援に関する こと。 2 福祉施設の被害調査と応急復旧に関する こと。 3 災害救助法の適用に関する こと。 4 福祉避難所との連絡調整に関する こと。 5 福祉施設の一時的避難所対応に関する こと。 6 応急保育に関する こと。 7 義援金の受領、分配計画に関する こと。 8 ボランティア活動調整の協力に関する こと。 9 社会福祉協議会との連絡調整に関する こと。 10 死体の検案、受入れに関する こと。
			救護班 (健康政策課長)	健康政策課 保健センター 国保課	1 医療・助産及び救護に関する こと。 2 医療救護班の編成及び救護所の開設に関する こと。 3 医療資機材及び薬品等の調達に関する こと。 4 医療機関との連絡調整及び協力要請に関する こと。 5 保健活動に関する こと。 6 防疫活動に関する こと。 7 衛生、防疫資材の調達・配布に関する こと。

イ 本部の編成及び分掌事務

部名	部長	副課長	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
企画部	企画部長	企画部総括次長	調整班 (総政策課長)	総政策課 秘書課 防災時の推進課 議会事務局 (課長又は副課長)	1 報道機関及び関係機関等との連絡調整及び発表に 関すること。 2 本部長の特命に関する こと。 3 災害の広報に関する こと（自治会及び自主防災組 織への伝達を除く。） 4 被災写真に関する こと。 5 議会との連絡、調整に関する こと。
			情報処理班 (財政課長)	ICT戦略課 財政課 別子銅山文化遺産課 選挙管理委員会	1 災害情報の受付及び処理に関する こと。 2 災害情報の整理・記録に関する こと。 3 情報システムの被災調査及び応急復旧に関する こと。
総務部	総務部長	総務部総括次長	動員班 (人事課長)	人事課	1 職員の非常招集その他勤務に関する こと。 2 各部の動員要請に関する こと。 3 災害派遣職員の受入れに関する こと。
			管財班 (管財課長)	管財課	1 市有財産の被害調査、応急復旧に関する こと。 2 車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸 送の実施に関する こと。
			調査班 (市民税課長)	市民税課 収税課 資産税課	1 被害調査、その他災害情報の収集に関する こと。 2 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関する こと。 3 資材班の応援に関する こと。
福祉部	福祉部長	福祉部総括次長	援護班 (地域福祉課長)	地域福祉課 生活福祉課 介護福祉課 子育て支援課 こども保育課 (市立保育園 を含む) 地域包括支援 センター	1 要配慮者の総合的支援に関する こと。 2 福祉施設の被害調査と応急復旧に関する こと。 3 災害救助法の適用に関する こと。 4 福祉避難所との連絡調整に関する こと。 5 福祉施設の一時的避難所対応に関する こと。 6 応急保育に関する こと。 7 義援金の受領、分配計画に関する こと。 8 ボランティア活動調整の協力に関する こと。 9 社会福祉協議会との連絡調整に関する こと。 10 死体の検案、受入れに関する こと。
			救護班 (健康政策課長)	健康政策課 保健センター 国保課	1 医療・助産及び救護に関する こと。 2 医療救護班の編成及び救護所の開設に関する こと。 3 医療資機材及び薬品等の調達に関する こと。 4 医療機関との連絡調整及び協力要請に関する こと。 5 保健活動に関する こと。 6 防疫活動に関する こと。 7 衛生、防疫資材の調達・配布に関する こと。

部名	部長	副部長	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
市民環境部	市民環境部長	市民環境部総括次長	情報伝達班 (地域コミュニティ課)	地域コミュニティ課	1 自治会及び自主防災組織への伝達に関する事。 2 ボランティア活動の総合調整に関する事。
			救援物資班 (市民課長)	市民課 男女参画・市民相談課 消費生活センター	1 食糧品・生活必需品その他の援護物資の調達、配給に関する事。 2 被災者及び災害応急対策活動従事者に対する給食に関する事。 3 災害時物資集積場所の開設、運営に関する事。 4 救援物資及び義援品の受領、配分計画に関する事。 5 <u>生活物資の価格、需要動向等の調査及び対策に関する事。</u>
			上部支所班 (市民課 上部支所長 空倉台 伊東支所長)	市民課 上部支所	1 上部地区の情報収集及び伝達に関する事。 2 上部地区の災害活動支援に関する事。 3 救援物資の支援に関する事。
			川東支所班 (市民課 川東支所長 空倉台 伊東支所長)	市民課 川東支所	1 川東地区の情報収集及び伝達に関する事。 2 川東地区の災害活動支援に関する事。 3 大島地区の連絡に関する事。 4 救援物資の支援に関する事。
			環境衛生班 (環境対策一局長)	コミュニティ推進課 廃棄物対策課 環境衛生課 環境施設課	1 仮設トイレの設置及び管理に関する事。 2 環境施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 防疫活動の実施に関する事。 4 災害ごみの収集及び処理に関する事。 5 廃棄物の総合的な処理調整に関する事。 6 し尿の収集及び処理に関する事。 7 へい死獣の処理に関する事。 8 犬、猫等愛がん動物の管理に関する事。 9 死体の埋葬、火葬に関する事。
経済部	経済部長	経済部総括次長	商工班 (産業振興課長)	産業振興課 地域交通課 観光物産課	1 商工業、観光施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 商工業関係の融資あっせんに関する事。
			農林水産班 (農林水産課長)	農林水産課	1 農林水産関係の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 農薬、肥料、飼料、その他資材等のあっせんに関する事。 3 災害農作物等の技術指導に関する事。 4 家畜、畜産施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 5 漁港内の障害物の除去に関する事。 6 ため池の水位観測に関する事。 7 被災土地改良施設の技術指導に関する事。 8 農林水産関係の融資あっせんに関する事。 9 避難情報等に関する事。 10 土木工作技術指導に関する事。
			別子山班 (別子山支所長)	別子山支所 別子山公民館 別子保育園	1 本部及び支所管内の連絡調整に関する事。 2 別子山地区の情報収集及び伝達に関する事。 3 別子山地区内の被害調査に関する事。 4 別子山地区内の避難所の開設・運営に関する事。 5 資機材の調達に関する事。 6 避難情報等に関する事。 7 避難者の誘導及び受入れに関する事。

部名	部長	副部長	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
市民環境部	市民環境部長	市民環境部総括次長	情報伝達班 (地域コミュニティ課)	地域コミュニティ課 消費生活センター	1 自治会及び自主防災組織への伝達に関する事。 2 ボランティア活動の総合調整に関する事。 3 生活物資の価格、需要動向等の調査及び対策に関する事。
			救援物資班 (市民課長)	市民課 男女参画・市民相談課	1 食糧品・生活必需品その他の援護物資の調達、配給に関する事。 2 被災者及び 救助活動従事者に対する給食に関する事。 3 災害時物資集積場所の開設、運営に関する事。 4 救援物資及び義援品の受領、配分計画に関する事。
			上部支所班 (上部支所長)	上部支所	1 上部地区の情報収集及び伝達に関する事。 2 上部地区の災害活動支援に関する事。 3 救援物資の支援に関する事。
			川東支所班 (川東支所長)	川東支所	1 川東地区の情報収集及び伝達に関する事。 2 川東地区の災害活動支援に関する事。 3 大島地区の連絡に関する事。 4 救援物資の支援に関する事。
経済部	経済部長	経済部総括次長	環境衛生班 (環境対策課長)	コミュニティ推進課 廃棄物対策課 環境衛生課	1 仮設トイレの設置及び管理に関する事。 2 環境施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 防疫活動の実施に関する事。 4 災害ごみの収集及び処理に関する事。 5 廃棄物の総合的な処理調整に関する事。 6 し尿の収集及び処理に関する事。 7 へい死獣の処理に関する事。 8 犬、猫等愛がん動物の管理に関する事。 9 死体の埋葬、火葬に関する事。
			商工班 (産業振興課長)	産業振興課 地域交通課 観光物産課	1 商工業、観光施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 商工業関係の融資あっせんに関する事。
			農林水産班 (農林水産課長)	農林水産課 農地整備課	1 農林水産関係の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 農薬、肥料、飼料、その他資材等のあっせんに関する事。 3 災害農作物等の技術指導に関する事。 4 家畜、畜産施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 5 漁港内の障害物の除去に関する事。 6 ため池の水位観測に関する事。 7 被災土地改良施設の技術指導に関する事。 8 農林水産関係の融資あっせんに関する事。 9 避難情報等に関する事。 10 土木工作技術指導に関する事。
経済部	経済部長	経済部総括次長	別子山班 (別子山支所長)	別子山支所 別子山公民館 別子保育園	1 本部及び支所管内の連絡調整に関する事。 2 別子山地区の情報収集及び伝達に関する事。 3 別子山地区内の被害調査に関する事。 4 別子山地区内の避難所の開設・運営に関する事。 5 別子山地区内の救護、保健活動、防疫活動に関する事。 6 資機材の調達に関する事。 7 避難情報等に関する事。 8 避難者の誘導及び受入れに関する事。 9 死体の埋葬、火葬に関する事。

部名	部長	副部長	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
建設部	建設部長	建設部総括次長	土木班 (都市計画課長)	都市計画課 建築住宅課 建築指導課 国土調査課	<ol style="list-style-type: none"> 急傾斜地等被害調査及び応急復旧に関する事。 都市公園等の被害調査及び応急復旧に関する事。 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事。 避難情報等に関する事。 宅地内の土砂・流木等障害物の除去支援に関する事。 倒壊建物の解体及び除去に関する事。 応急仮設住宅の建設に関する事。 住宅の応急修理に関する事。 仮設住宅の人居及び運営管理に関する事。 災害時における土木技術者の確保及び技術指導に関する事。 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 被災宅地の危険度判定に関する事。 被災家屋の2次調査支援に関する事。 建設関係団体への協力要請に関する事。 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急安全確保措置の実施に関する事。 <u>河川の被害調査及び応急復旧に関する事。</u> <u>河川内の流木等障害物の除去に関する事。</u> <u>水位観測に関する事。</u>
			資材班 (用地課長)	用地課 土地開発公社 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 土木応急復旧資機材の確保及び搬送に関する事。 応急公用負担に関する事。
			道路班 (道路課長)	道路課	<ol style="list-style-type: none"> 道路、橋りょうの被害調査及び応急復旧に関する事。 緊急輸送道路の確保に関する事。 道路の障害物の除去及び交通の確保に関する事。 道路、側溝の土砂・汚泥の処理に関する事。 交通情報の収集に関する事。 路上放置車両等に対する措置に関する事。
教育部	教育委員会事務局長	教育委員会事務局総括次長	教育班 (学校教育課長)	学校教育課 学校給食課 発達支援課 各小中学校 幼稚園	<ol style="list-style-type: none"> 被災児童生徒の救護及び避難誘導に関する事。 学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関する事。 避難者への給食の協力に関する事。 応急教育に関する事。 学用品及び教科書の調達配分に関する事。 学校給食保全及び学校保健衛生に関する事。
			避難所班 (社会教育課長)	社会教育課 各公民館 (別子山公民館を除く) 各交流センター 図書館、美術館 学校施設課 監査委員事務局 議会事務局 (課長又は副課長を除く) 人権教育課 スポーツ振興課 文化振興課 適宜、他の班からの応援あり。	<ol style="list-style-type: none"> 避難者の誘導及び受入れに関する事。 避難所の開設及び運営に関する事。 社会教育施設及び体育施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 社会教育団体等への協力要請に関する事。 <u>学校施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</u> 文化財の被害状況及び応急復旧に関する事。 地域の情報活動に関する事。

部名	部長	副部長	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
建設部	建設部長	建設部総括次長	土木班 (都市計画課長)	都市計画課 建築住宅課 建築指導課 国土調査課	<ol style="list-style-type: none"> 急傾斜地等被害調査及び応急復旧に関する事。 都市公園等の被害調査及び応急復旧に関する事。 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事。 避難情報等に関する事。 宅地内の土砂・流木等障害物の除去支援に関する事。 倒壊建物の解体及び除去に関する事。 応急仮設住宅の建設に関する事。 住宅の応急修理に関する事。 仮設住宅の人居及び運営管理に関する事。 災害時における土木技術者の確保及び技術指導に関する事。 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 被災宅地の危険度判定に関する事。 被災家屋の2次調査支援に関する事。 建設関係団体への協力要請に関する事。 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急安全確保措置の実施に関する事。
			資材班 (用地課長)	用地課 土地開発公社 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 土木応急復旧資機材の確保及び搬送に関する事。 応急公用負担に関する事。
			道路班 (道路課長)	道路課	<ol style="list-style-type: none"> 道路、橋りょうの被害調査及び応急復旧に関する事。 緊急輸送道路の確保に関する事。 道路の障害物の除去及び交通の確保に関する事。 道路、側溝の土砂・汚泥の処理に関する事。 交通情報の収集に関する事。 路上放置車両等に対する措置に関する事。
教育部	教育委員会事務局長	教育委員会事務局総括次長	教育班 (学校教育課長)	学校教育課 学校給食課(学校の調理員を含む) 発達支援課 各学校 各幼稚園	<ol style="list-style-type: none"> 学校施設の被害調査及び受入れに関する事。 被災児童生徒の救護及び避難誘導に関する事。 学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関する事。 避難者への給食の協力に関する事。 応急教育に関する事。 学用品及び教科書の調達配分に関する事。 学校給食保全及び学校保健衛生に関する事。
			避難所班 (社会教育課長)	社会教育課 各公民館(別子山公民館を除く) 各交流センター 図書館 監査委員事務局 議会事務局(課長又は副課長を除く) 人権教育課 スポーツ振興課 文化振興課 適宜、他の班からの応援あり。	<ol style="list-style-type: none"> 避難者の誘導及び受入れに関する事。 避難所の開設及び運営に関する事。 社会教育施設及び体育施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 社会教育団体等への協力要請に関する事。 文化財の被害状況及び応急復旧に関する事。 地域の情報活動に関する事。

部名	部長	副職	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌			
消防部	消防部長	危機管理課長	庶務班 (危機管理課長)	危機管理課 総務課 契約課 出納室 市史編さん室	1 本部会議に関する事。 2 本部の庶務に関する事。 3 各部、各班の総合調整に関する事。 4 関連情報の収集及び情報収集活動全般の統括に関する事。 5 避難情報等に関する事。 6 災害情報の保存に関する事。 7 県災害対策本部（県災害警戒本部）との連絡調整に関する事。 8 行方不明者及び要搜索者名簿の作成に関する事。 9 被災地、避難所等付近の交通整理及び防犯対策に関する事。 10 知事及び他市町村長に対する応援要請に関する事。 11 自衛隊災害派遣要請及び受入れに関する事。 12 緊急機材、日用品調達及び貸借に関する事。 13 防災行政無線の保守、復旧に関する事。 14 義援金の保管に関する事。 15 被災者支援事業の調整に関する事。 16 他の部の所管に属しない事。 17 緊急防災資機材の確保、補給に関する事。 18 消防関係機関との連絡調整に関する事。 (新居浜建設業協同組合を含む。) 19 食料品に関する事。			
					消防本部総括次長	総務警防班 (警防課長)	消防総務課 警防課	1 消防施設の被害調査及び心急復旧に関する事。 2 消防職員の招集に関する事。 3 消防団との連絡に関する事。 4 消防応援要請に関する事。 5 臨時ヘリポートの開設に関する事。 6 避難情報等に関する事。
						予防班 (予防課長)	予防課	1 災害情報受付及び現場情報収集に関する事。 2 災害予防及び消防広報に関する事。 3 被害調査報告に関する事。 4 危険物施設に関する事。 5 災害広報の応援に関する事。
						通信指令班 (通信指令課長)	通信指令課	1 災害情報等の収集伝達及び気象に関する事。 2 災害通信に関する事。 3 消防通信施設等の保守、復旧に関する事。
北消防署長	北署消防班 (北署消防課長)	北署消防課	(各消防班共通) 1 消防及び水防活動に関する事。 2 救急及び被災者の救助に関する事。 3 行方不明者及び死体の捜索、 収容 に関する事。 4 危険箇所の警戒巡視に関する事。 5 警戒区域の設定に関する事。					
	川東消防班 (川東分署長)	川東分署	6 避難情報等 及び避難者の誘導に関する事。 7 現地調査及び災害対応に関する事。 8 災害広報の応援に関する事。 9 避難道路の確保に関する事					
南消防署長	南署消防班 (南署消防課長)	南署消防課	6 避難情報等 及び避難者の誘導に関する事。 7 現地調査及び災害対応に関する事。 8 災害広報の応援に関する事。 9 避難道路の確保に関する事					
消防団長	各地区副団長		各消防分団					

部名	部長	副職	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌			
消防部	消防部長	危機管理課長	庶務班 (危機管理課長)	危機管理課 総務課 契約課 出納室 市史編さん室	1 本部会議に関する事。 2 本部の庶務に関する事。 3 各部、各班の総合調整に関する事。 4 関連情報の収集及び情報収集活動全般の統括に関する事。 5 避難情報等に関する事。 6 災害情報の保存に関する事。 7 県災害対策本部（県災害警戒本部）との連絡調整に関する事。 8 行方不明者及び要搜索者名簿の作成に関する事。 9 被災地、避難所等付近の交通整理及び防犯対策に関する事。 10 知事及び他市町村長に対する応援要請に関する事。 11 自衛隊災害派遣要請及び受入れに関する事。 12 緊急機材、日用品調達及び貸借に関する事。 13 防災行政無線の保守、復旧に関する事。 14 義援金の保管に関する事。 15 被災者支援事業の調整に関する事。 16 他の部の所管に属しない事。 17 緊急防災資機材の確保、補給に関する事。 18 消防関係機関との連絡調整に関する事。 (新居浜建設業協同組合含む) 19 食料品に関する事。			
					消防本部総括次長	総務警防班 (警防課長)	消防総務課 警防課	1 消防施設の被害調査及び心急復旧に関する事。 2 消防職員の招集に関する事。 3 消防団との連絡に関する事。 4 消防応援要請に関する事。 5 臨時ヘリポートの開設に関する事。 6 避難情報等に関する事。
						予防班 (予防課長)	予防課	1 災害情報受付及び現場情報収集に関する事。 2 災害予防及び消防広報に関する事。 3 被害調査報告に関する事。 4 危険物施設に関する事。 5 災害広報の応援に関する事。
						通信指令班 (通信指令課長)	通信指令課	1 災害情報等の収集伝達及び気象に関する事。 2 災害通信に関する事。 3 消防通信施設等の保守、復旧に関する事。
北消防署長	北署消防班 (北署消防課長)	北署消防課	(各消防班共通) 1 消防及び水防活動に関する事。 2 救急及び被災者の救助に関する事。 3 行方不明者及び死体の捜索、 受入れ に関する事。 4 危険箇所の警戒巡視に関する事。 5 警戒区域の設定に関する事。					
	川東消防班 (川東分署長)	川東分署	6 避難指示 及び避難者の誘導に関する事。 7 現地調査及び災害対応に関する事。 8 災害広報の応援に関する事。 9 避難道路の確保に関する事。					
南消防署長	南署消防班 (南署消防課長)	南署消防課	6 避難指示 及び避難者の誘導に関する事。 7 現地調査及び災害対応に関する事。 8 災害広報の応援に関する事。 9 避難道路の確保に関する事					
消防団長	各地区副団長		各消防分団					

部名	部長	副課	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
上下水道部	上下水道局長	上下水道局総括次長	水道給水班 (水道課長)	水道課 企画経営課 (総務係、契約係、業務係)	1 飲料水確保及び応急給水に関する事 2 給配水施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 水道無線施設の保守、復旧に関する事 4 災害広報の応援に関する事 5 土木工作技術指導に関する事
			水道施設班 (施設管理課長)	施設管理課 (水源担当)	1 水源施設等の被害調査及び応急復旧、応急給水転用に関する事 2 工業用水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 上水道の衛生維持に関する事
			下水道班 (下水道課長)	下水道課 施設管理課 (下水担当) 企画経営課 (水道経営係、下水道経営係)	1 下水道施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 2 排水処理に関する事 3 排水ポンプ施設の運転管理に関する事 4 避難情報等に関する事 5 土木工作技術指導に関する事
港務部	港務局事務局長	港務課長	港務班 (港務課主幹技 幹又は副課長)	港務課	1 海岸、港湾の被害調査及び応急復旧に関する事 2 潮位の観測に関する事 3 海難事故の連絡及び停泊避難に関する事 4 海上輸送に関する事 5 港湾内の障害物の除去に関する事 6 避難情報等に関する事 7 土木工作技術指導に関する事

注) 相互の応援体制について

- 1 部内の応援体制については、各部長が調整する。
- 2 部内の応援体制で不足する場合は、**副本部長**が部外の応援を指示する。ただし、本部長の指示により、組織の編成替を命じることができる。

共通事務 (省略)

ウ 組織の概要 (省略)

資料編 ・新居浜市災害対策本部運営要領 **P5**

エ 現地災害対策本部の設置 (省略)

(3) 災害対策本部の運営 (省略)

(4) 地区連絡員 (本文省略)

ア～イ (省略)

ウ 派遣方法

原則として、各校区に居住する職員のうちから、あらかじめ指名する職員をもって、地区連絡員とする。

部名	部長	副課	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
上下水道部	上下水道局長	上下水道局総括次長	水道給水班 (水道工務課長)	水道工務課 企業総務課	1 飲料水確保及び応急給水に関する事 2 給配水施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 水道無線施設の保守、復旧に関する事 4 災害広報の応援に関する事 5 土木工作技術指導に関する事
			水道施設班 (水源管理課長)	水源管理課	1 水源施設等の被害調査及び応急復旧、応急給水転用に関する事 2 工業用水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 上水道の衛生維持に関する事
			下水道班 (下水道建設課長)	下水道建設課 企業経営課	1 河川、下水道施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 2 排水処理に関する事 3 排水ポンプ施設の運転管理に関する事 4 河川内の流木等障害物の除去に関する事 5 避難情報等に関する事 6 水位観測に関する事 7 土木工作技術指導に関する事
港務部	港務局事務局長	港務課長	港務班 (港務課主幹技 宣又は副課長)	港務課	1 海岸、港湾の被害調査及び応急復旧に関する事 2 潮位の観測に関する事 3 海難事故の連絡及び停泊避難に関する事 4 海上輸送に関する事 5 港湾内の障害物の除去に関する事 6 避難情報等に関する事 7 土木工作技術指導に関する事

注) 相互の応援体制について

- 1 部内の応援体制については、各部長が調整する。
- 2 部内の応援体制で不足する場合は、**副本部長**が部外の応援を指示する。ただし、本部長の指示により、組織の編成替を命じることができる。

共通事務 (省略)

ウ 組織の概要 (省略)

資料編 ・新居浜市災害対策本部運営要領 **P12**

エ 現地災害対策本部の設置 (省略)

(3) 災害対策本部の運営 (省略)

(4) 地区連絡員 (本文省略)

ア～イ (省略)

ウ 派遣方法

原則として、各校区に居住する職員のうちから、あらかじめ指名する職員をもって、地区連絡員とする。

地区連絡員となった職員は、本部（動員班）から指示があったときは、各公民館・交流センターへ直ちに参集し、本部（動員班）へ報告する。

エ 自治会連絡員の派遣

各校区連合自治会長は、本部（情報伝達班）から指示があった場合、各公民館・交流センターに自治会連絡員を派遣する。

(5) 職員の応援（省略）

【風水害等対策編 P 98～P 100】

第3章 災害応急対策

第3節 通信連絡（本文省略、応急対策の分担省略）

1 市防災行政無線施設 ～ 8 放送の利用（省略）

9 インターネットの利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対して執るべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めるとき、又は避難指示、緊急安全確保を発令する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続により、ポータルサイト・サーバー運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

10 孤立地域との通信連絡

災害により通信が途絶し、かつ、徒歩による連絡が困難な孤立地域が発生したときは、市長は、東予地方局を通じて県消防防災ヘリコプター(必要により自衛隊、県警察本部)による航空偵察の要請を依頼し被災状況等を把握するとともに、当該集落との通信連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備え、住民の集団避難、支援物資の搬送など、次のとおり必要な対策を行う。

(1) ～ (3) (省略)

(4) 孤立地域に対する集団避難の _____ 指示の検討

(5) ～ (6) (省略)

11 情報の収集・伝達手段の応急復旧 ～ 13 自治会等放送施設（省略）

地区連絡員となった職員は市域に震度6弱以上の地震が発生したときは、各公民館・交流センターへ直ちに参集し、本部（動員班）へ報告する。

エ 自治会連絡員の派遣

各校区連合自治会長は、震度6弱以上の地震が発生した場合、各公民館・交流センターに自治会連絡員を派遣する。

(5) 職員の応援（省略）

【風水害等対策編 P 90～P 92】

第3章 災害応急対策

第3節 通信連絡（本文省略、応急対策の分担省略）

1 市防災行政無線施設 ～ 8 放送の利用（省略）

9 インターネットの利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対して執るべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めるとき、又は避難指示、緊急安全確保を発令する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続により、ポータルサイト・サーバー運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

10 孤立地域との通信連絡

災害により通信が途絶し、かつ、徒歩による連絡が困難な孤立地域が発生したときは、市長は、東予地方局を通じて県消防防災ヘリコプター(必要により自衛隊、県警察本部)による航空偵察の要請を依頼し被災状況等を把握するとともに、当該集落との通信連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備え、住民の集団避難、支援物資の搬送など _____ 必要な対策を行う。

(1) ～ (3) (省略)

(4) 孤立地域に対する集団避難の勧告・指示の検討

(5) ～ (6) (省略)

11 情報の収集・伝達手段の応急復旧 ～ 13 自治会等放送施設（省略）

資料編	・新居浜市防災行政無線設置状況 P131
	・水道無線設備状況 P135
	・愛媛県防災通信システム(地上系・衛星系)回線構成図 P137
	・市内のアマチュア無線グループ P138
	・消防無線機保有数(デジタル無線等) P174
	・消防救急デジタル無線機一覧 P175

【風水害等対策編 P101～P106】

第3章 災害応急対策

第4節 情報活動

市は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達し、**情報を共有**する。

(応急対策の分担省略)

1 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

庶務班長は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、災害通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに東予地方局を通じ県へ連絡する。ただし、県へ連絡できない場合は、直接総務省消防庁へ連絡するものとするが、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っているこ

資料編	・様式 I	・新居浜市防災行政無線設置状況 P113
		・水道無線設備状況 P117
		・愛媛県防災通信システム(地上系・衛星系)回線構成図 P119
		・市内のアマチュア無線グループ P120
		・消防無線機保有数(デジタル無線等) P163
		・消防救急デジタル無線機一覧 P164

【風水害等対策編 P93～P98】

第3章 災害応急対策

第4節 情報活動

市は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達_____する。

(応急対策の分担省略)

1 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

庶務班長は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、災害通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに東予地方局を通じ県へ連絡する。ただし、県へ連絡できない場合は、直接総務省消防庁へ連絡するものとするが、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っているこ

とが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

2 情報活動における連携強化（省略）

3 被害状況等に関する情報の収集（本文省略）

(1) 災害情報等の受理・伝達・周知

ア（省略）

イ 受理した情報については、市防災行政無線（同報系）、I P告知システム、市公式ホームページ、一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛生携帯電話を含む）、コミュニティFM 新居浜78.0、緊急速報メール、市公式X（旧Twitter）アカウント、市メールマガジン、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。

(2) 収集すべき情報の内容（省略）

(3) 収集の実施者（本文省略）

とが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、災害通報が殺到している状況を覚知した場合は、その状況を直ちに県及び消防庁へ連絡する。

2 情報活動における連携強化（省略）

3 被害状況等に関する情報の収集（本文省略）

(1) 災害情報等の受理・伝達・周知

ア（省略）

イ 受理した情報については、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、I P告知システム、
コミュニティFM（防災ラジオ）、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。

(2) 収集すべき情報の内容（省略）

(3) 収集の実施者（本文省略）

市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	総務部調査班	ア 住家の被害その他の物的被害 イ 救急救助活動の必要の有無 ウ 火災等の二次災害の発生状況 エ 電気、電話、LPガス等ライフラインの機能的被害 オ その他本部長が必要と認める事項
	消防部	ア 人的被害の発生状況 イ 火災発生状況及び火災による物的被害 ウ 危険物取扱施設の物的被害 エ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 オ 避難の必要の有無及び避難の状況 カ その他消防活動上必要ある事項
	施設の管理者	ア 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 イ 所管施設の物的被害及び機能被害
	職務上の関連部班	ア 所管する施設の人的、物的、機能的被害 イ 所管する事項に関する人的、物的、機能的被害
警察署		ア 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 イ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ウ 犯罪の防止に関し執った措置 エ その他活動上必要ある事項
海上保安署		ア 被災地周辺海域の船舶交通の状況 イ 被災地周辺海域の漂流物の状況 ウ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況 エ 水路、航路標識の異状の有無 オ 港湾等における避難者の状況 カ その他活動上必要ある事項
その他の防災機関		ア 市域内の所管施設に対する被害状況及び災害に対して既に執った措置 イ 災害に対して今後執ろうとする措置 ウ その他活動上必要ある事項

(4) 調査班による被害調査

ア (省略)

イ 調査の実施要領

(ア) 調査班の編成

総務部長は、被害調査実施のため、班を編成する。

班の構成、各編成数その他必要な事項は、事態に応じて適宜決定するが、おおむね次のような体制で行う。

市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	総務部調査班	ア 住家の被害その他の物的被害 イ 救急救助活動の必要の有無 ウ 火災等の二次災害の発生状況 エ 電力、電話、LPガス等ライフラインの機能的被害 オ その他本部長が必要と認める事項
	消防部	ア 人的被害の発生状況 イ 火災発生状況及び火災による物的被害 ウ 危険物取扱施設の物的被害 エ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 オ 避難の必要の有無及び避難の状況 カ その他消防活動上必要ある事項
	施設の管理者	ア 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 イ 所管施設の物的被害及び機能被害
	職務上の関連部班	ア 所管する施設の人的、物的、機能的被害 イ 所管する事項に関する人的、物的、機能的被害
警察署		ア 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 イ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ウ 犯罪の防止に関し執った措置 エ その他活動上必要ある事項
海上保安署		ア 被災地周辺海域の船舶交通の状況 イ 被災地周辺海域の漂流物の状況 ウ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況 エ 水路、航路標識の異状の有無 オ 港湾等における避難者の状況 カ その他活動上必要ある事項
その他の防災機関		ア 市域内の所管施設に対する被害状況及び災害に対しすでに執った措置 イ 災害に対し今後執ろうとする措置 ウ その他活動上必要ある事項

(4) 調査班による被害調査

ア (省略)

イ 調査の実施要領

(ア) 調査班の編成

総務部長は、被害調査実施のため、班を編成する。

班の構成、各編成数その他必要な事項は、事態に応じて適宜決定するが、おおむね次のような体制で行う。

活動項目	班数	1班当たりの 構成員	構成課
連絡、集計	1～2	5名程度	課税課、収税課
災害情報収集	15	3名程度	

(イ) 調査事項

調査事項は、前号の表（総務部調査班）のとおりとする。

ウ 実施要領（省略）

(5)～(7)（省略）

資料編 ・ 様式 I 市様式5 災害通報受信票兼処理票 P787

(8)（省略）

資料編 ・ 様式 I 市様式6 自治会等被害状況報告 P788

(9) ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により市の被害状況の全容が不明等の場合、市長は、東予地方局を通じて県、県警察本部、海上保安部、自衛隊（県へ直接要請）等のヘリコプターを所有する各機関に情報収集のための偵察活動を要請する。

ア～カ（省略）

(10)～(12)（省略）

(13) 県（災害対策本部（災害警戒本部））への報告

ア 市災害対策本部は、被害状況、要請事項、災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対して報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

報告及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

(ア)～(ウ)（省略）

活動項目	班数	1班当たりの 構成員	構成課
連絡、集計	1～2	5名程度	市民税課、資産税課、 収税課
災害情報収集	15	3名程度	

(イ) 調査事項

調査事項は、次のとおりとする。

- a 住家の被害その他の物的被害
- b 救急救助活動の必要の有無
- c 火災等の二次災害の発生状況
- d 電力、電話、LPガス等ライフラインの機能的被害
- e その他本部長が必要と認める事項

ウ 実施要領（省略）

(5)～(7)（省略）

資料編 ・ 様式 I _____ 災害通報受信票兼処理票 P785

(8)（省略）

資料編 ・ 様式 I _____ 自治会等被害状況報告 P786

(9) ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により市の被害状況の全容が不明等の場合、市長は、東予地方局を通じて県、県警察本部、今治海上保安部、自衛隊_____及びヘリコプターを所有する各機関に情報収集のための偵察活動を要請する。

ア～カ（省略）

(10)～(12)（省略）

(13) 県（災害対策本部（災害警戒本部））への報告

ア 市災害対策本部は、被害状況、要請事項、災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対して報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

報告及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

(ア)～(ウ)（省略）

イ (本文省略)

(表中の報告様式)

中間報告 : (中間報告・被害状況内訳書)

最終報告 : (最終報告・被害状況内訳書)

資料編	・様式Ⅱ 県様式1 災害発生報告 P819
	・様式Ⅱ 県様式2-(1) 中間報告、最終報告 P820
	・様式Ⅱ 県様式2-(2) 被害状況内訳表 P822

ウ 報告先

庶務班長が県に行う災害情報の報告先は、次のとおりである。

災害情報の報告先

県が災害対策本部 (県災害警戒本部) を設置する前	県が災害対策本部 (県災害警戒本部) を設置した時
東予地方局 <u>地域産業振興部</u> 総務県民課 防災対策室 ・電話 (直通) 0897-56-3731 (FAX 兼用) ・県防災通信システム 電話 地上系 69-501-0-213 防災電話機 501-22~24 , 501-31~32 FAX 地上系 501-21	県災害対策本部東予地方本部 (県災害警戒本部東予地方本部) <u>地方司令部</u>

消防庁の報告先

平日 (9:30~18:15) <u>総務省 消防庁 広域応援室</u>	左記以外 <u>総務省 消防庁 宿直室</u>
・ <u>NTT回線</u> 電話 (直通) 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	・ <u>NTT回線</u> 電話 (直通) 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
・ <u>消防防災無線</u> 電話 63-90-49013 FAX 63-90-49033	・ <u>消防防災無線</u> 電話 63-90-49102 FAX 63-90-49036
・ <u>地域衛星通信ネットワーク</u> 電話 64-048-500-90-49013 FAX 64-048-500-90-49033	・ <u>地域衛星通信ネットワーク</u> 電話 64-048-500-90-49102 FAX 64-048-500-90-49036

【風水害等対策編 P107~P113】

第3章 災害応急対策

第5節 広報活動 (本文省略、応急対策の分担省略)

1 広報内容 ~ 2 実施期間のその分担 (省略)

イ (本文省略)

(表中の報告様式)

中間報告 : (中間報告・被害状況内訳表)

最終報告 : (最終報告・被害状況内訳表)

資料編	・様式Ⅱ 県様式1 災害発生報告 P817
	・様式Ⅱ 県様式2-(1) 中間報告、最終報告 P818
	・様式Ⅱ 県様式2-(2) 被害状況内訳表 P820

ウ 報告先

庶務班長が県に行う災害情報の報告先は、次のとおりである。

災害情報の報告先

県が災害対策本部 (県災害警戒本部) を設置する前	県が災害対策本部 (県災害警戒本部) を設置した時
東予地方局 <u>総務企画部</u> 総務県民課防災対策室 ・電話 (直通) 0897-56-3731 (Fax 兼用) ・県防災通信システム 電話 地上系 501-0-213 (発信特番: 6) 衛星系 320-213 (発信特番: 8) 防災電話機 501-22~501-23 (発信特番: なし) FAX 地上系 501-2	県災害対策本部東予地方本部 (県災害警戒本部東予地方本部) <u>災害対策班 (地方本部事務局)</u>

消防庁の報告先

平日 (9:30~18:30) ※防災課応急対策室	左記以外 ※宿直室
・電話 (直通) 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	・電話 (直通) 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553

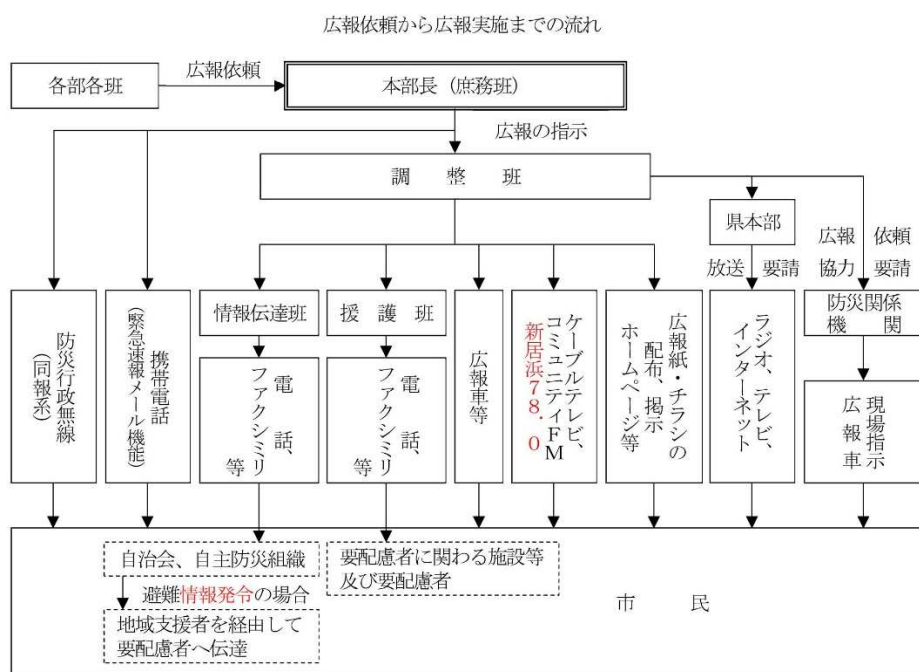
【風水害等対策編 P99~P104】

第3章 災害応急対策

第5節 広報活動 (本文省略、応急対策の分担省略)

1 広報内容 ~ 2 実施期間のその分担 (省略)

3 広報活動の決定（省略）

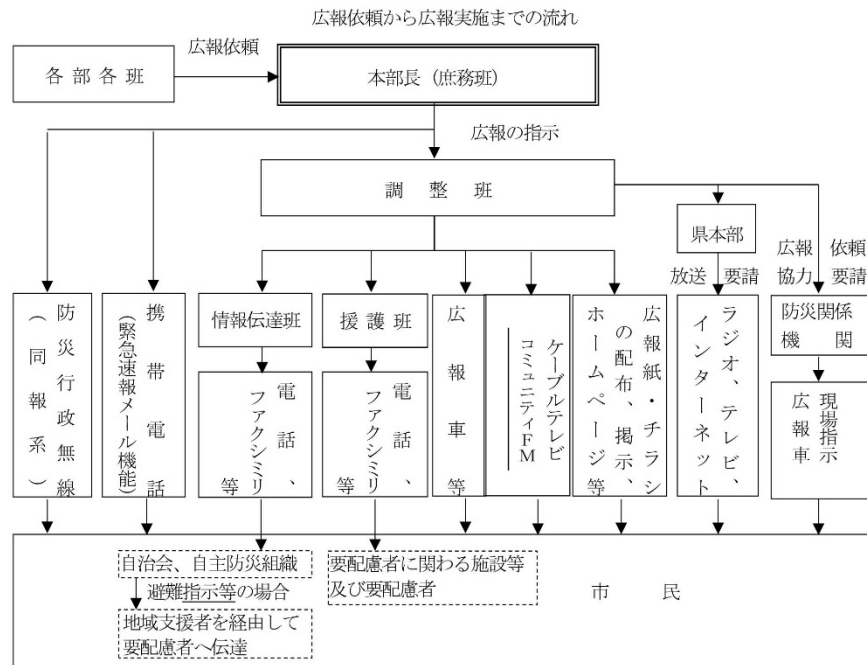


4 広報実施方法

市が市民に対して実施する広報活動の方法（手段）は次のとおりとし、本部から特に指示された場合を除き、調整班長が状況を判断のうえ、適切に行う。

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることも考慮し、あらゆる広報媒体（防災行政無線、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、市公式ホームページ、市メールマガジン、市公式Facebook、市公式X（旧 Twitter）アカウント、市公式LINEアカウント、広報紙、等）を利用して有効、適切と認められる

3 広報活動の決定（省略）



4 広報実施方法

市が市民に対して実施する広報活動の方法（手段）は、次のとおりとする。なお、広報活動の方法（手段）の選定は、本部から特に指示された場合を除き、調整班長が状況を判断のうえ、適切に行う。

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることも考慮し、あらゆる広報媒体（防災行政無線、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、公共情報コモンズ、広報車、_____ホームページ、__メールマガジン、_____facebook、ツイッター、_____LINE_____、広報紙、スマートフォン向けアプリ等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

方法により広報を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- (1) 防災行政無線（同報系）による放送（省略）
- (2) 公民館、自治会（自主防災組織）への伝達

情報伝達班長は、地区連絡員（各公民館・交流センター）に防災行政無線による放送内容を伝達する。

地区連絡員は、自治会又は自主防災組織の連絡員を通じて、自治会長等に防災行政無線による放送内容を伝達する。地区連絡員への放送内容の伝達は、電話、ファクシミリ、メール等有線通信や無線通信を用いるほか、必要に応じて職員を派遣する。地区連絡員が派遣されていない場合は、自治会長等に対して、電話等で放送内容を伝達する。

避難情報が発令された際は、自治会長等に要配慮者の避難支援を依頼する。

避難支援は、自治会長等より伝達を受けた地域支援者が行う。

- (3) ～ (6) (省略)
- (7) インターネット、携帯電話等を活用した情報提供

調整班長は、インターネット（[市公式ホームページ](#)、[市メールマガジン](#)、[市公式Facebook](#)、[市公式X \(旧 Twitter\) アカウント](#)、[市公式LINEアカウント等](#))を利用して、災害情報を発信する。

- (8) ～ (9) (省略)

資料編 ・インターネットホームページ等アドレス及びQRコード [P855](#)

5 広報文例

防災訓練や自治会との交流等を通じて、聞き取り間違いのより少ない適切な広報文例となるよう改訂に努める。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- (1) 防災行政無線（同報系）による放送（省略）
- (2) 公民館、自治会（自主防災組織）への伝達

情報伝達班長は、地区連絡員（各公民館・交流センター）に防災行政無線による放送内容を伝達する。

地区連絡員は、自治会又は自主防災組織の連絡員を通じて、自治会長等に防災行政無線による放送内容を伝達する。地区連絡員への放送内容の伝達は、電話、ファクシミリ、メール等有線通信や無線通信を用いるほか、必要に応じて職員を派遣する。地区連絡員が派遣されていない場合は、自治会長等に対して、電話等で放送内容を伝達する。

避難指示等が発表された際は、自治会長等に要配慮者の避難支援を依頼する。

避難支援は、自治会長等より伝達を受けた地域支援者が行う。

- (3) ～ (6) (省略)
- (7) インターネット、携帯電話等を活用した情報提供

調整班長は、インターネット（[ホームページ](#)、[メールマガジン](#)、[Facebook](#)、[ツイッター](#)、[LINE等](#))を利用して、災害情報を発信する。

- (8) ～ (9) (省略)

資料編 ・インターネットホームページ等アドレス及びQRコード [P854](#)

5 広報文例

防災訓練や自治会との交流等を通じて、聞き取り間違いのより少ない適切な広報文例となるよう改訂に努める。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 避難準備の周知 | 例文 1 |
| (2) 避難の指示、誘導 | 例文 2 |
| (3) 救護所設置 | 例文 3 |
| (4) 防疫、保健衛生に関する周知 | 例文 4 |

う。

(2) 緊急放送の要請（省略）

【風水害等対策編 P114～P124】

第3章 災害応急対策

第6節 避難活動（本文省略、応急対策の分担省略）

1 避難情報等

市長は、災害時に土砂崩れによる家屋倒壊など、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

また、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(1) 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

なお、市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域の適切な設定や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるとともに、指定緊急避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

(表中)

高齢者等避難（警戒レベル3）：避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性が高まったとき。なお、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(2) 避難情報発令の実施責任者

避難情報発令は、次の者が実施責任者として行う。

う。

(2) 緊急放送の要請（省略）

【風水害等対策編 P105～P114】

第3章 災害応急対策

第6節 避難活動（本文省略、応急対策の分担省略）

1 避難指示等

市長は、災害時に土砂崩れによる家屋倒壊など、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(1) 避難指示等の発令基準

避難指示等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、概ね次のとおりとする。

なお、市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域の適切な設定や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるとともに、指定緊急避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

(表中)

高齢者等避難（警戒レベル3）：避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性が高まったとき。

(2) 避難指示等の実施責任者

避難指示等は、次の者が実施責任者として行う。

(表省略)

(3) 避難情報の内容 (省略)

資料編 ・防災行政無線 広報文例 P139
・広報車 広報文例 P145

(4) 避難情報発令の伝達方法

ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、市は直ちに当該地域住民及び単位自治会長、連合自治会長に対して、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、広報車、IP告知システム、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティFM 新居浜78.0放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、地域住民による連絡網など、実状に即したあらゆる方法による呼びかけを実施するほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら、周知徹底を図る。

また、避難情報の伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運営業者等に協力を求める。

イ～オ (省略)

(5) Lアラート（災害情報共有システム）による災害関連情報の提供

ア 市は、地域住民に迅速かつ効率的に情報を提供するため、避難情報及び避難所の開設情報をLアラート（災害情報共有システム）に発信する。

イ 放送機関等は、これらの情報を受信し、テレビ、ラジオ又は市公式ホームページ等により住民への情報伝達を行う。（放送機関等によって、伝達手段・対応が異なる。）

なお、NHK松山拠点放送局では、Lアラート（災害情報共有システム）から受信した避難情報及び避難所開設情報を、NHK総合テレビのデータ放送でも提供することとしている。

2 避難の方法 (本文省略)

(1) 避難情報が発令された要避難地区で避難する場合

指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本と

(表省略)

(3) 避難指示等の内容 (省略)

資料編 ・避難、救護に関する広報文例 P121

(4) 避難指示等の伝達方法

ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、市は直ちに当該地域住民及び単位自治会長、連合自治会長に対して、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、広報車、IP告知システム、テレビ（ワンセグ含む。）、ラジオ（コミュニティFM _____ 放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、地域住民による連絡網など、実状に即したあらゆる方法による呼びかけを実施するほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら、周知徹底を図る。

また、避難指示等の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運営業者等に協力を求める。

イ～オ (省略)

(5) Lアラート（災害情報共有システム）による災害関連情報の提供

ア 市は、地域住民に迅速かつ効率的に情報を提供するため、避難指示等の避難情報及び避難所の開設情報をLアラート（災害情報共有システム）に発信する。

イ 放送機関等は、これらの情報を受信し、テレビ、ラジオ又は _____ ホームページ等により住民への情報伝達を行う。（放送機関等によって、伝達手段・対応が異なる。）

なお、NHK松山放送局では、Lアラート（災害情報共有システム）から受信した避難情報及び避難所開設情報を、NHK総合テレビのデータ放送でも提供することとしている。

2 避難の方法 (本文省略)

(1) 避難指示等が発令された要避難地区で避難する場合

指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本と

するものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行い、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

ア～エ（省略）

(2)～(5)（省略）

(6) 避難者の確認

ア 避難情報を発令した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、発見した場合は救出する。

イ 避難情報に従わず要避難地にとどまる者に対しては、市職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難情報に従うよう出来る限り説得に努める。

(7)～(8)（省略）

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

するものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行い、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

ア～エ（省略）

(2)～(5)（省略）

(6) 避難者の確認

ア 避難の勧告、指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、発見した場合は救出する。

イ 避難指示等に従わず要避難地にとどまる者に対しては、市職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難指示等に従うよう出来る限り説得に努める。

(7)～(8)（省略）

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し又はまきまに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官 又は 海上保安官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその権限の委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員 又は 消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同第28条
水防団長 水防団員 又は消防 機関に 属する者	洪水高潮	水防上緊急に必要がある場所において設定する。	水防法第21条
知事による 応急措置の 代行		市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条

(2) 省略

(3) 注意事項

ア（省略）

イ 警察官、海上保安官又は災害派遣を命じられた部隊等の自衛官が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ～エ（省略）

(4) 指定行政機関等による助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難情報の発令対象地域、判断時期等について助言する。

また、県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、テレビ会議等を活用して市に積極的に助言するほか、市長による洪水時における避難情報の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官 又は 海上保安官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	保安官がその場にいない場合に限り。市長等、警察官及び海上保安官	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員 又は 消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同第28条
水防団長 水防団員 又は消防 機関に 属する者	洪水高潮	水防上緊急に必要がある場所において設定する。	水防法第21条
知事による 応急措置の 代行		市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条

(2) 省略

(3) 注意事項

ア（省略）

イ 警察官、海上保安官又は自衛官が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ～エ（省略）

(4) 指定行政機関等による助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

さらに、市は、避難情報の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

4 指定避難所等の設置及び避難生活

市は、受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の施設管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講ずる。災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じて、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対して周知徹底を図る。受入れに当たっては、指定緊急避難場所や避難所に避難した全ての被災者について、住民票の有無等に関わらず適切に受入れる。

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

また、指定避難所等の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に臨時指定避難所の設置や指定避難所等を維持することの適否を検討する。加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

市及び県は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

また、市及び県は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

4 指定避難所等の設置及び避難生活

市は、受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の施設管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講ずる。災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じて、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対して周知徹底を図る。受入れに当たっては、指定緊急避難場所や避難所に避難した全ての被災者について、住民票の有無等に関わらず適切に受入れる。

また、指定避難所等の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に臨時指定避難所の設置や指定避難所等を維持することの適否を検討する。加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

(1) 指定避難所等の開設

避難が必要になった場合、直ちに職員を派遣して指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

開設に当たっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める。

さらに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

なお、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

資料編 ・ 緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 P73
・ 福祉避難所の指定一覧 P76

(2) ～ (3) 省略

(4) 指定避難所等の運営

市は、避難者、住民、自主防災組織、学校等避難所施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるように留意する。

(1) 指定避難所等の開設

避難が必要になった場合、直ちに職員を派遣して指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

開設に際しては、住民の自主避難にも配慮し、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める。

さらに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

なお、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

資料編 ・ 緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 P61、64、67
・ 福祉避難所の指定一覧 P62、65、69

(2) ～ (3) 省略

(4) 指定避難所等の運営

市は、避難者、住民、自主防災組織、避難所の施設管理者、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ア～オ(省略)

(5) 指定避難所等運営上の配慮及び協力

ア(省略)

イ 市町は、指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握や仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努め、必要な対策を講じる。また、指定避難所における _____ 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ウ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの措置の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

エ(省略)

オ 市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当(施設管理者等)との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

カ(省略)

キ 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮する。さらに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別の

ア～オ(省略)

(5) 指定避難所等運営上の配慮及び協力

ア(省略)

イ 市は、指定避難所等ごとに受入れている避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、常に良好なものとするよう努める。そのため、 _____ 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握 _____

_____ 努め、必要な対策を講じる。また、指定避難所における 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ウ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの措置の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め _____

_____ 必要な措置を講じるよう努める。

エ(省略)

オ 市は、必要に応じ、 _____ 指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当(施設管理者など)との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

カ(省略)

キ 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮する。さらに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別の

トイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努める。

ク ～ ス (省略)

5 避難状況の報告 ～ 7 災害救助法に基づく措置基準 (省略)

資料編 ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 [P843](#)

8 避難所の閉鎖 (本文省略)

9 学校における災害応急対策 ～ 12 病院施設の避難対策 (省略)

【風水害等対策編 P 1 2 5～P 1 2 8】

第3章 災害応急対策

第7節 緊急輸送活動 (本文・表省略)

1 車両等の調達

(1) 市報有車両の把握 (省略)

資料編 ・ 市保有車両一覧表 [P111](#)
・ [上下水道局保有車両一覧表](#) [P115](#)

(2) 車両等の借上げ (省略)

資料編 ・ 車両調達先一覧表 [P160](#)
・ 災害時における物資等の輸送に関する協定書 [P325](#)

(3) 燃料の調達 (省略)

(4) 県等への調達、[あっせん](#)要請

災害対策本部は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県に対し輸送手段の[調達](#)、[あっせん](#)を要請する。

[ア](#) (省略)

[イ](#) (省略)

[ウ](#) (省略)

[エ](#) (省略)

2 配車計画 (省略)

トイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアによる巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努める。

ク ～ ス (省略)

5 避難状況の報告 ～ 7 災害救助法に基づく措置基準 (省略)

資料編 ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 [P842](#)

8 避難所の閉設 (本文省略)

9 学校における災害応急対策 ～ 12 病院施設の避難対策 (省略)

【風水害等対策編 P 1 1 5～P 1 1 8】

第3章 災害応急対策

第7節 緊急輸送活動 (本文・表省略)

1 車両等の調達

(1) 市報有車両の把握 (省略)

資料編 ・ 市保有車両一覧表 [P99](#)

(2) 車両等の借上げ (省略)

資料編 ・ 車両調達先一覧表 [P148](#)
・ 災害時における物資等の輸送に関する協定書 [P364](#)

(3) 燃料の調達 (省略)

(4) 県等への調達、[斡旋](#)要請

災害対策本部は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県に対し輸送手段の[調達](#)、[斡旋](#)を要請する。

[ア](#) 明示事項

[\(ア\)](#) (省略)

[\(イ\)](#) (省略)

[\(ウ\)](#) (省略)

[\(エ\)](#) (省略)

2 配車計画 (省略)

3 緊急輸送車両の確認（省略）

資料編 ・緊急通行車両事前届出制度の流れ・手続等 [P156](#)
 ・緊急通行車両の標章、確認証明書 [P159](#)

4 緊急輸送ルートの指定

道路班長は、[愛媛県指定の緊急輸送道路や市内の輸送拠点及び拠点へリポート等の防災拠点までの接続道路](#)の被害状況等を迅速に把握し、市内における輸送可能なルートを選定する。

- (1) [愛媛](#)県指定緊急輸送道路
 ア～イ（省略）

資料編 ・[緊急輸送道路（愛媛県指定のうち新居浜市関係分）一覧表](#) [P149](#)

- (2) [防災拠点までの接続道路](#)

資料編 ・[防災拠点接続道路一覧表](#) [P151](#)

5 輸送拠点の確保（本文省略）

- (1) 輸送拠点（省略）
 (2) 拠点へリポート

名称	所在地	区分	駐機数		位置	
			中型機	大型機	緯度	経度
国領川河川敷	東雲町3	地域拠点	1	—	N33度57分37秒	E133度17分54秒
国領川多目的広場	南小松原町	地域拠点	1	—	N33度58分14秒	E133度17分32秒
新居浜病院	本郷3-1-1	地域拠点	1	—	N33度56分01秒	E133度16分44秒
新居浜病院屋上	本郷3-1-1	地域拠点	1	—	N33度55分57秒	E133度16分50秒
山根公園	角野新田町3-10	緊急(適地)	2	—	N33度55分25秒	E133度18分38秒
マリンパーク新居浜イベント広場	垣生3-乙324	緊急(適地)	1	—	N33度59分23秒	E133度19分50秒
市営サッカー場	観音原町乙109	緊急(適地)	4	—	N33度57分20秒	E133度18分55秒
大滝広場	別子山甲122	緊急(適地)	1	—	N33度51分32秒	E133度25分26秒
山根市民グラウンド	角野新田町3-2822-9	緊急(準適地)	1	—	N33度55分20秒	E133度18分35秒
マリンパーク新居浜多目的広場	垣生3-乙324	緊急(準適地)	1	—	N33度59分24秒	E133度19分55秒

3 緊急輸送車両の確認（省略）

資料編 ・緊急通行車両事前届出制度の流れ・手続等 [P144](#)
 ・緊急通行車両の標章、確認証明書 [P147](#)

4 緊急輸送ルートの指定

道路班長は、[県指定の緊急輸送道路及び市指定の緊急輸送道路](#)の被害状況等を迅速に把握し、市内における輸送可能なルートを選定する。

- (1) 県指定緊急輸送道路
 ア～イ（省略）

資料編 ・[県指定緊急輸送道路一覧表](#) [P99](#)

- (2) [市指定緊急輸送道路](#)

資料編 ・[市指定緊急輸送道路一覧表](#) [P139](#)

5 輸送拠点の確保（本文省略）

- (1) 輸送拠点（省略）
 (2) 拠点へリポート

名称	所在地	区分	駐機数		位置（緯度）	位置（経度）
			中型機	大型機		
国領川河川敷	東雲町3丁目国領川河川敷	地域拠点	1	—	N33度57分37秒	E133度17分54秒
国領川多目的広場	南小松原町	地域拠点	1	—	N33度58分14秒	E133度17分32秒
新居浜病院	本郷3-1-1	地域拠点	1	—	N33度56分01秒	E133度16分44秒
山根公園	角野新田町3-10	緊急(適地)	2	—	N33度55分25秒	E133度18分38秒
マリンパーク新居浜イベント広場	垣生3丁目乙324番地	緊急(適地)	1	—	N33度59分23秒	E133度19分50秒
市営サッカー場	観音原町乙109番地	緊急(適地)	4	—	N33度57分20秒	E133度18分55秒
大滝広場	別子山甲122	緊急(適地)	1	—	N33度51分32秒	E133度25分26秒
山根市民グラウンド	角野新田町3-2822-9	緊急(準適地)	1	—	N33度55分20秒	E133度18分35秒
マリンパーク新居浜多目的広場	垣生3丁目乙324番地	緊急(準適地)	1	—	N33度59分24秒	E133度19分55秒

(3) 臨時ヘリポート

名称	所在地	位置	
		緯度	経度
大島港	大島甲 1541 地先	N33 度 59 分 40 秒	E133 度 21 分 59 秒
大島埋め立て地	大島甲 1601 地先	N33 度 59 分 28 秒	E133 度 22 分 05 秒
成運動公園広場	別子山乙 304-8	N33 度 51 分 46 秒	E133 度 26 分 26 秒
池田池公園	船木 1533	N33 度 56 分 14 秒	E133 度 20 分 30 秒
あかがねの里東平	立川町 653-1	N33 度 52 分 33 秒	E133 度 18 分 58 秒

6 輸送の方法 (省略)

(1) 車両による輸送 (省略)

資料編 ・ 市保有車両一覧表 [P111](#)
・ 車両調達先一覧表 [P160](#)

(2) 航空機による輸送 (省略)

(3) 船舶による輸送 (省略)

資料編 ・ 船舶、漁船等の調達先一覧表 [P163](#)

(4) 省略

7 記録等 (省略)

資料編 ・ 様式 I [市様式14](#) 輸送記録簿 [P796](#)
・ 様式 I [市様式15](#) 輸送用燃料及び消耗品受払簿 [P797](#)
・ 様式 I [市様式16](#) 修繕費支払簿 [P798](#)

【風水害等対策編 P129～P132】

第3章 災害応急対策

第8節 交通応急対策 (本文・表省略)

1 陸上交通 (省略)

(1) ～ (5) (省略)

(6) 道路交通確保の措置

ア ～ ウ (省略)

エ 応援要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合又は大規模な対策を必要とす

(3) 臨時ヘリポート

臨時ヘリポート	所在地	位置	
		緯度	経度
大島港	大島甲 1541 番地先	N33 度 59 分 40 秒	E133 度 21 分 59 秒
大島埋め立て地	大島甲 1601 番地先	N33 度 59 分 25 秒	E133 度 21 分 40 秒
成運動公園広場	別子山乙 304-8	N33 度 51 分 46 秒	E133 度 26 分 26 秒
池田公園広場	船木 1533	N33 度 56 分 14 秒	E133 度 20 分 30 秒
あかがねの里東平	立川町 653-1	N33 度 52 分 33 秒	E133 度 18 分 58 秒

6 輸送の方法 (省略)

(1) 車両による輸送 (省略)

資料編 ・ 市保有車両一覧表 [P99](#)
・ 車両調達先一覧表 [P148](#)

(2) (省略)

(3) 船舶による輸送 (省略)

資料編 ・ 船舶、漁船等の調達先一覧表 [P151](#)

(4) 省略

7 記録等 (省略)

資料編 ・ 様式 I _____ 輸送記録簿 [P794](#)
・ 様式 I _____ 輸送用燃料及び消耗品受払簿 [P795](#)
・ 様式 I _____ 修繕費支払簿 [P796](#)

【風水害等対策編 P119～P122】

第3章 災害応急対策

第8節 交通応急対策 (本文・表省略)

1 陸上交通 (省略)

(1) ～ (5) (省略)

(6) 道路交通確保の措置

ア ～ カ (省略)

エ 応援要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合又は大規模な対策を必要とす

るときは、_____県に自衛隊の派遣を要請して応急復旧を図る。

オ～カ（省略）

キ 道路管理者等の措置命令

（ア）～（イ）（省略）

（ウ）知事は、市__道__に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対して、上記（ア）に係る指定若しくは命令をし、又は上記（イ）に係る措置を執るべきことを指示することができる。

（7）～（8）（省略）

資料編 ・ 緊急通行車両の標章、確認証明書 [P159](#)

（9）（省略）

2 海上交通

（1）（省略）

（2）海上交通確保の措置

ア（省略）

イ 港湾施設等の応急措置

市は、管理する港湾や漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずるほか、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに連携し、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

ウ～エ（省略）

【風水害等対策編 P133】

第3章 災害応急対策

第9節 孤立地区に対する支援活動（省略）

るときは、東予地方局を通じて県に自衛隊の派遣を要請して応急復旧を図る。

オ～カ（省略）

キ 道路管理者等の措置命令

（ア）～（イ）（省略）

（ウ）知事は、市町道__に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対し、上記__ア__に係る指定若しくは命令をし、又は上記__イ__に係る措置をとるべきことを指示することができる。

（7）～（8）（省略）

資料編 ・ 緊急通行車両の標章、確認証明書 [P147](#)

（9）（省略）

2 海上交通

（1）（省略）

（2）海上交通確保の措置

ア（省略）

イ 港湾施設等の応急措置

市は、管理する港湾や漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる_____

ウ～エ（省略）

【風水害等対策編 P123】

第3章 災害応急対策

第9節 孤立地区に対する支援活動（省略）

【風水害等対策編 P134～P140】

第3章 災害応急対策

第10節 消防活動（本文・表省略）

1 消防活動の基本方針（省略）

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防長は、消防署所及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

ア～イ（省略）

ウ 救急救助活動の留意事項

(ア)～(イ)（省略）

(ウ) 災害時には、緊急度に応じて、迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送体制の整備を図る。

(エ)～(オ)（省略）

(2) 消防団の活動（本文省略）

ア～イ（省略）

ウ 避難情報が発令された場合に、これを地域住民及び自主防災組織に伝達し、関係機関と連絡を取りながら住民等を安全な場所に避難させる。

エ～カ（省略）

3 消防本部及び消防団の組織編成

(1) 災害警戒本部の編成～(4) 消防部の業務関係（省略）

(5) 署別人員、車両数 (R6.4.1)

署別		人員	車両
消防本部		37名	6台
北消防署	消防課	50名	15台
	川東分署	25名	4台
南消防署	消防課	38名	8台
計		150名	33台

4 活動体制

(1) 大規模火災

【風水害等対策編 P124～P130】

第3章 災害応急対策

第10節 消防活動

1 消防活動の基本方針（省略）

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

ア～イ（省略）

ウ 救急救助活動の留意事項

(ア)～(イ) 省略

(ウ) 災害時には、緊急度に応じて、迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊との他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送体制の整備を図る。

(エ)～(オ)（省略）

(2) 消防団の活動（本文省略）

ア～イ（省略）

ウ 避難指示等が発令された場合に、これを地域住民及び自主防災組織に伝達し、関係機関と連絡を取りながら住民等を安全な場所に避難させる。

エ～カ（省略）

3 消防本部及び消防団の組織編成

(1) 災害警戒本部の編成～(4) 消防部の業務関係（省略）

(5) 署別人員、車両数 (R3.4.1)

署別		人員	車両
消防本部		40名	6台
北消防署	消防課	45名	15台
	川東分署	22名	4台
南消防署消防課		35名	8台
計		142名	33台

4 活動体制

(1) 大規模火災

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測される場合、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

ア～ウ（省略）

エ 火災の規模、被害状況等から自衛隊の災害派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。

オ 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。

カ 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

(2) 異常時消防（省略）

資料編 ・火災発生により特に大火の危険が予想される密集地域 [P261](#)

(3) ～ (9)（省略）

5 消防活動の応援要請

(1) 県内の消防応援

市長又は消防長は、火災が発生し、市の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難、又は困難が予想される規模の場合には、火災の態様、動向等を的確に判断し、県内の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を速やかに行う。

ア～イ（省略）

ウ 「愛媛県消防広域相互応援協定 〃 」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定 〃 」に基づくもの

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下の全市町、全消防事務組合で締結している「愛媛県消防広域相互応援協定 〃 」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定 〃 」に基づき、応援を要請する。

なお、応援の要請方法等具体的な活動要領については、「愛媛県消防広域相互応援計画」に定めるところによる。

ア～ウ（省略）

エ 火災の規模、被害状況等から自衛隊の災害派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行う_____。

オ 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

(2) 異常時消防（省略）

資料編 ・火災発生により特に大火の危険が予想される密集地域 [P250](#)

(3) ～ (9)（省略）

5 消防活動の応援要請

(1) 県内の消防応援

市長又は消防長は、火災が発生し、市の消防機関の消防力のみでは火災の防ぎよが困難、又は困難が予想される規模の場合には、火災の態様、動向等を的確に判断し、県内の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を速やかに行う。

ア～イ（省略）

ウ 「愛媛県消防広域相互応援協定書」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定書」に基づくもの

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下の全市町、全消防事務組合で締結している「愛媛県消防広域相互応援協定書」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定書」に基づき、応援を要請する。

なお、応援の要請方法等具体的な活動要領については、「愛媛県消防広域相互応援計画」に定めるところによる。

資料編 ・愛媛県消防広域相互応援協定書 [P283](#)
・愛媛県消防団広域相互応援協定書 [P638](#)
・東予広域消防相互応援協定書 [P269](#)

(2) (省略)

資料編 ・様式Ⅲ 別記様式1-1 緊急消防援助隊応援要請連絡票 [P832](#)

(3) (省略)

6 事業所の活動 ～ 8 市民の活動 (省略)

【風水害等対策編 P141～P143】

第3章 災害応急対策

第11節 水防活動

洪水、雨水出水、津波又は高潮等による被害を警戒し、防御するなど万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図る。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、新居浜市水防計画の定めによる。

- 1 水防組織 (省略)
- 2 水防倉庫及び資器材

水防管理団体は、水防活動に便利な箇所に水防倉庫を設置し、倉庫管理者を定め、必要な資器材を備えつけるよう努める。

このほか、防災対策の推進のための、水防倉庫の新設・更新にあたっては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した用地確保について検討する。

3 水防活動 ～ 6 水防活動の安全確保 (省略)

7 水防活動の応援要請

(1) ～ (3) (省略)

(4) 自衛隊の応援

大規模な応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、又は水防管理者は知事を通じ、陸上自衛隊松山駐屯地司令に災害派遣を要請する。

資料編 ・愛媛県消防広域相互応援協定書 [P690](#)
・愛媛県消防団広域相互応援協定書 [P759](#)
・東予広域消防相互応援協定書 [P685](#)

(2) (省略)

資料編 ・様式Ⅲ 緊急消防援助隊応援要請連絡票 [P830](#)

(3) (省略)

6 事業所の活動 ～ 8 市民の活動 (省略)

【風水害等対策編 P131～P132】

第3章 災害応急対策

第11節 水防活動

洪水、雨水出水、津波又は高潮等による被害を警戒し、防ぎよめるなど万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図る。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、新居浜市水防計画の定めによる。

- 1 水防組織 (省略)
- 2 水防倉庫及び資器材

水防管理団体は、水防活動に便利な箇所に水防倉庫を設置し、倉庫管理者を定め、必要な資器材を備えつけるよう努める。

3 水防活動 ～ 6 水防活動の安全確保 (省略)

7 水防活動の応援要請

(1) ～ (3) (省略)

(4) 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、又は水防管理者は知事を通じ、陸上自衛隊中部方面特科大隊長に災害派遣を要請する。

2 市の活動

(1) 省略

(2) 救出の対象者、費用、期間等（本文省略）

ア（省略）

イ 支出できる費用は、船艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ（省略）

(3)～(5)（省略）

(6) 応援の要請

ア 県への応援要請

(ア)（省略）

(イ) 市は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、他市町長へ応援要請を行う。

また、要請を受けた場合は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

イ（省略）

資料編 ・愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 [P293](#)

3 消防機関の活動 ～ 5 事業所の活動（省略）

【風水害等対策編 P147～P149】

第3章 災害応急対策

第13節 死体の捜索・措置・埋葬

市、県及び関係機関は、死体の捜索措置、埋葬及び火葬を的確かつ迅速に実施する。

2 市の活動

(1) 省略

(2) 救出の対象者、費用、期間等（本文省略）

ア（省略）

イ 支出できる費用は、船舶その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ（省略）

(3)～(5) 省略

(6) 応援の要請

ア 県への応援要請

(ア)（省略）

(イ) 市は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定書」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定書」に基づき、他市町長へ応援要請を行う。

また、要請を受けた場合は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

イ（省略）

資料編 ・愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 [P695](#)

3 消防機関の活動 ～ 5 事業所の活動（省略）

【風水害等対策編 P136～P138】

第3章 災害応急対策

第13節 死体の捜索・措置・埋葬

(応急対策の分担)

実施担当	実施内容
環境衛生班	・死体の埋葬、火葬に関する事。
消防班	・行方不明者及び死体の捜索、受入れに関する事。
庶務班	・行方不明者の届出受付及び要搜索者名簿の作成に関する事。 (総務課)
救護班	・保健活動及び防疫活動に関する事。 ・衛生、防疫資材の調達、配布に関する事。
援護班	・死体の検案、受入れに関する事。

1 実施体制

(1) 行方不明者の捜索及び死体の措置、埋葬及び火葬は、市が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事の委任に基づき、行方不明者の捜索及び死体の埋葬については、市長が行う。

(2) (省略)

2 応急対策活動

(1) ~ (5) (省略)

(6) 本部長(市長)は、死体の捜索、措置、埋葬及び火葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

ア 捜索、措置、埋葬及び火葬別とそれぞれの対象人員

イ ~ オ (省略)

(7) (省略)

3 行方不明者の届出の受付 (省略)

資料編	・様式 I <u>市様式24</u> 行方不明者届出書 <u>P806</u>
	・様式 I <u>市様式25</u> 要搜索者名簿 <u>P807</u>

4 捜索の実施 ~ 6 死体の受入れ、安置 (省略)

7 埋葬、火葬

環境衛生班長 _____ は、引取り手のない死体又は遺族等が埋葬及び

(応急対策の分担)

実施担当	実施内容
環境衛生班	・死体の埋葬、火葬に関する事。
消防班	・行方不明者及び死体の捜索、受入れに関する事。
庶務班	・行方不明者の届出受付及び要搜索者名簿の作成に関する事。 (総務課)
救護班	・保健活動及び防疫活動に関する事。 ・衛生、防疫資材の調達、配布に関する事。
援護班	・死体の検案、受入れに関する事。
別子山班	・別子山地区の死体の埋葬、火葬に関する事。

1 実施体制

(1) 行方不明者の捜索及び死体の措置、埋葬 _____ は、市が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事の委任に基づき、行方不明者の捜索及び死体の埋葬については、市長が行う。

(2) (省略)

2 応急対策活動

(1) ~ (5) (省略)

(6) 本部長(市長)は、死体の捜索、措置、火葬及び埋葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

ア 捜索、措置、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員

イ ~ オ (省略)

(7) (省略)

3 行方不明者の届出の受付 (省略)

資料編	・様式 I _____ 行方不明者届出書 <u>P804</u>
	・様式 I _____ 要搜索者名簿 <u>P805</u>

4 捜索の実施 ~ 6 死体の受入れ、安置 (省略)

7 火葬、埋葬

環境衛生班長及び別子山班長は、引取り手のない死体又は遺族等が火葬 _____、

火葬を行うことが困難な場合は、次のとおり応急措置として、死体の火葬、仮埋葬を実施する。

(1) 死体の火葬、埋葬

ア 引取り手のない死体については、応急措置として火葬又は仮埋葬を行う。

イ 火葬又は仮埋葬に付する場合は、埋葬台帳により措置する。

ウ ～ オ (省略)

カ 火葬、仮埋葬期間は、災害発生の日から10日以内とする。(ただし、災害の規模によりこの限りでない。)

資料編 ・様式 I 市様式26 死体措置台帳 P808
 ・様式 I 市様式27 埋葬台帳 P809
 ・様式 I 市様式28 遺留品処理票 P810

火 葬 場 処 理 能 力

火葬場名	所在地	管理者	電話	炉数	作業員	災害時 1日最大処理能力
斎 場	磯浦町 19-1	新居浜市	34-8163	8基	4人	24体

資料編 ・霊きゅう車等台数 P130

8 市民及び自主防災組織等の活動 ～ 9 記録 (省略)

資料編 ・様式 I 市様式29 死体搜索記録簿 P811

【風水害等対策編 P150～P152】

第3章 災害応急対策

第14節 災害救助法の適用

大規模災害が発生するおそれがある、又は災害による被害の規模が一定以上となった場合、応急的な災害救助活動については、災害救助法の適用を受け、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

(応急対策の分担) (省略)

1 実施責任者 (省略)

2 適用基準

(1) 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用基準

埋葬を行うことが困難な場合は、次のとおり応急措置として、死体の火葬、仮埋葬を実施する。

(1) 死体の火葬、埋葬

ア 引取り手のない死体については、応急措置として火葬又は__埋葬を行う。

イ 火葬又は__埋葬に付する場合は、埋葬台帳により措置する。

ウ ～ オ (省略)

カ 火葬、__埋葬期間は、災害発生の日から10日以内とする。_____

資料編 ・様式 I _____ 死体措置台帳 P806
 ・様式 I _____ 埋葬台帳 P807
 ・様式 I _____ 遺留品処理票 P808

火 葬 場 処 理 能 力

火葬場名	所在地	管理者	電話	炉数	作業員	1日処理能力
斎 場	磯浦町 19-1	新居浜市	34-8163	8基	4人	24体

資料編 ・霊きゅう車等台数 P112

8 市民及び自主防災組織等の活動 ～ 9 記録 (省略)

資料編 ・様式 I _____ 死体搜索記録簿 P809

【風水害等対策編 P139～P141】

第3章 災害応急対策

第14節 災害救助法の適用

一定規模以上の災害に際して、応急的な災害救助活動については、災害救助法の適用を受け、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

(応急対策の分担) (省略)

1 実施責任者 (省略)

2 適用基準

(1) 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市町の区域を単位に実施される。

(2) 災害が発生した場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ、現に救助を要する状態にあるときに実施される。

ア 1号基準 (災害救助法施行令第1条第1項第1号)

市の住家減失世帯数が、下表に示す世帯数以上に達したとき。

市の人口	住家減失世帯数
<u>114,070人 (R5.12.31現在)</u>	100世帯

イ 2号基準 (災害救助法施行令第1条第1項第2号)

住家減失世帯数が前記アの基準に達しないが、県内の住家減失世帯数が1,500世帯以上で、市の住家減失世帯が下表に示す世帯数以上に達したとき。

市の人口	住家減失世帯数
<u>114,070人 (R5.12.31現在)</u>	50世帯

ウ 3号基準 (災害救助法施行令第1条第1項第3号)

(ア)被害世帯数が前記ア又はイの基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合であって、市の被害世帯数が多数であるとき。

(イ) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

※内閣府令に定める特別の事情 (内閣府令第1条)

被災者に対する食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

エ 4号基準 (災害救助法施行令第1条第1項第4号)

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域を単位に実施される。

(2) 災害が発生した場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ、現に救助を要する状態にあるときに実施される。

ア 基準1号 (災害救助法施行令第1条第1項第1号)

市の住家減失世帯数が、下表に示す世帯数以上に達したとき。

市の人口	住家減失世帯数
<u>119,903人 (平成27年国勢調査)</u>	100世帯

イ 基準2号 (災害救助法施行令第1条第1項第2号)

 減失世帯数が前記1の基準に達しないが、県内の 減失世帯数が1,500世帯以上で、市の 減失世帯が下表に示す世帯数以上に達したとき。

市の人口	住家減失世帯数
<u>119,903人 (平成27年国勢調査)</u>	50世帯

ウ 基準3号 (災害救助法施行令第1条第1項第3号前段)

 被害世帯数が前記1又は2の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合であって、市の被害世帯数が多数であるとき。

エ 基準4号 (災害救助法施行令第1条第1項第3号後段)

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

※内閣府令で定める基準 (内閣府令第2条)

(ア)～(イ) (省略)

3 被害世帯数の換算基準 ～ 4 住家の滅失等の認定基準 (省略)

5 適用手続

(1) 市長は、市内における災害の程度が適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちに県災害対策本部 東予 地方本部を通じてその旨を知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、併せてその旨を要請する。

(2) 省略

6 救助項目及び実施期間

救助項目及び実施期間は、次のとおりである。

当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

※内閣府令に定める特別の事情 _____

被災者に対する食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

オ 基準5号 (災害救助法施行令第1条第1項第4号)

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

※内閣府令で定める基準 (内閣府令第2条)

(ア)～(イ) (省略)

3 被害世帯数の換算基準 ～ 4 住家の滅失等の認定基準 (省略)

5 適用手続

(1) 市長は、市内における災害の程度が適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちにその旨を県災害対策本部 各 地方本部を通じ、知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、併せてその旨を要請する。

(2) 省略

6 救助項目及び実施期間

救助項目及び実施期間は、次のとおりである。

救 助 項 目	実 施 期 間 (起算日は災害発生日)	計画記載箇所 (すべて本編第3章)
避難所の開設及び受入れ	7日以内	第6節 避難活動
炊き出しその他食品の給付	7日以内	第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給
飲料水の供給	7日以内	第16節 飲料水等の確保・供給
応急仮設住宅の給付	20日以内着工	第23節 応急住宅対策
住宅の応急修理	1か月以内完了	第23節 応急住宅対策
医療、助産	医療：14日以内 助産：7日以内 (<u>災害発生の前後7日以内の分べん</u>)	第17節 医療救護活動
<u>被災者の救出</u>	3日以内	第12節 人命救助活動
死体の捜索、措置、埋葬	各10日以内	第13節 死体の捜索・措置・埋葬
障害物の除去	10日以内	第21節 障害物の除去
応急救助のための輸送	救助項目ごとの救助期間中	第7節 緊急輸送活動
応急救助のための賃金職員等雇上げ	救助項目ごとの救助期間中	第27節 応援協力活動
学用品の給付	教科書1か月以内 文房具等15日以内	第24節 応急教育活動

資料編 ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 [P843](#)

7 救助の実施に関する事務の委任

救助を迅速に行う必要がある場合は、知事から救助の実施に関する事務の一部が市長に委任される。

なお、市長への委任に当たっては、知事から災害ごとに救助の事務の内容及び期間が市長に通知される。

県から市長への事務委任は、以下の考え方により行われる。

救 助 項 目	実 施 期 間	計画記載箇所 (すべて本編第3章)
避難所の開設及び受入れ	7日以内	第6節 避難活動
炊き出しその他食品の給付	7日以内	第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給
飲料水の供給	7日以内	第16節 飲料水等の確保・供給
応急仮設住宅の給付	20日以内着工	第23節 応急住宅対策
住宅の応急修理	1か月以内完了	第23節 応急住宅対策
医療、助産	医療：14日以内 助産：7日以内 ※実施期間の起算日は、 <u>助産は分べんの日、その他は災害発生日</u>	第17節 医療救護活動
<u>災害にかかった者の救出</u>	3日以内	第12節 人命救助活動
死体の捜索、措置、埋葬	各10日以内	第13節 死体の捜索・措置・埋葬
障害物の除去	10日以内	第21節 障害物の除去
応急救助のための輸送	救助項目ごとの救助期間中	第7節 緊急輸送活動
応急救助のための賃金職員等雇上げ	救助項目ごとの救助期間中	第27節 応援協力活動
学用品の給付	教科書1か月以内 文房具等15日以内	第24節 応急教育活動

資料編 ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 [P842](#)

る物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等や男女のニーズの違い、食物アレルギーを有する者のニーズ等に配慮する。

加えて、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

さらに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(応急対策の分担) (省略)

救援物資班長は、市の備蓄物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。

また、市において処理不可能な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対して広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

1 食料供給の実施体制 (省略)

2 食料の供給実施の決定者

本部長は、災害により、避難所に受入れられ、又は食料の確保や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、ある程度の人数の規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合に食料の供給の実施を決定する。

なお、災害救助法による「食品の給付」の実施期間は、災害発生の日から7日以内となるが、厚生労働大臣の承認により期限を延長することができる。

3 食料供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

る物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等や男女のニーズの違いに配慮する。

加えて、_____夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

さらに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(応急対策の分担) (省略)

救援物資班長は、市の備蓄物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。

また、市において処理不可能な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対して広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

1 食料供給の実施体制 (省略)

2 食料の供給実施の決定者

本部長は、災害により、避難所に受入れられ、又は食料の確保や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、ある程度の人数の規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合に食料の供給の実施を決定する。

なお、災害救助法による「食品の給付」の実施期間は、災害発生の日から7日以内となるが、厚生労働大臣の承認により期限を延長することができる。

3 食料供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難所に受入れられた者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受け、安全な親戚・友人宅へ避難する者^(注1)
- (4) 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- (5) 災害応急対策活動従事者^(注2)

米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能になった場合には、知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対しても米穀等の応急供給^(注3)を実施する。

(注1) 安全な親戚・友人宅へ避難する者への供給は、3日分を限度に支給する。

(注2) 災害応急対策活動従事者は、災害救助法の実費弁償の対象外

(注3) 米穀の応急供給は、原則として自治会等の地域住民組織を単位として、代金と引き換えで行う。

4 食料供給の内容 ～ 6 食料の確保及び分散備蓄 (省略)

資料編 ・ 備蓄物資・資機材一覧表 [P110](#)
・ 災害時における物資供給等の協力に関する協定書 [P331、P333、P337、P346、P368、P675](#)

7 食料供給活動の実施

- (1) (省略)

資料編 ・ 災害時における物資等の輸送に関する協定書 [P325](#)

- (2) ～ (4) (省略)

[8](#) 食料供給における市民及び自主防災組織等の活動 (省略)

[9](#) 生活必需品等の供給

救援物資班長は、市の備蓄物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協

- (1) 避難所に受入れされた者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受け、安全な親戚・友人宅へ避難する者^(注1)
- (4) 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- (5) 災害応急対策活動従事者^(注2)

米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能になった場合には、知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対しても米穀等の応急供給^(注3)を実施する。

(注1) 安全な親戚・友人宅へ避難する者への供給は、3日分を限度に支給する。

(注2) 災害応急対策活動従事者は、災害救助法の実費弁償の対象外

(注3) 米穀の応急供給は、原則として自治会等の地域住民組織を単位として、代金と引き換えで行う。

4 食料供給の内容 ～ 6 食料の確保及び分散備蓄 (省略)

資料編 ・ 備蓄物資・資機材一覧表 [P98](#)
・ 災害時における物資供給等の協力に関する協定書 [P262、P266、P274、P320、P383](#)

7 食料供給活動の実施

- (1) (省略)

資料編 ・ 災害時における物資等の輸送に関する協定書 [P364](#)

- (2) ～ (4) (省略)

[8](#) 炊出しの実施

炊出しは、救援物資班及び教育班が市内小学校等の各給食施設を利用して行うが、必要に応じ、日赤奉仕団、自主防災組織、自治会及び民間業者等に協力を依頼する。

[9](#) 食料供給における市民及び自主防災組織等の活動 (省略)

[10](#) 生活必需品等の供給

救援物資班長は、市の備蓄物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協

定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。市において処理不可能な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

- 10 生活必需品等供給の実施体制（本文省略）
- 11 生活必需品等の供給実施の決定者（本文省略）
- 12 生活必需品等の供給対象者（本文省略）
- 13 生活必需品等の応急給付の内容（本文省略）
- 14 生活必需品等の供給需要（被害状況）の把握（本文省略）
- 15 生活必需品の確保（本文省略）

資料編 ・ 備蓄物資・資機材一覧表 [P110](#)
・ 災害時における物資供給等の協力に関する協定書 [P331、P333、P337、P346、P368、P675](#)

- 16 生活必需品等の供給活動の実施（本文省略）

資料編 ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 [P843](#)

- 17 生活必需品等の供給における市民及び自主防災組織等の活動（本文省略）

【風水害等対策編 P158～P159】

第3章 災害応急対策

第16節 飲料水等の確保・供給（本文・表中省略）

1 飲料水等の確保体制の整備（省略）

(1) 飲料水の備蓄（省略）

資料編 ・ 備蓄物資・資機材一覧表 [P110](#)

(2) 給水の整備目標（省略）

定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。市において処理不可能な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いにも配慮する。

- 11 生活必需品等供給の実施体制（本文省略）
- 12 生活必需品等の供給実施の決定者（本文省略）
- 13 生活必需品等の供給対象者（本文省略）
- 14 生活必需品等の応急給付の内容（本文省略）
- 15 生活必需品等の供給需要（被害状況）の把握（本文省略）
- 16 生活必需品の確保（本文省略）

資料編 ・ 備蓄物資・資機材一覧表 [P98](#)
・ 災害時における物資供給等の協力に関する協定書 [P262、P266、P274、P320、P383](#)

- 17 生活必需品等の供給活動の実施（本文省略）

資料編 ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 [P842](#)

- 18 生活必需品等の供給における市民及び自主防災組織等の活動（本文省略）

【風水害等対策編 P147～P148】

第3章 災害応急対策

第16節 飲料水等の確保・供給（本文・表中省略）

1 飲料水等の確保体制の整備（省略）

(1) 飲料水の備蓄（省略）

資料編 ・ 備蓄物資・資機材一覧表 [P98](#)

(2) 給水の整備目標（省略）

(3) 配水池等給水施設の整備

現状の配水池と貯水量は、次のとおりである。(※緊急時＝緊急遮断弁作動時)

配水池	緊急遮断弁	貯水量
金子山	有	6,000m ³
清住	無	4,500m ³
瑞応寺	無	4,900m ³
新山根	有	5,000m ³
篠場	有	4,900m ³
船木	有	2,000m ³
治良丸	無	300m ³
谷前	無	240m ³
立川	無	260m ³
合計		28,100m ³

震災時に配水池の水が確保できるよう、配水池への緊急遮断弁取付けについて必要に応じて整備を行う。

(4) 貯水槽の整備 (省略)

2 給水体制の整備 (本文省略)

資料編 ・ 応急給水活動に使用する資機材 P116

3 各家庭での飲料水の確保 ～ 4 自主防災組織等の活動 (省略)

5 県への要請

本部長は、市において必要な飲料水の供給を実施できないときは、次の事項を示して県に調達あつせんを要請する。

(1) 給水を必要とする人員

(2) 給水を必要とする期間及び給水量

(3) 給水する場所

(4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

(5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

【風水害等対策編 P160～P164】

第3章 災害応急対策

第17節 医療救護活動 (本文・表中省略)

1 実施責任者 (省略)

(3) 配水池等給水施設の整備

現状の配水池と貯水量は、次のとおりである。(※緊急時＝緊急遮断弁作動時)

配水池	緊急遮断弁	貯水量
金子山	無	6,000 m ³
清住	無	4,500 m ³
瑞応寺	無	4,900 m ³
新山根	有	5,000 m ³
篠場	有	4,900 m ³
船木	有	2,000 m ³
治良丸	無	300 m ³
谷前	無	240 m ³
立川	有	260 m ³
合計		28,100 m ³

震災時に配水池の水が確保できるよう、配水池への緊急遮断弁取付けについて必要に応じて整備を行う。

(4) 貯水槽の整備 (省略)

2 給水体制の整備 (本文省略)

資料編 ・ 応急給水活動に使用する資機材 P101

3 各家庭での飲料水の確保 ～ 4 自主防災組織等の活動 (省略)

【風水害等対策編 P149～P152】

第3章 災害応急対策

第17節 医療救護活動 (本文・表中省略)

1 実施責任者 (省略)

ア 救護所へ救護班を派遣し、必要に応じて保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、看護師チーム（災害支援ナースを含む）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下、同様。）の受入れ等を行う。

イ～ウ（省略）

(10) 災害（基幹）拠点病院

ア（省略）

イ 被災地等に救護班やDMATを派遣するとともに、他県等から派遣された救護班やDMATの活動拠点として、救護班やDMATの受入れ・派遣調整等を行う。

ウ～オ（省略）

(11)（省略）

6 負傷者の搬送～10 災害救助法に基づく措置基準（省略）

資料編 ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P843

【風水害等対策編 P165～P167】

第3章 災害応急対策

第18節 防疫・衛生活動（本文省略）

（表中：応急対策の分担）

（別子山班：別子山地区の救護、保健活動、防疫活動に関すること。）

1 実施体制（省略）

2 防疫活動の実施

（1）～（2）省略

（3）指定避難所等の防疫措置

ア 救護所へ救護班を派遣する。

イ～ウ（省略）

(10) 災害（基幹）拠点病院

ア（省略）

イ 被災地等に_____DMATを派遣するとともに、他県等から派遣された_____DMATの活動拠点として、_____DMATの受入れ・派遣調整等を行う。

ウ～オ（省略）

(11)（省略）

6 負傷者の搬送～10 災害救助法に基づく措置基準（省略）

資料編 ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P842

【風水害等対策編 P153～P155】

第3章 災害応急対策

第18節 防疫・衛生活動

（表中：応急対策の分担）

（別子山班：別子山地区の救護、保健活動、防疫活動に関すること。）

（ 〃 別子山地区の死体の埋葬、火葬に関すること。）

1 実施体制（省略）

2 防疫活動の実施

（1）～（2）省略

（3）指定避難所等の防疫措置

避難所における感染対策マニュアル (平成22年厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班(主任研究員切替 照雄)作成(2011年3月24日版)) を具体的に活用して実施する。

(4) 感染症発生時等の措置 (本文省略)

ア～エ (省略)

オ 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理課と福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、福祉部は危機管理課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(5)～(7) (省略)

3 巡回携行相談の実施 ～ 8 記録 (省略)

【風水害等対策編 P168】

第3章 災害応急対策

第19節 保健衛生活動

市は、災害に伴う被災者の健康管理を行うため、県と協力して保健衛生活動を行う。

(表中：応急対策の分担)

(別子山班：別子山地区の救護、保健活動、防疫活動に関すること。)

1 被災者等への保健衛生活動 (省略)

2 保健師等の応援・派遣受入

市及び県は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認める場合は、災害対策基本法や地方自治法の規定、自治体間の相互応援協定等に基づき、その他の都道府県・市町村に対して、保健師等の応援・派遣を、厚生労働省健康局を通じて要請する。

避難所における感染対策マニュアル (H22：厚生労働省研究班作成) を具体的に活用して実施する。

(4) 感染症発生時等の措置 (本文省略)

ア～エ (省略)

(新設)

(5)～(7) (省略)

3 巡回携行相談の実施 ～ 8 記録 (省略)

【風水害等対策編 P156】

第3章 災害応急対策

第19節 保健衛生活動

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

また、被災地における感染症の発生等環境悪化を防ぐため、市は、県と連携して食品の衛生管理等を行う。

(表中：応急対策の分担)

(別子山班：別子山地区の救護、保健活動、防疫活動に関すること。)

(" 別子山地区の死体の埋葬、火葬に関すること。)

1 被災者等への保健衛生活動

2 保健師等の応援・派遣受入

市_____は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認める _____ときは、県や相互応援協定締結先に対し、保健師等の応援・派遣を要請する。

また、必要に応じて、県は、その他の都道府県・市町村に対し、保健師等の応援・派遣を、厚生労働省健康局を通じて要請する。

市及び県は、避難所等における衛生環境を維持するために、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

【風水害等対策編 P169～P171】

第3章 災害応急対策

第20節 廃棄物等の処理（本文及び応急対策の分担）（省略）

1 し尿処理・清掃活動体制の確保（省略）

2 下水処理・し尿処理の実施

(1)～(2)（省略）

(3) 下水道__施設の応急復旧

ア 速やかに下水道施設_____の応急復旧に努めるものとし、住民に対して、仮設トイレ等で処理するよう指導する。

イ～ウ（省略）

(4) し尿の収集

環境衛生班長は、貯留したし尿の収集、処理を担当する。最終処分は _____ 下水処理場への輸送、あるいは埋立（土壌還元方式）によるものとし、次のとおり処理すべき量、処理施設の被害状況等を勘案し適切な判断により行う。

ア～イ（省略）

資料編 ・し尿収集業者一覧表 P52

(5) し尿処理場

し尿は、基本的に下水処理場において処理する。処理施設に被害が生じたときは、早急に復旧させ、処理に支障がでないよう努める。支障がある場合は、県又は隣接市町__に処理を要請する。

名称	所在地	電話番号	1日の処理能力
<u>下水処理場</u>	<u>菊本町2-15-1</u>	<u>34-3410</u> (FAX) <u>34-3430</u>	<u>85kL</u> ／日

(6)～(8)（省略）

【風水害等対策編 P157～P159】

第3章 災害応急対策

第20節 廃棄物等の処理（本文及び応急対策の分担）（省略）

1 し尿処理・清掃活動体制の確保（省略）

2 下水処理・し尿処理の実施

(1)～(2)（省略）

(3) 下水道等施設の応急復旧

ア 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、住民に対して、仮設トイレ等で処理するよう指導する。

イ～ウ（省略）

(4) し尿の収集

環境衛生班長は、貯留したし尿の収集、処理を担当する。最終処分は、し尿処理場や下水処理場への輸送、あるいは埋立（土壌還元方式）によるものとし、次のとおり処理すべき量、処理施設の被害状況等を勘案し適切な判断により行う。

ア～イ（省略）

資料編 ・し尿収集業者一覧表 P39

(5) し尿処理場

し尿は、基本的にし尿処理場において処理する。処理施設に被害が生じたときは、早急に復旧させ、処理に支障がでないよう努める。支障がある場合は、県又は隣接市町村__に処理を要請する。

名称	所在地	電話番号	1日の処理能力
衛生センター	阿島二丁目20番 5号	45-3077、(fax)45- 0301	140キリットル／日

(6)～(8)（省略）

応急対策の分担

実施担当	実施内容
道 路 班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の障害物の除去及び交通の確保に関すること。 ・道路、側溝の土砂・汚泥の処理に関すること。
_____	<ul style="list-style-type: none"> ・河川内の流木等障害物の除去に関すること。
環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害</u>ごみの収集及び処理に関すること。 ・<u>_____</u> 廃棄物の総合的な処理調整に関すること。
土 木 班	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地内の土砂・流木等障害物の除去<u>支援</u>に関すること。 ・倒壊建物の解体及び除去に関すること。 ・建設関係団体への協力要請に関すること。 ・<u>河川内の流木等障害物の除去に関すること。</u>
港 務 班 及び 農 林 水 産 班	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾内及び漁港内の障害物の除去に関すること。

1 実施主体（省略）

2 道路上の障害物の除去

(1) 被害状況の把握

市は、道路管理者及び新居浜警察署等から道路の被害状況を収集するとともに、各地域の路上障害物（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害における除雪を含む。）の有無について消防団、自主防災組織等から情報を収集する。

また、必要により土木班を編成して各地区の被害状況の調査を行う。

(2) 除去の方法（省略）

3 河川の障害物の除去 ～ 9 災害救助法に基づく措置基準（省略）

資料編 ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 [P843](#)

応急対策の分担

実施担当	実施内容
道 路 班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の障害物の除去及び交通の確保に関すること。 ・道路、側溝の土砂・汚泥の処理に関すること。
下 水 道 班	<ul style="list-style-type: none"> ・河川内の流木等障害物の除去に関すること。
環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>_____</u> ごみの収集及び処理に関すること。 ・<u>災害</u>廃棄物の総合的な処理調整に関すること。
土 木 班	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地内の土砂・流木等障害物の除去<u>支援</u>に関すること。 ・倒壊建物の解体及び除去に関すること。 ・建設関係団体への協力要請に関すること。
港 務 班 及び 農 林 水 産 班	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾内及び漁港内の障害物の除去に関すること。

1 実施主体

2 道路上の障害物の除去

(1) 被害状況の把握

市は、道路管理者及び新居浜警察署等から道路の被害状況を収集するとともに、各地域の路上障害物_____の有無について消防団、自主防災組織等から情報を収集する。

また、必要により土木班を編成して各地区の被害状況の調査を行う。

(2) 除去の方法（省略）

3 河川の障害物の除去 ～ 9 災害救助法に基づく措置基準（省略）

資料編 ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 [P842](#)

【風水害等対策編 P174～P175】

第3章 災害応急対策

第22節 動物の管理（本文及び応急対策の分担）（省略）

1 動物の管理

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市は、動物の保護及び危害防止に努めるため、協定を締結している愛媛県獣医師会等の協力を得ながら、県及び住民と協力して次の措置を実施する。

なお、市及び県は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の活動

環境衛生班長は、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。

- ア 被災動物の把握
- イ 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保
- ウ 危険動物の逸走対策
- エ 被災動物の一時収容、応急処置及び保管
- オ 被災動物救護センターの設置場所のあっせん
- カ 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- キ 災害死した動物の処理
- ク その他動物に関する相談等

(2)～(3)（省略）

2 死亡した獣畜・家きんの処理（本文省略）

(1)～(2)（省略）

【風水害等対策編 P176～P178】

第3章 災害応急対策

【風水害等対策編 P162～P163】

第3章 災害応急対策

第22節 動物の管理（本文及び応急対策の分担）（省略）

1 動物の管理

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市は、動物の保護及び危害防止に努めるため、協定を締結している愛媛県獣医師会等の協力を得ながら、県及び住民と協力して次の措置を実施する。

(1) 市の活動

環境衛生班長は、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。

- ア 被災動物の把握
- イ 指定避難所における家庭動物のためのペットスペースの確保
- ウ 飼養されている動物に対する餌の配布
- エ 危険動物の逸走対策
- オ 被災動物の一時収容、応急処置及び保管
- カ 被災動物救護センターの設置場所のあっせん
- キ 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- ク 災害死した動物の処理
- ク その他動物に関する相談等

(2)～(3)（省略）

2 死亡した獣畜・家きんの処理（本文省略）

(1)～(2)（省略）

【風水害等対策編 P164～P166】

第3章 災害応急対策

第23節 応急住宅対策

土木班長は、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を受入れるための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

なお、実施に当たっては、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

(応急対策の分担) (省略)

- 1 被害状況の把握 ～ 2 体制の整備 (省略)
- 3 応急仮設住宅の建設
(1) ～ (6) (省略)

資料編 ・建設業者一覧表 [P50](#)
・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 [P843](#)

4 住宅の応急修理

(1) 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対して、居室、炊事場及びトイレ等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

(2) (省略)

- 5 県に対する建築資機材及び建設業者等の調達、あっせん養成 ～ 6 住居等に流入した土石等障害物の除去 (省略)
- 7 建築相談窓口の設置
本庁 に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。
- 8 記録等 ～ 9 災害救助法に基づく措置基準 (省略)

第23節 応急住宅対策

土木班長は、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を受入れるための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

(応急対策の分担) (省略)

- 1 被害状況の把握 ～ 2 体制の整備 (省略)
- 3 応急仮設住宅の建設
(1) ～ (6) (省略)

資料編 ・建設業者一覧表 [P37](#)
・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 [P842](#)

4 住宅の応急修理

(1) 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対して、居室、炊事場及びトイレ等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

応急修理は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に行う。

(2) (省略)

- 5 県に対する建築資機材及び建設業者等の調達、あっせん要請 ～ 6 住居等に流入した土石等障害物の除去 (省略)
- 7 建築相談窓口の設置
本庁及び各総合支所に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずる。
- 8 記録等 ～ 9 災害救助法に基づく措置基準 (省略)

【風水害等対策編 P179～P181】

第3章 災害応急対策

第24節 応急教育活動

学校施設等が被災し、又は、児童生徒等の被災により、通常の教育を行うことができない場合、市教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護の措置を実施する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急教育に関すること。 ・ 学用品及び教科書の調達配分に関すること。 ・ 学校給食保全及び学校保健衛生に関すること。 ・ 学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。 ・ 避難者への給食の協力に関すること。
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</u> ・ 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。

1 実施体制（省略）

2 応急措置

(1) 教育部長（教育委員会事務局長）（省略）

(2) 学校長

ア～ウ（省略）

エ 災害の規模に応じて、児童生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育班長を通じ庶務班長に報告する。

オ～カ（省略）

(3) 教職員（省略）

3 応急教育の実施

(1) 施設、職員等の確保

ア 学校長は避難所班長に施設の被害状況を連絡し、おおむね次のとおり、応急教育実施のための場所を確保する。

【風水害等対策編 P167～P169】

第3章 災害応急対策

第24節 応急教育活動

学校施設_____の被災及び児童生徒等の被災により、通常の教育を行うことができない場合には、市教育委員会等は、次のとおり応急教育を実施する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</u> ・ 応急教育に関すること。 ・ 学用品及び教科書の調達配分に関すること。 ・ 学校給食保全及び学校保健衛生に関すること。 ・ 学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。 ・ 避難者への給食の協力に関すること。
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。</u>

1 実施体制（省略）

2 応急措置

(1) 教育部長（教育委員会事務局長）（省略）

(2) 学校長

ア～ウ（省略）

エ 災害の規模、児童、生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育班長を通じ庶務班長に報告する。

オ～カ（省略）

(3) 教職員（省略）

3 応急教育の実施

(1) 施設、職員等の確保

ア 学校長は教育班長に施設の被害状況を連絡し、おおむね次のとおり、応急教育実施のための場所を確保する。

応急教育実施の場所（省略）

イ～ウ（省略）

(2) 応急教育の内容～(3) その他の留意事項（省略）

4 学校が指定避難所となった場合の留意事項～8 費用の限度（省略）

資料編 ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 [P843](#)
・学校別施設、児童生徒数一覧表 [P88](#)

9 文化財の応急措置

文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、消防本部、消防団等に通報するとともに、速やかに[新居浜市長](#)を経由して県教育委員会に被災状況を報告する。

また、文化財の災害時の安全性を確保するため、それぞれの文化財等の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じる。この場合、県教育委員会は、[新居浜市長](#)の協力の下、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

(1)～(4)（省略）

【風水害等対策編 P182～P183】

第3章 災害応急対策

第25節 要配慮者に対する支援活動（本文及び応急対策の分担）（省略）

1（省略）

2 避難行動要支援者の避難誘導

災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、社会福祉施設への緊急入所、民間賃貸住宅、[旅館・ホテル等を借り上げる等](#)、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

3 指定避難所等への移送

応急教育実施の場所（省略）

イ～ウ（省略）

(2) 応急教育の内容～(3) その他の留意事項（省略）

4 学校が指定避難所となった場合の留意事項～8 費用の限度（省略）

資料編 ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 [P842](#)
・学校別施設、児童生徒数一覧表 [P78](#)

9 文化財の応急措置

文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、消防本部、消防団等に通報するとともに、速やかに[市教育委員会](#)を経由して県教育委員会に被災状況を報告する。

また、文化財の災害時の安全性を確保するため、それぞれの文化財等の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じる。この場合、県教育委員会は、[市教育委員会](#)の協力の下、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

(1)～(4)（省略）

【風水害等対策編 P170】

第3章 災害応急対策

第25節 要配慮者に対する支援活動（本文及び応急対策の分担）（省略）

1（省略）

2 避難行動要支援者の避難誘導

災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、社会福祉施設への緊急入所、民間賃貸住宅_____多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

3 指定避難所等への移送

(1) 要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、次の措置を講ずる。

ア～ウ (省略)

なお、指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

(2) 災害により、避難所に受入れが必要な事態となった場合であつて、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者については、福祉避難所を開設し、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関、ヘルパー、ボランティア等の協力を得て介護を行う。

4 応急仮設住宅への優先入居 ～ 6 応援依頼 (省略)

【風水害等対策編 P184～P185】

第3章 災害応急対策

第26節 ボランティア等への支援

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

(応急対策の分担) (省略)

1 災害支援ボランティア支援本部の設置

情報伝達班長は、援護班長と協力し、災害時において、必要があると認めるときは、市社会福祉協議会等と連携して、市災害救援ボランティア支援本部（必要に応じて支部を設置）（以下「支援本部」という。）を設置する。

(1) _____ 支援本部の設置時期及び場所

災害時において、災害救援ボランティアによる支援及び活動の総合調整が必要と認められる場合に、支援本部を災害ボランティアセンター（市社会福祉協議会）内に設置する。

(2) _____ 支援本部の組織

ア～ウ (省略)

(3) _____ 支援本部の任務

(1) 要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、次の措置を講ずる。

ア～ウ (省略)

_____ 指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

(2) 災害により、避難所に受入れが必要な事態となった場合で _____、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者については、福祉避難所を開設し、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関、ヘルパー、ボランティア等の協力を得て介護を行う。

4 応急仮設住宅への優先入居 ～ 6 応援依頼 (省略)

【風水害等対策編 P171～P172】

第3章 災害応急対策

第26節 ボランティア等への支援

大規模な災害時に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

(応急対策の分担) (省略)

1 災害支援ボランティア支援本部の設置

情報伝達班長は、援護班長と協力し、災害時において、必要があると認めるときは、市社会福祉協議会等と連携して、市災害救援ボランティア支援本部（必要に応じて支部を設置）_____を設置する。

(1) 市災害救援ボランティア支援本部の設置時期及び場所

災害時において、災害救援ボランティアによる支援及び活動の総合調整が必要と認められる場合に、支援本部を災害ボランティアセンター（市社会福祉協議会）内に設置する。

(2) 市災害救援ボランティア支援本部の組織

ア～ウ (省略)

(3) 市災害救援ボランティア支援本部の任務

ア～ク（省略）

- 2 市社会福祉協議会 _____ が設置する災害ボランティアセンターの手順
（本文省略）

【風水害等対策編 P186～P189】

第3章 災害応急対策

第27節 応援協力活動（本文省略）

（応急対策の分担）（表中：庶務班）

自衛隊 **災害** 派遣要請に関すること。

- 1 知事に対する応援要請 ～ 3 指定地方行政機関等に対する応援要請
（省略）
- 4 消防機関への応援要請
（1）消防活動の応援要請
ア（省略）

資料編 ・ 様式Ⅲ 別記様式1-1 緊急消防援助隊応援要請連絡票 [P832](#)

イ 「愛媛県消防広域相互応援協定__」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定__」による応援要請

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下統一協定に基づく応援要請を行う。

また、応援の要請方法等具体的な活動要領については、「愛媛県消防広域相互応援計画」に定めるところによる。

ウ～オ（省略）

- （2）応援要請の手続（省略）
（3）応援隊の受入体制

応援消防隊の円滑な受入れを図るため、**次の事項にかかる**連絡班を設け受入体制を整える。

ア～ウ（省略）

- 5 県消防防災ヘリコプターの出動要請 ～ 6 自衛隊の災害派遣要請（省略）

ア～ク（省略）

- 2 市社会福祉協議会 （以下、社協という） が設置する災害ボランティアセンターの手順
（本文省略）

【風水害等対策編 P173～P176】

第3章 災害応急対策

第27節 応援協力活動（本文省略）

（応急対策の分担）（表中：庶務班）

自衛隊__派遣要請に関すること。

- 1 知事に対する応援要請 ～ 3 指定地方行政機関等に対する応援要請
（省略）
- 4 消防機関への応援要請
（1）消防活動の応援要請
ア（省略）

資料編 ・ 様式Ⅲ 緊急消防援助隊応援要請連絡票 [P830](#)

イ 「愛媛県消防広域相互応援協定書」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定書」による応援要請

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下統一協定に基づく応援要請を行う。

また、応援の要請方法等具体的な活動要領については、「愛媛県消防広域相互応援計画」に定めるところによる。

ウ～オ（省略）

- （2）応援要請の手続（省略）
（3）応援隊の受入体制

応援消防隊の円滑な受入れを図るため、_____連絡班を設け受入体制を整える。

ア～ウ（省略）

- 5 県消防防災ヘリコプターの出動要請 ～ 6 自衛隊の災害派遣要請（省略）

7 海上保安庁に対する支援要請（本文省略）

(1)～(2) (省略)

(3) 海上保安庁との連絡

(本文省略)

(緊急の場合の連絡先)

機 関 名	電 話 番 号
第六管区海上保安本部	082-251-5111 (衛星)64-034-101- <u>159</u> (F A X) 082-251- <u>5224</u>
新居浜海上保安署	0897-32-0118 (F A X) 0897-33-4999

8 水道事業者への要請 ～ 12 外国からの応援活動への支援 (省略)

13 広域的な応援体制

市は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求めらるものとする。上段の応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施について、、 応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

【風水害等対策編 P190】

第3章 災害応急対策

第28節 消防防災ヘリコプターの出動要請 (省略)

資料編 ・ 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 P293

【風水害等対策編 P191～P193】

第3章 災害応急対策

第29節 自衛隊災害派遣要請の要求等 (本文省略)

1 災害派遣要請の基準 (省略)

7 海上保安庁に対する支援要請（本文省略）

(1)～(2) (省略)

(3) 海上保安庁との連絡

(本文省略)

(緊急の場合の連絡先)

機 関 名	電 話 番 号
第六管区海上保安部	082-251-5111 (衛星)64-034-101-15 (FAX)082-251- <u>5185</u>
新居浜海上保安署	0897-32-0118 (FAX)0897-33-4999

8 水道事業者への要請 ～ 12 外国からの応援活動への支援 (省略)

13 広域的な応援体制

市は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求めらるものとする。上段の応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施について、は、 応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

【風水害等対策編 P177】

第3章 災害応急対策

第28節 消防防災ヘリコプターの出動要請 (省略)

資料編 ・ 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 P695

【風水害等対策編 P178～P180】

第3章 災害応急対策

第29節 自衛隊災害派遣要請の要求等 (本文省略)

1 災害派遣要請の基準 (省略)

5 災害派遣部隊の救助活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救助活動の具体的内容は、通常、次のとおりである。

自衛隊が災害派遣時に実施する救助活動の具体的内容

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助
水防活動	堤防・護岸の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
消火活動	消防機関に協力して行う消火活動
道路、水路等 交通上 の障害物の排除	施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道線路上の崩土等の排除
応急医療、救護 及び防疫の支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
人員及び物資の 緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水の 支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援

5 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣部隊の活動範囲は、次のとおりとする。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の救助	避難者の誘導、輸送等
遭難者の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援活動等に優先して実施)
水防活動	防護岸の決壊に対する土のう作成、積み込み及び運搬
消火活動	消防機関へ協力しての消火活動
道路、水路等 交通上 の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道線路上の転覆トラック、崩土等の排除、除雪等(ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合)
応急医療、救護 及び防疫の支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信の支援
人員及び物資の 緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。)
炊飯及び給水の 支援	被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援

危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。

6 経費の負担区分

自衛隊が災害応急活動又は災害復旧作業を実施するために要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた損害の補償（自衛隊装備に関するものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市が協議する。なお、必要に応じて県が協議する。

資料編 ・ 様式Ⅲ 自衛隊派遣要請様式 [P834](#)

【風水害等対策編 P194～P199】

第3章 災害応急対策

第30節 ライフラインの確保（本文省略）

（応急対策の分担・表中）

下水道班：下水道施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。

1 水道施設（省略）

資料編 ・ 新居浜市登録業者（水道施設業及び管工事業）一覧表 [P51](#)

2 下水道施設 ～ 3 工業用水道施設（省略）

4 電力施設（本文省略）

- (1) 災害対策組織の編成

危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。

6 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動___の際に生じた損害の補償（自衛隊装備に関するものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市、必要に応じて県が協議するものとする。

資料編 ・ 様式Ⅲ 自衛隊派遣要請様式 [P832](#)

【風水害等対策編 P181～P186】

第3章 災害応急対策

第30節 ライフラインの確保（本文省略）

（応急対策の分担・表中）

下水道班：下水道施設__の被害調査及び応急復旧に関すること。

1 水道施設（省略）

資料編 ・ 水道工事事業者（水道施設業及び管工事業許可保有）一覧表 [P38](#)

2 下水道施設 ～ 3 工業用水道施設（省略）

4 電力施設（本文省略）

- (1) 災害対策組織の編成

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

(2)～(6) (省略)

(7) 危険予防措置

送電が危険な場合、及び警察、消防機関等から要請があった場合、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(8) 設備の応急工事 (本文省略)

ア～エ (省略)

オ 通信設備

移動無線機、可搬型衛星通信設備等の活用により、通信回線を確保する。

(9) (省略)

5 ガス施設 (省略)

6 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供 (ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等) する。

(1) 西日本電信電話株式会社、

(本文省略)

ア～ウ (省略)

エ 災害時における災害用資機材の確保

(ア)～(イ) (省略)

(ウ) 必要に応じ、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、県及び市等[〃]の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

オ～カ (省略)

(2) 株式会社NTTドコモ～(3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (省略)

(4) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

(本文省略)

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

(2)～(6) (省略)

(7) 危険予防措置

送電が危険な場合、及び警察、消防機関等から要請があった場合、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 設備の応急工事 (本文省略)

ア～エ (省略)

オ 通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により、通信回線を確保する。

(9) (省略)

5 ガス施設 (省略)

6 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害[〃]や復旧の状況や[〃]等[〃]を関係機関[〃]

に共有する。

(1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (本文省略)

ア～ウ (省略)

エ 災害時における災害用資機材の確保

(ア)～(イ) (省略)

(ウ) 必要に応じ、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、県及び市町[〃]等の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

オ～カ (省略)

(2) 株式会社NTTドコモ～(3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (省略)

(4) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、ワイモバイル株式会社

(本文省略)

ア～ウ（省略）

7 廃棄物処理施設（省略）

【風水害等対策編 P200】

第3章 災害応急対策

第31節 豪雪災害防止活動

市内に、豪雪があった場合には、地域の特性、孤立地区の発生、なだれの危険個所等の把握に努めるとともに、通信手段、物資輸送に必要な輸送手段や除雪等による交通路の確保などの応急対策を実施する。

また、雪害対応にかかる経験が豊富な地方公共団体との相互応援協定の締結についても考慮する。

1 道路の除雪

(1) 除雪路線

道路班長及び別子山班長は、特に緊急を要する区間について速やかに除雪を行い、交通の確保を図る。

(2) 除雪開始時期

交通に重大な支障をきたすと認められるときとする。特に集中的な大雪に対しては、大規模な車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

(3) 除雪体制の整備

道路班長及び別子山班長は、道路除雪を迅速かつ円滑に行うため、資機材の備蓄状況などを調査把握し、除雪活動における所要の体制の確立を図るとともに、各道路管理者間の連絡調整を図る。

また、自主防災組織等の協力体制の確立に努める。

(4) 降雪時における情報活動 ～ (6) 道路管理者の措置命令等（省略）

(7) 適切な道路管理及び交通対策

道路管理者及び四国地方整備局、四国運輸局愛媛支局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

ア～ウ（省略）

7 廃棄物処理施設（省略）

【風水害等対策編 P187】

第3章 災害応急対策

第31節 除雪実施計画

市内に、豪雪があった場合に対処するため、県と連携をとりながらとるべき具体的計画を定めて、災害を未然に防止し被害の拡大を防ぎ、住民生活の安定に寄与する。

1 道路の除雪

(1) 除雪路線

道路班長及び別子山班長は、特に緊急を要する区間について速やかに除雪を行い、交通の確保を行う。

(2) 除雪開始時期

交通に重大な支障をきたすと認められるときとする。特に集中的な大雪に対しては、 車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、 予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

(3) 除雪体制の整備

道路班長及び別子山班長は、道路除雪を迅速かつ円滑に行うため、資機材の配置及び備蓄状況等を調査把握し、除雪活動における所要の体制の確立を図る 。

また、自主防災組織等の協力体制の確立に努める。

(4) 降雪時における情報活動 ～ (6) 道路管理者の措置命令等（省略）

2 なだれ対策 ～ 3 生活必需物資の緊急輸送（省略）

【風水害等対策編 P 2 0 1 ～ P 2 0 7】

第3章 災害応急対策

第32節 海上災害応急活動（本文省略）

1 実施体制

（1）（省略）

（2）大量流出油等の災害の場合

市及び次の関係機関は、東予地区排出油等防除協議会を調整本部として応急対策に当たるとともに、流出油等が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがあるときは、状況に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連携のもと、応急対策に当たる。

ア 県（港湾、漁港管理者を含む。）

イ 市（消防機関を含む。）

ウ 警察機関

エ 四国地方整備局

オ 今治海上保安部

カ 排出の原因者

2 関係機関相互の通報連絡

（1） 通報連絡系統

 海上保安部、市及び県等の関係機関は、次の通報連絡系統に基づき迅速かつ的確な通報連絡を相互に行う。

2 なだれ対策 ～ 3 生活必需物資の緊急輸送（省略）

【風水害等対策編 P 1 8 8 ～ P 1 9 4】

第3章 災害応急対策

第32節 海上災害応急活動（本文省略）

1 実施体制

（1）（省略）

（2）大量流出油等の災害の場合

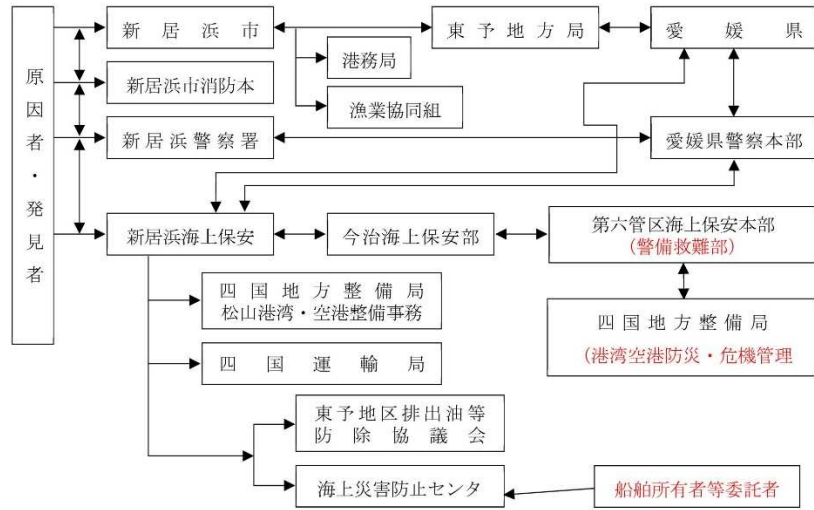
市及び__関係機関は、東予地区排出油等防除協議会を調整本部として応急対策にあたるとともに、流出油等が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがあるときは、状況に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連携のもと応急対策にあたる。

2 関係機関相互の通報連絡

（1） 通報連絡系統

 海上保安官署、市及び県等の関係機関は、次の通報連絡系統に基づき迅速かつ的確な通報連絡を相互に行う。

通報連絡系統概略図



(2) (省略)

3 海上保安部の活動

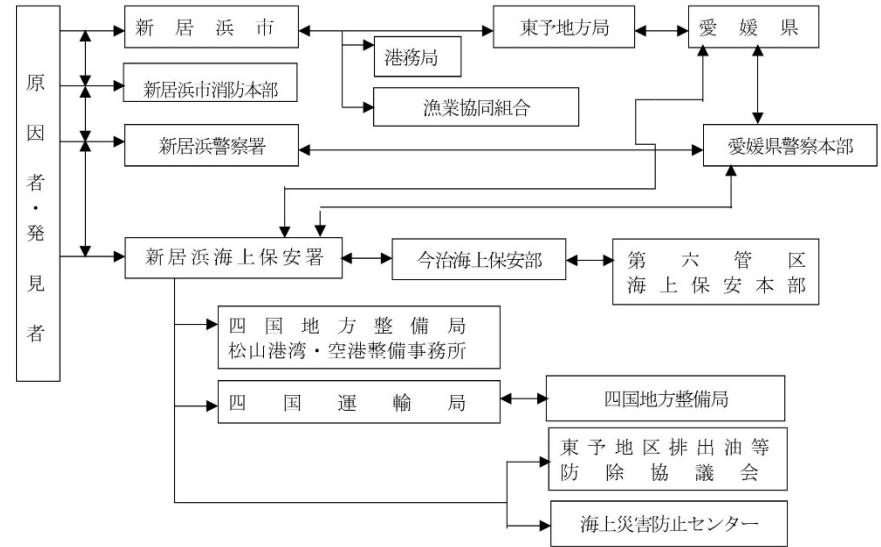
海上における災害の発生が予想される段階から、必要に応じ職員を呼集し、警戒配備等の即応体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図る。

海上における災害が発生したときは、まず被害規模等の情報の収集を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助、救急活動、消火活動、海上交通の安全確保等を進める。さらに、避難退避、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持、船舶等への情報共有、二次災害の防止等を行うものとするが、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していく。

また、災害応急対策の実施にあたっては、関係機関等と緊密な連携の下、実施する。

(1) ~ (9) 省略

通報連絡系統概略図



(2) (省略)

3 海上保安署の活動

海上における災害が発生したときは、_____被害規模等の情報の収集を行い、_____その情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助、救急活動、消火活動、海上交通の安全確保等を進める。

また、災害応急対策の実施にあたっては、関係機関等と緊密な連携のもと実施する。

(1) ~ (9) 省略

資料編 ・海上保安部所属船艇要目 (第六管区海上保安本部) P33
・海上保安庁所属航空機要目 (第六管区海上保安本部) P33

4 市の活動

市（消防本部を含む。）は、海上災害が発生した場合、海上保安署、県等関係機関との連携を密にしながら、おおむね次に掲げる活動を実施する。

なお、流出油等が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがある場合は、災害の状況に応じて災害対策本部を設置し、沿岸市町、漁業協同組合等関係機関との連携のもと、次に掲げる応急対策活動を実施する。

(1)～(5) (省略)

資料編 ・排出油等防除資機材保有一覧表 P38

(6) 警戒区域の設定及び立入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示

(7)～(8) (省略)

(9) 死傷病者の救出、救護（搬送、収容）

(10)～(11) (省略)

5 県の活動 ～ 9 東予地区排出油等防除協議会への要請 (省略)

資料編 ・東予地区排出油等防除協議会会則 P34
・東予地区排出油等防除協議会会員名簿 P36

10 海岸への漂着危険物の除去活動

(1)～(2) (省略)

(3) 市民総参加の回収日の設定

市は、必要に応じて市民総参加体制による回収日を設定し、広報により市民の回収作業への参加を求める。

【風水害等対策編 P208～P209】

第3章 災害応急対策

第33節 危険物施設等の安全確保（本文省略）

資料編 ・海上保安部所属船艇要目 _____ P23
・海上保安庁所属航空機要目 _____ P23

4 市の活動

市（消防本部を含む。）は、海上災害が発生した場合、海上保安署、県等関係機関との連携を密にしながら、おおむね次に掲げる活動を実施する。

なお、流出油等が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがある場合は、災害の状況に応じて災害対策本部を設置し、沿岸市町、漁業協同組合等関係機関との連携のもと _____ 応急対策 _____ を実施する。

(1)～(5) (省略)

資料編 ・排出油等防除資機材保有一覧表 P28

(6) 警戒区域の設定及び立入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告・指示

(7)～(8) (省略)

(9) 死傷病者の救出、救護（搬送、受入れ）

(10)～(11) (省略)

5 県の活動 ～ 9 東予地区排出油等防除協議会への要請 (省略)

資料編 ・東予地区排出油等防除協議会会則 P24
・東予地区排出油等防除協議会会員名簿 P26

10 海岸への漂着危険物の除去活動

(1)～(2) (省略)

(3) 市民総参加の回収日の設定市は、必要に応じて市民総参加体制による回収日を設定し、広報により市民の回収作業への参加を求める。

【風水害等対策編 P195～P196】

第3章 災害応急対策

第33節 危険物施設等の安全確保（本文省略）

1 火薬類の保安（省略）

2 高圧ガスの保安

（1）（省略）

（2）冷凍空調機器

災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいのおそれがある場合は、所有者の意向を受け速やかに県（環境・ゼロカーボン推進課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に次の対応を依頼する。

ア～イ（省略）

3 石油類等の保安 ～ 4 毒物劇物の保安（省略）

【風水害等対策編 P 2 1 0～P 2 1 3】

第3章 災害応急対策

第34節 石油コンビナート等防災計画

石油コンビナート等特別防災区域内における危険物等の施設は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の基準に基づき設置され、管理されている_____が、危険な物質が大量に貯蔵、取り扱われているため、一旦災害が発生すれば、その規模、態様は広範かつ複雑であり、地域住民の社会生活に重大な影響を及ぼすことが考えられる。

よって、「愛媛県石油コンビナート等防災計画」が定められ、当該計画では、地域住民の安全を最優先とし、特別防災区域に所在する特定事業所の第1次責任を明確にするとともに、防災関係機関等における相互の連携を密にして、防災対策の推進を図ることとしている。その主な内容について以下に示すが、詳細は「愛媛県石油コンビナート等防災計画」を参照のこと。

1 防災組織配備基準（省略）

（1）第1次防災体制

ア（省略）

イ 内容

1 火薬類の保安

2 高圧ガスの保安

（1）（省略）

（2）冷凍空調機器

災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいの恐れがある場合は、所有者の意向を受け速やかに県（環境政策課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に次の対応を依頼する。

ア～イ（省略）

3 石油類等の保安 ～ 4 毒物劇物の保安（省略）

【風水害等対策編 P 1 9 7～P 2 0 0】

第3章 災害応急対策

第34節 石油コンビナート等防災計画

石油コンビナート等特別防災区域内における危険物等の施設は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）、消防法_____、高圧ガス保安法_____並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の基準に基づき設置され、管理されているところであるが、危険な物質が大量に貯蔵、取り扱われており、災害が発生する危険性が高く、いったん災害が発生すれば、その規模、態様は広範、かつ複雑であり、地域住民の社会生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。

よって、「愛媛県石油コンビナート等防災計画」が定められ、当__計画では、地域住民の安全を最優先とし、特別防災区域に所在する特定事業所の第1次責任を明確にするとともに、防災関係機関等における相互の連携を密にして、防災対策の推進を図るものとしている。その主な内容について以下に示すが、詳細は「愛媛県石油コンビナート等防災計画」を参照のこと。

1 防災組織配備基準（省略）

（1）第1次防災体制

ア（省略）

イ 内容

主として、小災害（異常現象や事故、災害等のうち、他の施設等への影響が小さいと認められるものをいう。）に対処する配備体制とし、発災事業所の自衛防災組織（発災事業所地区共同防災組織を含む。）及び所轄消防機関（海上にあっては所轄海上保安官署）の防災力によって対応する。

(2) 第2次防災体制

ア 時期

(ア) 発災事業所等からの通報の内容などから、他の施設に災害が拡大し、又は拡大のおそれがあると判断される等、緊急の防災活動が必要と認められるとき。

(イ) (省略)

イ 内容

第1次防災体制に加えて、区域外の応援協定締結事業所、隣接及び県内の消防機関（以下「隣接等消防機関」という。）（海上にあっては隣接海上保安官署）並びに警察機関の応援を得て対応し、その他必要に応じて他の防災関係機関等の協力を求める。

(3) 総合防災体制

第2次防災体制によっても対応できない重大な災害（緊急消防援助隊等の広域応援が必要となるもの、又は災害が特別防災区域外の周辺地域に拡大し、若しくは拡大するおそれがあるもの等をいう。）に対して、 防災関係機関による緊急かつ統一的な防災活動を行うため、現地防災本部を設置して対応する。

2 関係機関等の防災事務及び業務の大綱

市は、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、他の防災関係機関等と協力し、有効かつ適切な防災対策を実施する。

(1) 新居浜市（特別防災区域所在市）

ア～キ (省略)

ク 災害情報の収集、伝達及び災害広報の実施に関すること。

ケ 消火活動等の実施及び自衛防災組織（共同防災組織及び広域共同防災組織を含む。）に対する指揮に関すること。

コ～チ (省略)

主として、小災害

 に対処する配備体制とし、発災事業所の自衛防災組織（発災事業所地区協同防災組織を含む。）及び所轄消防機関（海上にあっては所轄海上保安官署）の防災力によって対応する。

(2) 2次防災体制

ア 時期

(ア) 発災事業所等からの通報により緊急の防災活動が必要なとき。

(イ) (省略)

イ 内容

第1次防災体制に加えて、区域外の応援協定締結事業所、隣接 消防機関 警察機関の応援を得て対応し、その他必要に応じて他の防災関係機関等の協力を求める。

(3) 総合防災体制

第2次防災体制によっても対応できない重大な災害 に対して、知事は防災関係機関による緊急かつ統一的な防災活動を行うため、現地防災本部を設置して対応する。

2 関係機関の防災 業務の大綱

関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱を定めており、本市に係るものは、次のとおりである。

(1) 新居浜市（特別防災区域所在市）

ア～キ (省略)

ク 災害情報の収集、伝達及び災害広報 に関すること。

ケ 消火活動等の実施及び自衛防災組織（共同防災組織 を含む。）に対する指揮に関すること。

コ～チ (省略)

(2) 特定事業者 _____

特定事業者は、特別防災区域に係る防災に関し、第一次的責任を有することを自覚するとともに、石油コンビナート等災害防止法その他関係法令を遵守し、保安管理体制の強化、自衛防災組織等の整備を行い、相互に連携共同して一次的な防災体制の確立を図る。

ア～カ (省略)

キ 異常現象発生時の通報連絡 _____ に関する事。

3 災害応急対策計画

特別防災区域に係る災害時における災害の防_御及び拡大の防止をするための応急対策について定めており、その記載項目について、以下に示す。

(1) 災害情報の伝達および広報

ア～イ (省略)

ウ 災害広報

(ア) 市の広報活動

a 避難指示等及び避難所の開設状況

b (省略)

(イ) 消防機関の広報活動

a (省略)

b 警戒区域の設定状況等の周知徹底

(通報伝達系統図) (次ページのとおり)

(2) 特定事業所の自衛消防組織等の活動基準 (省略)

(3) 災害別応急対策

ア 火災、爆発応急対策

イ 浮き屋根式屋外貯蔵タンク全面火災応急対策

ウ 有毒ガス漏えい等応急対策

エ 流出油等応急対策

オ 海上火災応急対策

カ 地震等応急対策

(4) ～ (10) (省略)

(2) 特定事業者 (特定事業者と共同して共同防災組織を設置した他の事業者を含む。)

ア～カ (省略)

キ 異常現象発生時の通報連絡体制の整備に関する事。

3 災害応急対策計画

特別防災区域に係る災害時における災害の防_ぎよ及び拡大の防止をするための応急対策について定めており、その記載項目について、以下に示す。

(1) 災害情報の伝達および広報

ア～イ (省略)

ウ 災害広報

(ア) 市の広報活動

a 避難の勧告又は指示、避難所の開設状況

b (省略)

(イ) 消防機関の広報活動

a (省略)

b 警戒区域設定の状況等の周知徹底

(通報伝達系統図) (次ページのとおり)

(2) 特定事業所の自衛消防組織等の活動基準 (省略)

(3) 災害別応急対策

ア 火災、爆発応急対策

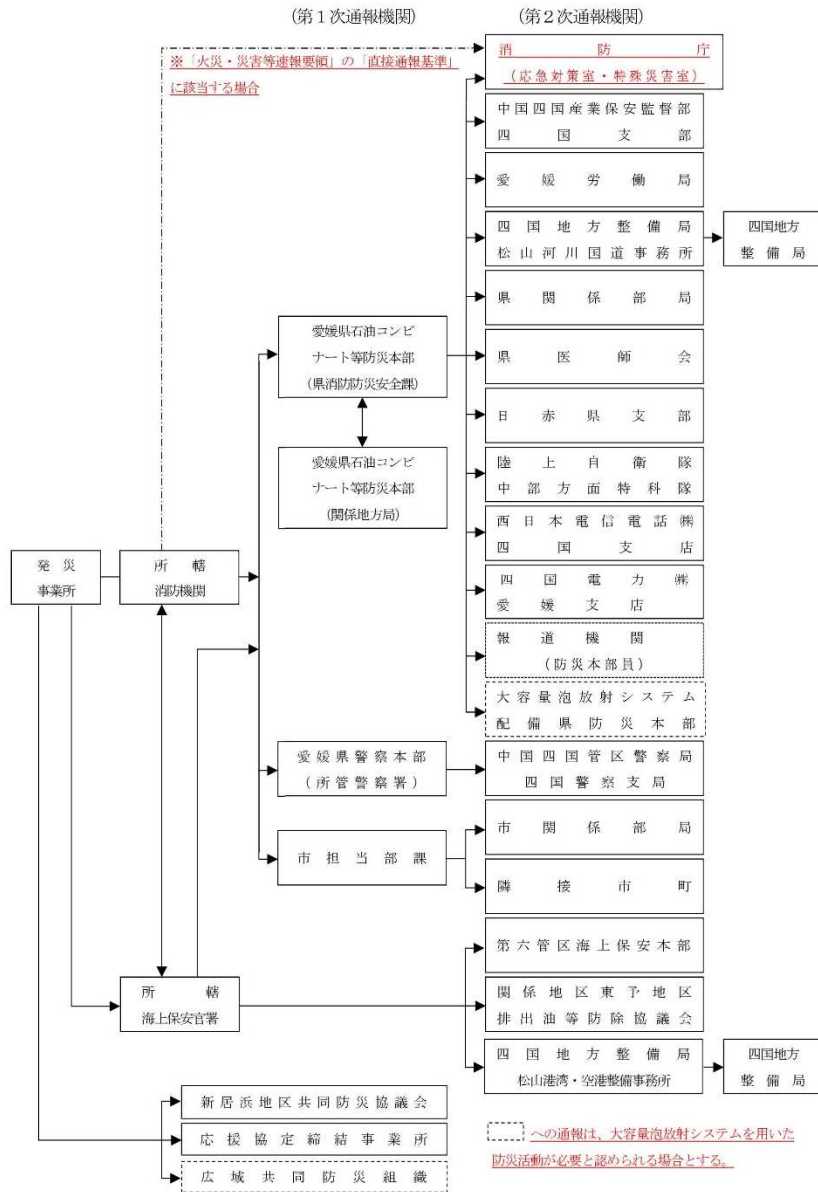
イ 有毒ガス漏えい等応急対策

ウ 流出油等応急対策

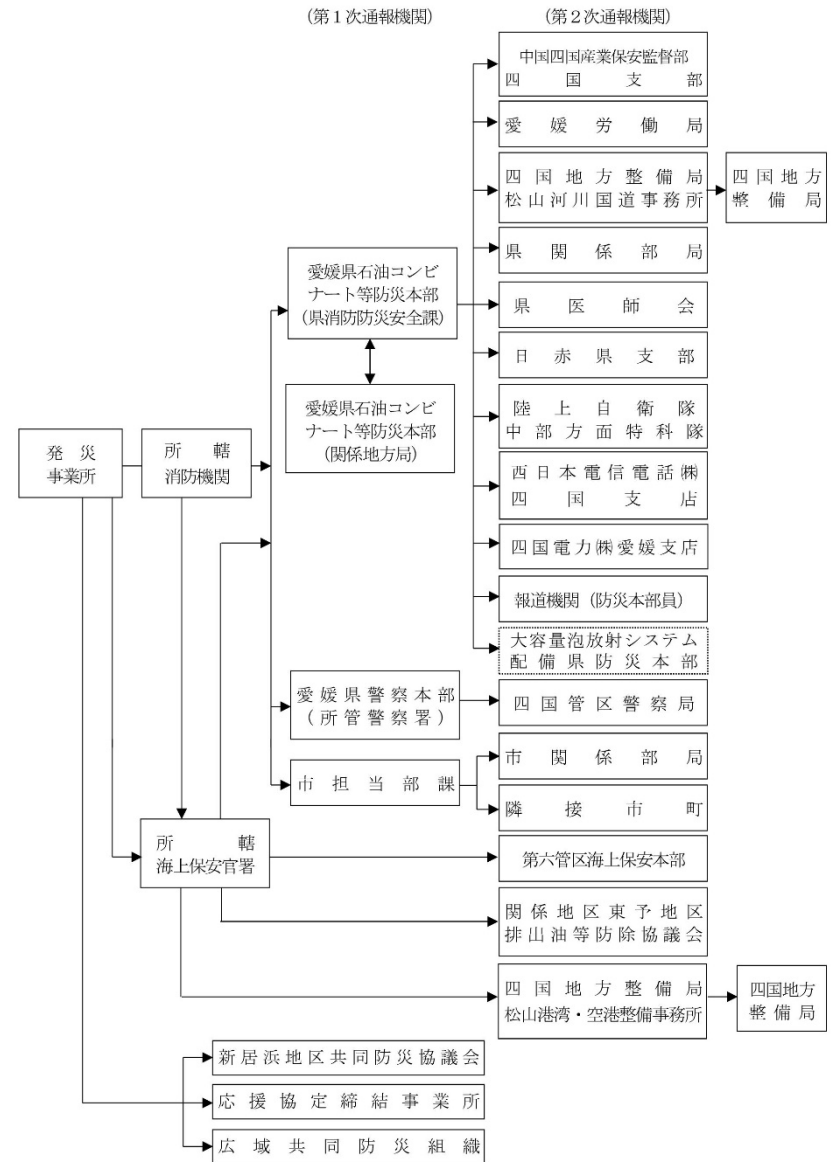
エ 海上火災応急対策

(4) ～ (10) (省略)

通報伝達系統図



通報伝達系統図



資料編 ・石油コンビナート等防災計画 [P40](#)

【風水害等対策編 P 2 1 4】

第3章 災害応急対策

第35節 突発重大事故等応急対策（省略）

資料編 ・新居浜市集団救急事故時の救急救護活動計画 [P197](#)
・鉄道災害時の安全対策に関する覚書 [P323](#)

【風水害等対策編 P 2 1 5～P 2 1 6】

第4章 災害復旧・復興対策（本文省略）

第1節 公共施設災害復旧対策

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

1 被災施設の復旧等

(1) 被災施設の復旧等

災害により被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連絡体制の整備・強化を図るものとし、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、おおむね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。
ア（省略）

イ 道路、海岸、河川、港湾、漁港、上水道、下水道、都市公園施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）によ

資料編 ・石油コンビナート等防災計画 [P29](#)

【風水害等対策編 P 2 0 1】

第3章 災害応急対策

第35節 突発重大事故等応急対策（省略）

資料編 ・新居浜市集団救急事故時の救急救護活動計画 [P186](#)
・鉄道災害時の安全対策に関する覚書 [P362](#)

【風水害等対策編 P 2 0 2～P 2 0 3】

第4章 災害復旧・復興対策（本文省略）

第1節 公共施設災害復旧対策

_____指定地方____機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

1 被災施設の復旧等

(1) 被災施設の復旧等

災害により被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、_____

_____ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、おおむね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。
ア（省略）

イ 道路、海岸、河川、港湾、漁港、_____下水道施設、都市公園_____については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）によ

り実施する。
ウ～オ(省略)

カ 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)により実施する。

キ 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

(2) 災害廃棄物の処理(本文省略)

ア 市及び県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

イ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

ウ 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

エ 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

2 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進 ～ 4 海上災害復旧・復興対策(省略)

【風水害等対策編 P217～P219】

第4章 災害復旧・復興対策

第2節 復興計画(本文省略)

1 復興計画の作成(本文省略)

により実施する。
ウ～オ(省略)

カ 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。

キ 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)により実施する。

ク 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

(2) 災害廃棄物の処理(本文省略)

ア 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

2 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進 ～ 4 海上災害復旧・復興対策(省略)

【風水害等対策編 P204～P205】

第4章 災害復旧・復興対策

第2節 復興計画(本文省略)

1 復興計画の作成(本文省略)

(1) ~ (5) (省略)

(6) 大規模災害からの復興に関する法律等の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

また、市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

2 防災まちづくりを目指した復興

(1) ~ (5) (省略)

(6) 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。

(7) ~ (9) (省略)

3 復興財源の確保

(1) ~ (3) (省略)

(4) 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等により、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

ア (省略)

(1) ~ (5) (省略)

(6) 大規模災害からの復興に関する法律__の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

また、市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

2 防災まちづくりを目指した復興

(1) ~ (5) (省略)

(6) 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物_____の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。

(7) ~ (9) (省略)

3 復興財源の確保

(1) ~ (3) (省略)

(4) 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等に伴い、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

ア (省略)

イ その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等により復興財源の確保を検討する。

4 事業促進の留保事項（省略）

【風水害等対策編 P220】

第4章 災害復旧・復興対策

第3節 災害復旧資金（本文省略）

1 日本郵便株式会社四国支店の活動（省略）

2 災害復興住宅の建設

市は、災害により滅失又は損傷した家屋に対して、低利で貸付条件の有利な住宅金融支援機構の災害復興資金を利用して住宅の建設及び補修を行う災害復興住宅貸付資金制度の周知に努める。

3 中小企業を対象とした支援 ～ 4 農林漁業者を対象とした支援（省略）

【風水害等対策編 P221～P225】

第4章 災害復旧・復興対策

第4節 被災者等に対する支援

_____災害からの速やかな復旧を図るため、市、県及び関係機関は、次とおり被災者への措置を講ずる。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）を実施するほか、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 要配慮者の支援 ～ 3 災害脅威金等の支給（省略）

4 被災者の経済的再建支援

(1) 基本方針（省略）

(2) 市の活動

ア（省略）

イ その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。

4 事業促進の留保事項（省略）

【風水害等対策編 P206】

第4章 災害復旧・復興対策

第3節 災害復旧資金（本文省略）

1 日本郵便株式会社四国支店の活動（省略）

2 災害復興住宅の建設

市は、災害により滅失又は損傷した家屋に対して、低利で貸付条件の有利な住宅金融公庫の災害復興資金を利用して住宅の建設及び補修を行う災害復興住宅貸付資金制度の周知に努める。

3 中小企業を対象とした支援 ～ 4 農林漁業者を対象とした支援（省略）

【風水害等対策編 P207～P211】

第4章 災害復旧・復興対策

第4節 被災者等に対する支援

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、市は関係機関と協力し、次とおり被災者への措置を講ずる。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、_____

_____見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 要配慮者の支援 ～ 3 災害脅威金等の支給（省略）

4 被災者の経済的再建支援

(1) 基本方針（省略）

(2) 市の活動

ア（省略）

イ 罹災証明書^書の発行

(ア) 発行の手続

調査班は、本部に集約された個別調査結果に基づき、「罹災台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書^書」発行申請に対して、この「罹災台帳」により確認のうえ発行する。

また、「罹災台帳」により確認できない場合でも、申請者の立証資料を基に客観的に判断できるときは「罹災証明書^書」を発行する。

なお、「罹災証明書^書」の手数料については、無料とする。

資料編	・様式 I 罹災台帳	P814
	・様式 I 罹災証明書交付申請書	P816
	・様式 I 罹災証明書	P817

(イ) 証明の範囲 (省略)

ウ 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術の積極的な活用を検討する。

エ 災害援護資金の貸付け等

被災者のうち要件に該当する者に対する災害援護資金、生活福祉資金その他の融資等について、県、市社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、次のうち適切な資金の融通を行う。

(ア) ～ (オ) (省略)

オ 被災者生活再建支援制度の活用

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が適用された場合は、支援金が支給されるので、積極的に活用する。

(ア) 対象となる災害の程度

a ～ e (省略)

f a 若しくは b の市町村を含む都道府県又は c の都道府県が 2 以上

イ 罹災証明^書の発行

(ア) 発行の手続

調査班は、本部に集約された個別調査結果に基づき、「罹災台帳」を作成し、被災者の「罹災証明^書」発行申請に対して、この「罹災台帳」により確認のうえ発行する。

また、「罹災台帳」により確認できない場合でも、申請者の立証資料を基に客観的に判断できるときは「罹災証明^書」を発行する。

なお、「罹災証明^書」の手数料については、無料とする。

資料編	・様式 I 罹災台帳	P812
	・様式 I 罹災証明書交付申請書	P814

(イ) 証明の範囲 (省略)

ウ 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。_____

エ 災害援護資金の貸付け等

被災者のうち要件に該当する者に対する災害援護資金、生活福祉資金その他の融資等について、県、市社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、_____適切な資金の融通を行う。

(ア) ～ (オ) (省略)

オ 被災者生活再建支援制度の活用

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が適用された場合は、支援金が支給されるので、積極的に活用する。

(ア) 対象となる災害の程度

a ～ e (省略)

f a 若しくは b の市町村を含む都道府県又は c の都道府県が 2 以上

ある場合に、人口10万人未満の市町村にあっては5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村、また、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた市町村

(イ) 支給対象世帯

a ～ b (省略)

c 災害による危険な状態が継続等の理由により、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯

d (省略)

e 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (中規模半壊世帯)

資料編 ・被災者生活再建支援制度の概要 P850

カ (省略)

(3) 市社会福祉協議会の活動 (省略)

5 被災者の生活確保 (本文省略)

(1) (省略)

(2) 雇用対策

ア (省略)

イ 市の活動

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

(3) 生活保護 (省略)

6 生活再建支援策等の広報 (省略)

7 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、次の支援策を講ずる。

また、県及び市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(1) ～ (2) (省略)

ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 (人口10万人未満に限る)

2世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた市町村 (人口5万人未満に限る)

(イ) 支給対象世帯

a ～ b (省略)

c 災害による危険な状態が継続し_____、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

d (省略)

資料編 ・被災者生活再建支援制度の概要 P849

カ (省略)

(3) 市社会福祉協議会の活動 (省略)

5 被災者の生活確保 (本文省略)

(1) (省略)

(2) 雇用対策

ア (省略)

イ 市の活動

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に通知する。

(3) 生活保護 (省略)

6 生活再建支援策等の広報 (省略)

7 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための_____支援策を講ずる。

また、県及び市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(1) ～ (2) (省略)

